

8B-1 no. 40

年少労働資料37号

昭和 57 年 版

勤 勞 青 少 年 の 現 状



労働省婦人少年局

昭和 57 年 版

勤 勞 青 少 年 の 現 状



勞 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

この小冊子は、政府関係機関の発表した最新の統計資料から、勤労青少年に関するものを取りまとめたもので、主として勤労青少年の現状を統計的側面から紹介することを目的として作成したものである。

また、本文3の「勤労青少年の福祉施策の現状」については、できる限り昭和57年度の施策を中心に説明を行なった。

勤労青少年問題に関心を持たれる方々に広く御利用いただければ幸いである。

昭和57年12月

労働省婦人少年局長

目 次

はしがき

勤労青少年の現状

1 概 況	1
2 職業生活の動向	7
(1) 就 業 状 況	7
イ 労働力人口	7
ロ 就 業 者	8
ハ 雇 用 者	16
(2) 新規学校卒業者の就職状況	22
イ 概 況	22
ロ 中学校・高等学校卒業者の状況	30
ハ 短期大学・大学卒業者の状況	42
(3) 職場における勤労青少年指導の状況等	58
(4) 離 職 状 況	70
(5) 労 働 条 件	76
イ 賃 金	76
(イ) 概 況	76
(ロ) 新規学校卒業者の初任給	78
ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇等	82
(6) 労 働 災 害	92
(7) 年少者に係る労働基準法違反状況	94
3 勤労青少年の福祉施策の現状	96
(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策	96
イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動	96

ロ	職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する（時間の） 配慮についての事業主に対する指導，啓発等	96
ハ	勤労青少年ホームの充実	96
ニ	勤労青少年スポーツ活動の振興	98
ホ	魅力ある職場づくりの促進	99
ヘ	勤労青少年の国際交流の促進	99
ト	実態調査の実施	99
チ	勤労青少年余暇活動研究会による研究	100
(2)	勤労青少年指導者の養成，確保に関する施策	100
イ	勤労青少年指導者大学講座の実施	100
ロ	勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催	100
ハ	勤労青少年福祉推進者講習会の開催	101
ニ	勤労青少年福祉員の活動への援助	101
ホ	婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員制度の活用	102
ヘ	勤労青少年福祉シンポジウムの開催	102
ト	勤労青少年指導者会議の開催	102
(3)	年少労働者の保護に関する施策	103
(参考資料)		
1	勤労青少年福祉法	114
2	勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示	120
3	勤労青少年ホーム一覧	124
4	勤労青少年ホーム災害補償保険制度	143

図 表 目 次

(就業状況等)

表 1	15歳以上青少年人口、労働力人口の推移	7
表 2	従業上の地位別青少年就業者数の推移	8
図 1	従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移	9
表 3	産業別青少年就業者数の推移	10
図 2	産業別青少年就業者数の構成比の推移	11
表 4	職業別青少年就業者数の推移	12
図 3	職業別青少年就業者数の構成比の推移	13
図 4	産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	14
図 5	職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	15
図 6	同年齢人口中に占める青少年雇用者の割合の推移	16
図 7	総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移	17
表 5	規模別青少年雇用者数の推移	18
図 8	規模別青少年雇用者数の構成比の推移	19
表 6	親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生活している青少年雇用者数の推移	20
表 7	15～17歳の人口、労働力人口、就業者数、雇用者数の推移	21
表 8	規模別15～17歳雇用者数の推移	21
表 9	新規学卒者の学歴別就職者数の推移	22
図 9	新規学卒者の学歴別卒業者に占める就職者数の割合の推移	23
図 10	新規学卒就職者の学歴別構成比の推移	24
図 11	新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比の推移	25
表 10	中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	26
表 11	高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	28
表 12	新規学卒者の職業紹介状況	30
表 13	新規学卒者を除く(一般)青少年の有効求人倍率の推移	31
表 14	新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移(中学校卒業業者)	32
表 15	新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移(高等学校卒業業者)	34

表 16	新規学卒者の規模別求人，就職者数の推移	36
表 17	新規学卒者の県外就職者数の推移	37
表 18	中学校卒業者の主要地域間移動状況	38
表 19	高等学校卒業者の主要地域間移動状況	40
表 20	短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	42
表 21	短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	43
表 22	大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	44
表 23	大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	45
表 24	短期大学の関係学科別，職業別就職者数	46
表 25	大学の関係学科別，職業別就職者数	48
表 26	都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況	50
表 27	都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況	54
(職場における勤労青少年指導の状況等)		
図 12	福祉推進者の活動の種類	58
図 13	勤労青少年からの相談受理の内容	59
図 14	勤労青少年の職場に関する指導の有無及び指導をした場合の内容	60
図 15	勤労青少年の余暇活動に関する指導の有無及び指導した場合の内容	61
図 16	福祉推進者活動の程度と活動をしていないとする場合の理由	62
図 17	現代の勤労青少年の特徴	63
図 18	高学歴化の進行に対応する青少年対策の内容	64
図 19	オートメーション化の進行に対応する青少年対策の内容	65
図 20	高齢化の進行に対応する青少年対策の内容	66
図 21	有業青少年の生活行動時間	68
表 28	能動的 3 次活動の行動者率	69
(離職状況)		
表 29	中学校卒業者の産業別離職率の推移	70
表 30	中学校卒業者の規模別離職率の推移	71
表 31	高等学校卒業者の産業別離職率の推移	72
表 32	高等学校卒業者の規模別離職率の推移	73

表 33	就職後1年間における在職月数別離職状況の推移 (労働条件)	74
表 34	青少年1人平均月間所定内給与額	76
表 35	産業、学歴別初任給額	78
表 36	規模、学歴別初任給額	80
表 37	主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の 推移	82
表 38	主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移	84
表 39	週休以外の休日日数階級別企業数の割合	86
図 22	週休以外の休日の種類別採用率及び平均休日日数	87
表 40	労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数及び消化 率	88
図 23	連続休暇の付与日数階級別企業数の割合	89
表 41	連続休暇の休暇日の種類別採用企業数の割合及び1企業平均休 暇日数	90
図 24	連続休暇の時期別実施率及び1企業平均連続休暇日数 (労働災害)	91
表 42	産業別労働災害発生件数 (労働基準法違反)	92
表 43	労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移 (勤労青少年ホーム)	94
表 44	年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況	104
表 45	勤労青少年ホーム利用状況	106
	(その1) 登録人員	106
	(その2) 内容別利用延人員の推移	106
	(その3) 内容別利用延人員の構成比の推移	107
	(その4) 昭和56年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数	107
	(その5) クラブ活動内容別利用状況(昭和56年度)	108
	(勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者)	
表 46	勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況	111

勤 労 青 少 年 の 現 状

1 概 況

(就 業 者)

労働力調査によると、昭和56年の青少年労働力人口（15～24歳）は700万人で、労働力率は43.6%となっている。

また、総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合は12.3%で、これを年齢階級別にみると15～19歳は2.6%、20～24歳は9.7%の割合である。

青少年労働力人口のうち、就業者数は672万人で、これを従業上の地位別にみると、92.3%（620万人）が雇用者、5.5%（37万人）が家族従業者、1.9%（13万人）が自営業主となっている。

また、産業別にみると、全体の34.2%（230万人）を占めている卸売・小売・金融・保険・不動産業が最も多く、次いで製造業（全体の23.5%、158万人）、サービス業（同22.0%、148万人）等が目立っており、以上の3産業に青少年就業者の8割（79.7%）が集中している。

職業別にみると、技能工・生産工程作業者及び労務作業者（全体の30.8%、207万人）、事務従事者（同29.9%、201万人）、販売従事者（同12.8%、86万人）、専門的・技術的職業従事者（同10.4%、70万人）、保安職業・サービス職業従事者（同10.3%、69万人）が大きく、以上の5職業に青少年就業者の9割以上（94.2%）が集中している。

青少年就業者数を昭和45年と比べると、実数で415万人、率で38.2%減少している。これを従業上の地位別にみると、雇用者で319万人（減少率34.0%）、家族従業者で88万人（同68.8%）、自営業主で7万人（同35.0%）それぞれ減少している。この結果、従業上の地位別構成比は昭和45年と比べて、雇用者で5.9ポイント上昇、家族従業者で6.0ポイント低下、自営業主はほぼ同水準で推移している。

青少年就業者数の減少は、産業構造の変化等と相関して、青少年の産業別就業分野を大きく変えている。昭和45年と比べると、各産業いずれも減

少しているが、なかでも減少数では製造業（210万人、減少率57.1％）、減少率では農業・林業・狩猟業（47万人、同78.3％）が特に大きい。この結果、昭和45年には、全産業中、最も大きな割合を占めていた製造業（33.9％）は2位となり、2位であった卸売・小売・金融・保険・不動産業（27.4％）は逆転（昭和50年に製造業は28.8％、卸売・小売・金融・保険・不動産業は30.4％で逆転）して首位となっている。

また、職業別にみると、専門的・技術的職業従事者（19万人、増加率37.3％）を除いて、各職業いずれも減少しており、なかでも減少数では技能工・生産工程作業員及び労務作業員、減少率では農林・漁業作業員が大きい。

就業者の高齢化が進行している中で、昭和56年の全就業者中に占める青少年就業者の割合を産業別にみると、卸売・小売・金融・保険・不動産業が15.6％（昭和45年26.0％）で最も高く、次いでサービス業の14.4％（同22.5％）、公務13.9％（同22.4％）、製造業11.4％（同26.7％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業10.1％（同20.4％）等となっており、昭和45年に比べていずれもその割合は低下している。

職業別に青少年就業者の占める割合をみると、事務従事者の21.3％（昭和45年35.2％）、専門的・技術的職業従事者の15.5％（同17.3％）、保安職業・サービス職業従事者の14.6％（同25.1％）、技能工・生産工程作業員及び労務作業員の11.1％（同24.6％）、販売従事者の10.6％（同19.0％）等が高く、昭和45年の割合と比べると、いずれもその割合は低下している。

また、親元を離れて単身で生活している青少年雇用者数は非農林業の青少年雇用者（619万人）のうち、143万人（昭和50年200万人）で、非農林業青少年雇用者の23.1％（同27.9％）を占めている。これらの者を年齢階級別に構成比でみると15～19歳が21.7％（同25.5％）、20～24歳が78.3％（同74.5％）となっており、昭和50年と比べると15～19歳層の割合が低下している。

青少年雇用者（620万人）のうち、18歳未満の年少者は21万人（昭和45年72万人）で青少年雇用者の3.4％（同7.7％）を占めている。

非農林業に雇用されている年少者（21万人）を企業規模別に構成比で見ると、1～29人規模が47.6％（昭和45年37.5％）、30～99人規模（同11.1％）、100～499人規模（同15.3％）がそれぞれ14.3％、1,000人以上規模が4.8％（同23.6％）、なお、500～999人規模は0.0％（同8.3％）で、官公（同4.2％）は14.3％である。

（新規学校卒業者の就職状況）

学校基本調査によると、昭和57年3月新規学校卒業就職者数は、中学校卒業生6万2千人（昭和45年27万1千人）、高等学校卒業生62万1千人（同81万7千人）、短期大学卒業生13万人（同8万人）、大学卒業生29万3千人（同18万8千人）で、その構成比は中学校卒業生5.6％（昭和45年20.0％）、高等学校卒業生56.1％（同60.2％）、短期大学卒業生11.8％（同5.9％）、大学卒業生26.5％（同13.9％）となっている。

卒業生中に占める就職者（就職進学者を含む。）の割合は中学校卒業生4.0％（昭和45年16.3％）、高等学校卒業生42.9％（同58.2％）、短期大学卒業生77.8％（同70.3％）、大学卒業生76.7％（同78.1％）である。

昭和45年に比べると、中学校・高等学校卒業生では進学率の上昇により、就職率が大きく低下していること、一方、短期大学・大学卒業生では、新規学校卒業就職者総数中に占めるその割合が19.8％から38.3％と大きく伸び、高学歴化の進行を示している。

職業安定業務統計により、昭和57年3月中学校・高等学校卒業就職者の県外就職者数をみると、中学校卒業生は9千人（昭和45年6万9千人）、高等学校卒業生は14万7千人（同11万3千人）で、全就職者中に占める県外就職者の割合はそれぞれ20.8％（同34.9％）、28.3％（同29.6％）となっている。なお、県外就職率は昭和48年3月卒業就職者（中学卒37.2％、高校卒36.3％）をピークとして年々低下を続け、地元就職志向が強

まっていたが、この傾向も頭打ちの状態となっている。

学校基本調査により、昭和57年3月大学卒業就職者の就職地域状況をみると、出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者は就職者総数の27.4%、他県の大学を卒業し、再び出身高校の所在地県に戻って就職した者は就職者総数の27.6%となっており、就職者総数の55.0%が出身高校と同一の県内の事業所に就職している。

（職場における勤労青少年指導の状況等）

職場における勤労青少年指導に関する実態調査—勤労青少年福祉推進者活動—によると、昭和56年11月1日現在、福祉推進者活動の主なものとして「職場の人間関係に関すること」、「勤労青少年の福利厚生に関すること」、「寮・寄宿舎に関すること」、「悩みや人生上の相談に関すること」（それぞれ50%以上）を挙げている。また、過去1年間の活動状況をみると、①勤労青少年から相談を受けた者は68.3%で、相談内容の主なものとして、「寮生活に関すること」、「職場の人間関係に関すること」、「離転職に関すること」、「仕事のやり方に関すること」、「レクリエーション活動に関すること」等、②勤労青少年の職場に関する指導をした者は74.0%で、指導した主な内容として「職場の人間関係に関すること」、「勤労青少年の能力開発に関すること」、「勤労青少年の福利厚生に関すること」等、③勤労青少年の余暇活動に関する指導をした者は70.1%で、指導した主な内容として「スポーツ活動」、「文化教養活動」、「各種資格取得指導」等を挙げている。

また、10年ぐらい前と比べて、現代の勤労青少年の特徴と思えるものは何かという問に対して、「合理性が高まった」が最も多く、次いで「金銭感覚が強くなった」、「他人に対する思いやりが乏しくなった」、「礼儀が無作法になった」、「協調性が弱くなった」等を挙げている。

10年間の推移は各事業所においても「高学歴化の進行」、「オートメーション化の進行」、「従業員の高齢化の進行」等、様々な変化の影響下にあるが、事業所ではこれらに対応する青少年対策の実態はどうであるかに

対して、①高学歴化の進行に対応する青少年対策を立てているとする事業所は57.2%で、対策の主な内容として「職業能力をのばすための企業内教育の充実」、「提案制度・小集団活動等の職場参加制度の促進」、「知識・技術に適合する人事配置・処遇」、「各種資格免許の取得に対する配慮」、「勤労学生優遇制度の採用・充実」等、②オートメーション化の進行に対応する青少年対策を立てているとする事業所は43.9%で、対策の主な内容として「企業内教育の充実」、「提案制度・苦情処理制度等による職場参加意識の高揚」、「職場のレクリエーション活動の援助」、「各種資格免許の取得に対する配慮」、「クラブ・サークル活動の援助」、③従業員の高齢化の進行に対応する青少年対策を立てているとする事業所は46.8%で、対策の主な内容として「若手登用の人事方針をもつ」、「上厚下薄の賃金制度を見直し、勤労青少年の賃金を配慮」、「職場参加制度等を通じて勤労青少年の意見を採り上げる」、「中高年齢者と勤労青少年との間の意思の疎通を図る」、「有給教育訓練制度の採用・充実」等を挙げている。

（離職状況）

新規学校卒業就職者の就職離職状況調査によると、昭和55年3月中学校・高等学校卒業就職者の1年後（昭和56年3月末現在）の離職率は、中学校卒業者は30.3%（前年27.6%）、高等学校卒業者は17.2%（同17.8%）で引き続き中学校卒業者の離職率は上昇している（昭和45年3月中学校卒業者19.1%、高等学校卒業者19.1%）。また、3年後（昭和53年3月卒業就職者で、昭和56年3月末現在）の離職率をみると、中学校卒業者は50.5%（前年48.8%）、高等学校卒業者は41.1%（同40.4%）で中学校卒業者の場合、就職後3年で就職者の約半数が離職している（昭和45年3月中学校卒業者48.0%、高等学校卒業者46.6%）。

（労働条件）

賃金構造基本統計調査によると、昭和56年の17歳以下の1人平均月間所定内給与額は男子9万1,900円（対前年上昇率3.6%）、女子8万4,400円（同6.7%）、18～19歳では男子10万7,900円（同5.6%）、女子9万

9.900 円（同 5.9 %），20～24 歳では男子 13 万 800 円（同 5.2 %），女子 11 万 4.800 円（同 5.9 %）となっている。

一方，昭和56年3月新規学校卒業者の初任給は，中学校卒業者の場合，男子 8 万 5,000 円（対前年上昇率 4.8 %），女子 7 万 7,500 円（同 5.9 %），高等学校卒業男子 9 万 8,400 円（同 6.0 %），女子 9 万 3,100 円（同 5.4 %），短期大学卒業男子 10 万 6,500 円（同 5.8 %），女子 10 万 2,600 円（同 5.3 %），大学卒業男子 12 万 800 円（同 5.5 %），女子 11 万 5,000 円（同 5.8 %）となっている。

賃金労働時間制度総合調査によると，昭和56年の週所定労働時間は 1 企業平均で 44 時間 31 分（前年 44 時間 35 分），労働者 1 人平均で 41 時間 50 分（同 41 時間 53 分）となっている。

何らかの形態で週休 2 日制を採用している企業は 47.8 %（何らかの形態による週休 2 日制の適用を受けている労働者 74.7 %）で，その内容としては「完全週休 2 日制」 5.7 %（適用を受けている労働者 24.1 %），「月 3 回週休 2 日制」 3.2 %（同 7.0 %），「隔週週休 2 日制」 7.9 %（同 10.7 %），「月 2 回週休 2 日制」 14.8 %（同 18.4 %），「月 1 回週休 2 日制」 16.3 %（同 14.5 %）となっている。

週休以外の平均休日日数は 16.9 日（前年 16.8 日）で，労働者 1 人平均の年次有給休暇付与日数は 15.0 日（同 14.4 日），年次有給休暇の平均取得日数は 8.3 日（同 8.8 日），年次有給休暇の平均消化率は 55 %（同 61 %）となっている。

2 職業生活の動向

(1) 就業状況

イ 労働力人口

昭和56年（年平均）の青少年労働力人口（15～24歳）は700万人（前年699万人）、労働力率（青少年人口中に占める青少年労働力人口の割合）は43.6％（同43.4％）で前年とあまり変わっていない（表1）。

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口	労働力人口	労働力率	労働力人口の年齢別割合	総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合
	昭和	万人	万人	％	％	％
計	45年	1,995	1,108	55.5	100.0	21.5
	50	1,712	819	47.8	100.0	15.4
	54	1,605	706	44.0	100.0	12.6
	55	1,612	699	43.4	100.0	12.4
	56	1,605	700	43.6	100.0	12.3
15～19歳	45	927	301	32.5	27.2	5.8
	50	797	168	21.1	20.5	3.2
	54	804	147	18.3	20.8	2.6
	55	821	147	17.9	21.0	2.6
	56	819	146	17.8	20.9	2.6
20～24歳	45	1,068	807	75.6	72.8	15.7
	50	915	651	71.1	79.5	12.2
	54	801	559	69.8	79.2	10.0
	55	791	552	69.8	79.0	9.8
	56	786	554	70.5	79.1	9.7

注1) 昭和45年の数字には沖縄県は含まれていない。

2) 数字は各年とも年平均である。

以上の(注)は以下の各表について同じ。

総理府一労働力調査

ロ 就 業 者

青少年労働力人口（700万人）のうち、就業者数は672万人で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が138万人（構成比20.5%）、20～24歳が534万人（同79.5%）で、前年に比べると3万人の減少（減少率0.4%）となっている。

表2により、青少年就業者数を従業上の地位別にみると、自営業主が13万人（前年12万人）、家族従業者が37万人（同40万人）、雇用者が620万人

表2 従業上の地位別青少年就業者数の推移

		(万人)			
区 分		総 数	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者
計	昭和45年	1,087	20	125	939
	50	795	15	61	718
	54	681	13	44	621
	55	675	12	40	620
	56	672	13	37	620
15～19歳	45	295	1	35	258
	50	163	1	13	149
	54	140	1	11	127
	55	141	1	10	129
	56	138	1	9	128
20～24歳	45	792	19	90	681
	50	632	14	48	569
	54	541	12	33	494
	55	534	11	30	491
	56	534	12	28	492

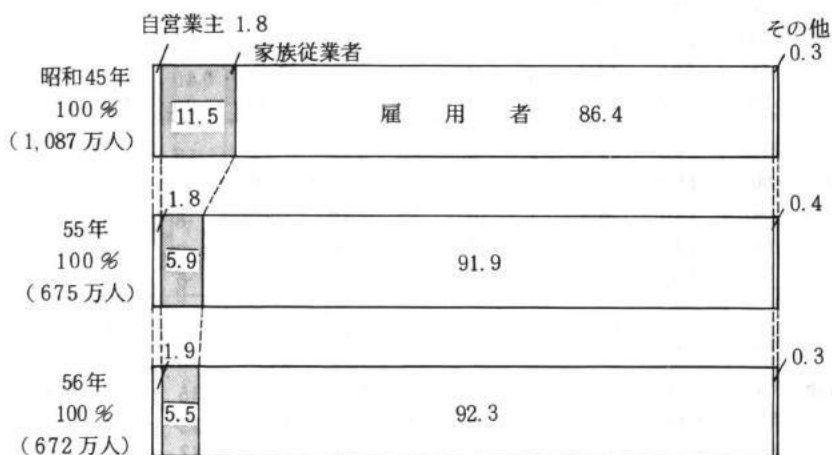
注) 数字は推定値の千位で四捨五入したものであり、総数は分類不能の数を含むため、計と内訳の合計とは必ずしも一致しない。以下同じ。

総理府一労働力調査

(同 620 万人)となっており、前年に比べると家族従業者の減少が目立っている。年齢階級別に対前年従業上の地位別就業者数の推移をみると、15～19歳では家族従業者と雇用者が減少しており、総数でみると対前年3万人の減少(減少率2.1%)となっている。20～24歳では家族従業者が引き続き減少しているが、この減少数がそのまま自営業主と雇用者の増加となっており、総数でみると前年と同水準となっている。このことから昭和56年の青少年就業者数の対前年減少は15～19歳層の家族従業者、雇用者の減少の影響によるものであることがわかる。

青少年就業者数を従業上の地位別構成比でみると、自営業主は全体の1.9%(前年1.8%)、家族従業者は5.5%(同5.9%)、雇用者は92.3%(同91.9%)となっており、図1でみるように、青少年就業者中に占める家族従業者の割合は低下、自営業主はほとんど同水準、雇用者は上昇している。

図1 従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移



総理府—労働力調査

青少年が比較的多く就業している産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（230万人、構成比34.2%）、製造業（158万人、同23.5%）、サービス業（148万人、同22.0%）で、これらの3産業に青少年就業者の約8割が集中している。

産業別就業者数を前年に比べると、製造業で7万人（増加率4.6%）、サービス業で1万人（同0.7%）増加している以外は減少又は同水準で推移している。対前年減少率の高い産業は農業・林業・狩猟業（13.3%）、公務（10.0%）である（表3、図2）。

表3 産業別青少年就業者数の推移

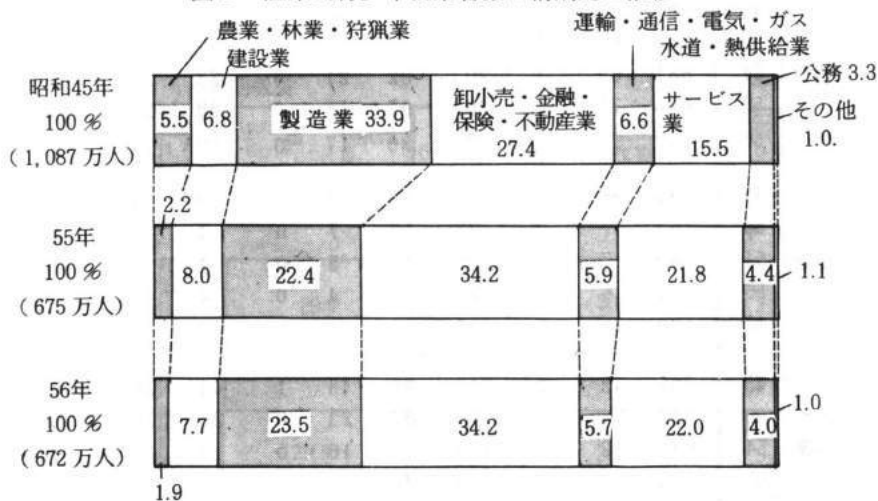
(万人)

区 分		全 産 業 計	農 狩 業 ・ 猟 林 業 業	漁 養 業 ・ 殖 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 融 小 ・ 動 売 保 産 金 ・ 業	運 電 輸 気 ・ 熱 ・ ガス 供 通 信 給 水 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和 45年	1,087	60	6	2	74	368	298	72	169	36
	50	795	26	4	1	64	229	242	45	139	43
	54	681	18	4	1	53	152	228	43	151	31
	55	675	15	4	1	54	151	231	40	147	30
	56	672	13	4	1	52	158	230	38	148	27
15～ 19歳	45	295	20	2	0	20	122	71	13	41	7
	50	163	6	1	0	12	60	47	7	22	7
	54	140	5	1	0	12	36	50	8	24	5
	55	141	4	1	0	12	38	51	7	22	5
	56	138	3	1	0	11	40	51	6	21	5
20～ 24歳	45	792	40	4	2	54	246	227	59	128	29
	50	632	20	3	1	52	169	195	38	117	36
	54	541	13	3	1	41	116	178	35	127	26
	55	534	11	3	1	42	113	180	33	125	25
	56	534	10	3	1	41	118	179	32	127	22

総理府一労働力調査

なお、産業別に青少年就業者の年齢階級別構成比（全産業計15～19歳20.5％，20～24歳79.5％）をみると，15～19歳の占める割合が平均（20.5％）を上回っている産業は製造業（25.3％），漁業・水産養殖業（25.0％），農業・林業・狩猟業（23.1％），卸売・小売・金融・保険・不動産業（22.2％），建設業（21.2％）で，20～24歳の占める割合が平均（79.5％）を上回っている産業は鉱業（100％），サービス業（85.8％），運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（84.2％），公務（81.5％）となっている（表3）。

図2 産業別青少年就業者数の構成比の推移



総理府—労働力調査

青少年が比較的多く就業している職業は、技能工・生産工程作業者及び
 労務作業者（207万人、構成比30.8％）、事務従事者（201万人、同29.9
 ％）、販売従事者（86万人、12.8％）で、これらの3職業に青少年就業
 者の7割強が集中している。

表4 職業別青少年就業者数の推移

(万人)

区 分		全 職 業 計	専門的・技術 的職業従事者	管理的・事務 的職業従事者	事務 従事者	販売 従事者	農林・漁 業従事者	採掘 作業者	運輸・通 信従事者	技能工・生 産工程作 業者及び 労務作 業者	保安職業・サ ービス職業従 事者
計	昭和45年	1,087	51	1	266	126	65	1	53	426	97
	50	795	62	1	218	99	30	0	29	276	79
	54	681	69	1	203	82	21	0	23	209	71
	55	675	71	1	202	87	18	0	23	203	69
	56	672	70	0	201	86	17	0	19	207	69
15～ 19歳	45	295	8	0	56	28	22	0	9	144	28
	50	163	7	0	38	17	7	0	4	73	17
	54	140	7	0	35	16	5	0	4	54	19
	55	141	6	0	36	17	4	0	4	55	19
	56	138	5	0	36	16	4	0	2	56	18
20～ 24歳	45	792	43	1	210	98	43	1	44	282	69
	50	632	55	1	180	82	23	0	25	203	62
	54	541	62	1	168	66	16	0	19	155	52
	55	534	65	1	166	70	14	0	19	148	50
	56	534	65	0	165	70	13	0	17	151	51

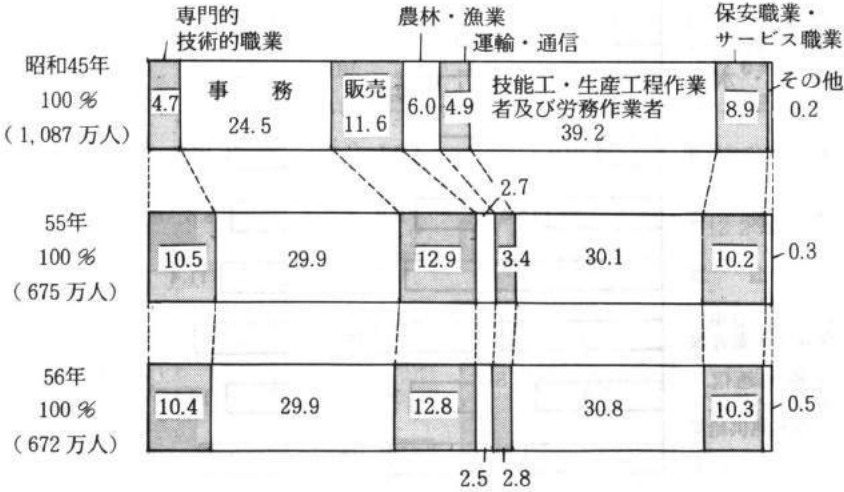
注) 昭和56年より、これまでの『採鉱・採石作業者』を『採掘作業者』に、
 『技能工・生産工程作業者及び単純作業者』の「単純作業者」を「労務作業
 者」にそれぞれ改称された。これは昭和55年の国勢調査に用いた職業分類
 が昭和50年の国勢調査に比べ改訂されたことによるため、これまで『保
 安職業・サービス職業従事者』の内訳の「その他」に属していた清掃員は
 新たに「労務作業者」に含まれている。

総理府－労働力調査

職業別就業者数を前年に比べると、技能工・生産工程作業者及び労務作業
 業者で増加している以外はいずれも減少又は同水準で推移している。対前
 年減少率の高い職業は運輸・通信従事者(17.4%)、農林・漁業作業者(5.6
 %)である(表4、図3)。

職業別に青少年就業者の年齢階級別構成比(全職業計15～19歳 20.5%
 20～24歳 79.5%)をみると15～19歳の占める割合が平均(20.5%)を上
 回っている職業は技能工・生産工程作業者及び労務作業者(27.1%)、保
 安職業・サービス職業従事者(26.1%)、農林・漁業作業者(23.5%)
 で、20～24歳の占める割合が平均(79.5%)を上回っている職業は専門

図3 職業別青少年就業者数の構成比の推移



注) 表4の註参照

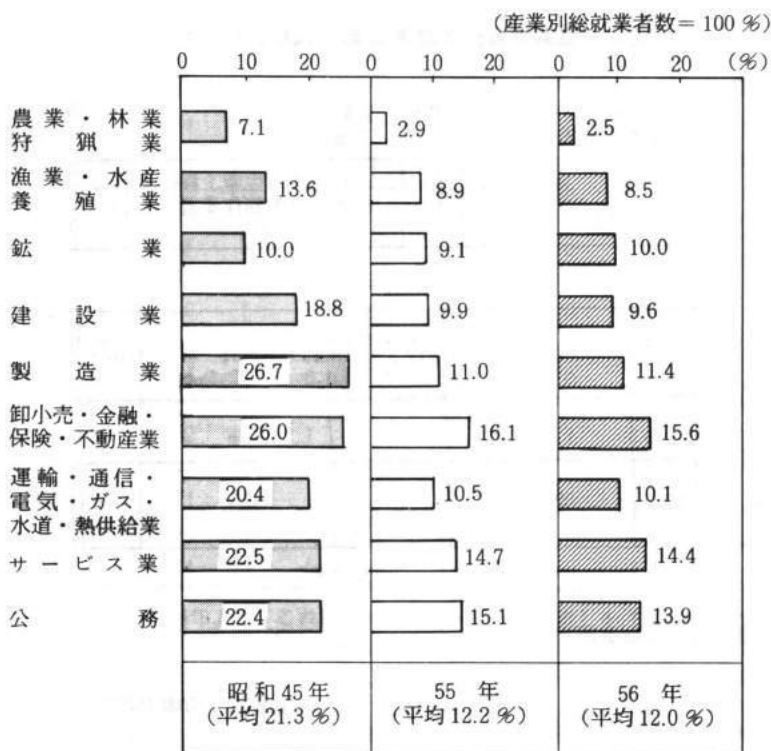
総理府一労働力調査

的・技術的職業従事者（92.9％）、運輸・通信従事者（89.5％）、事務従事者（82.1％）、販売従事者（81.4％）となっている（表4）。

図4により就業者総数中に占める青少年の割合を産業別にみると、平均（全産業計、総就業者中に占める青少年就業者の割合）は12.0％で、これを上回っている産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（15.6％）、サービス業（14.4％）、公務（13.9％）の3産業である。

前年に比べると、鉱業、製造業で若干上昇している以外は、いずれの産業においても、青少年の占める割合は低下している。

図4 産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移



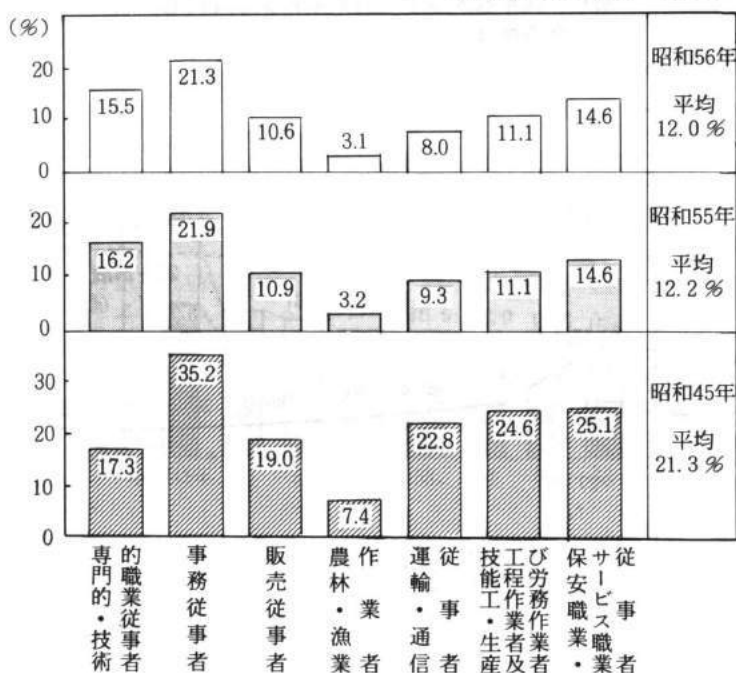
総理府一労働力調査

図5により、就業者総数中に占める青少年の割合を職業別にみると平均（全職業計、総就業者中に占める青少年就業者の割合）は12.0%でこれを上回っている職業は、事務従事者（21.3%）、専門的・技術的職業従事者（15.5%）、保安職業・サービス職業従事者（14.6%）の3職業である。なかでも事務従事者は他の職業に比べて5人中1人が青少年であるという高い割合を占めている。

前年に比べると、いずれの職業においても低下又は同水準で推移している。

図5 職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（職業別総就業者数=100%）



注) 表4の④参照

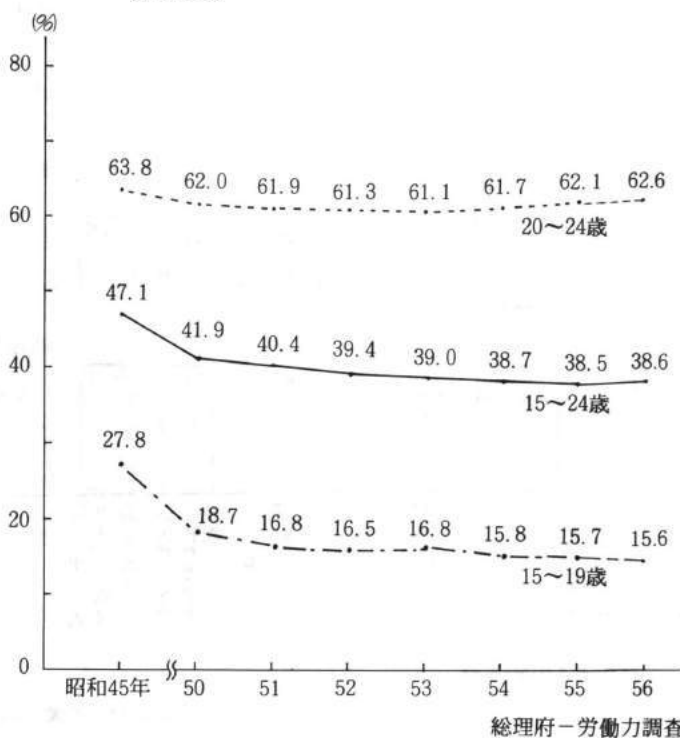
総理府一労働力調査

ハ 雇 用 者

昭和56年の青少年雇用者数は620万人（前年620万人）で、年齢階級別にみると、15～19歳が128万人（前年129万人）、20～24歳が492万人（同491万人）となっている。これを構成比でみると、15～19歳が20.6%（前年20.8%）、20～24歳が79.4%（同79.2%）で、前年とはほぼ同水準で推移している（表2参照）。

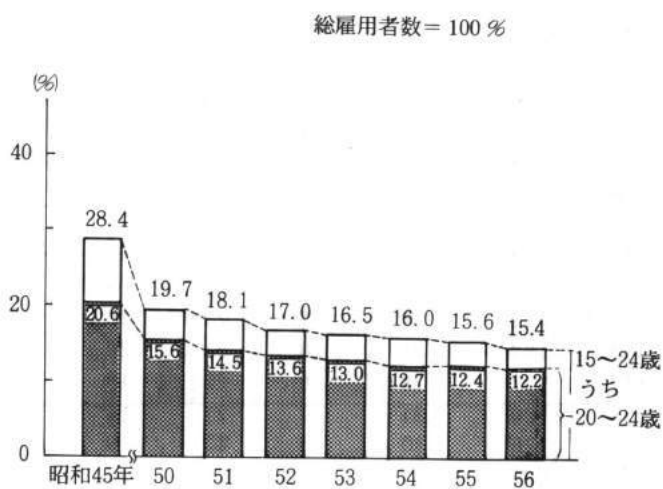
青少年雇用率（青少年人口中に占める青少年雇用者の割合）は38.6%（前年38.5%）で、年齢階級別にみると15～19歳が15.6%（前年15.7%）、20～24歳が62.6%（同62.1%）となっている（図6）。

図6 同年齢人口中に占める青少年雇用者の割合の推移



総雇用者中に占める青少年雇用者の割合は15.4%（前年15.6%）で、年齢階級別にみると15～19歳は総雇用者中3.2%（前年3.2%）、20～24歳は12.2%（同12.4%）となっており、図7でみるとおり、総雇用者中に占める青少年雇用者の割合は引き続き低下している。

図7 総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移



総理府－労働力調査

青少年の雇用状況を企業規模別にみると、最も多いのは29人以下規模の190万人（構成比30.7％）で次いで1,000人以上規模の142万人（同22.9％）、100～499人規模103万人（同16.6％）、30～99人規模92万人（同14.9％）、500～999人規模35万人（同5.7％）の順となっており、

表5 規模別青少年雇用者数の推移
(非 農 林 業)

(万人)								
区 分	規 模 計	1,000 人 以 上	500 ～ 999	100 ～ 499	30 ～ 99	1 ～ 29	官 公	
計	昭和47年	894	232	50	140	121	274	76
	50	718	201	36	111	91	200	76
	51	670	177	38	101	93	192	69
	52	640	163	33	100	88	193	63
	53	626	150	36	99	89	190	61
	54	619	141	36	101	87	191	62
	55	618	142	34	100	92	189	60
	56	619	142	35	103	92	190	57
15～ 19歳	47	203	60	13	33	25	61	11
	50	149	48	8	24	17	41	10
	51	132	36	9	21	18	40	8
	52	131	36	7	22	19	41	7
	53	133	35	8	21	20	42	7
	54	127	28	8	22	18	43	7
	55	129	31	7	21	19	43	7
	56	128	30	8	23	19	41	7
20～ 24歳	47	691	172	37	107	96	213	65
	50	569	153	28	87	74	159	66
	51	538	141	29	80	75	152	61
	52	509	127	26	78	69	152	56
	53	493	115	28	78	69	148	54
	54	492	113	28	79	69	148	55
	55	489	111	27	79	73	146	53
	56	491	112	27	80	73	149	50

総理府一労働力調査

官公は57万人（同9.2％）となっている。

前年に比べると100～499人規模で3万人（増加率3.0％），500～999人規模で1万人（同2.9％），1～29人規模で1万人（同0.5％）増加しているが，他の規模では前年と同水準で推移している。

なお，官公では3万人（減少率5.0％）減少しており，年齢階級別では20～24歳の減少となっている（表5，図8）

図8 規模別青少年雇用者数の構成比の推移
（非 農 林 業）

昭和47年 100 ٪ (894 万人)	500～999人				
	1,000人以上 26.0	5.6	100～499人 15.7	30～99人 13.5	1～29人 30.6
					官公 8.5
55年 100 ٪ (618 万人)					
	23.0	5.5	16.2	14.9	30.6
					9.7
56年 100 ٪ (619 万人)					
	22.9	5.7	16.6	14.9	30.7
					9.2

総理府—労働力調査

親元を離れて単身で寮・寄宿舎・下宿・間借り等をしている青少年雇用者（非農林業）数は143万人で、前年（148万人）に比べると5万人（減少率3.4％）減少している。

年齢階級別にみると15～19歳は31万人（前年33万人）、20～24歳は112万人（同115万人）で、両者の構成比は前年とほとんど変っていない（表6）。

表6 親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生活している青少年雇用者数の推移（非農林業）

(万人)

区 分	計			男 子			女 子		
	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳
昭和47年	224	65	159	138	32	106	86	33	53
50	200	51	149	122	23	99	78	28	50
51	182	42	140	113	21	92	69	21	48
52	168	41	127	98	18	80	71	23	48
53	165	43	122	93	17	76	73	26	47
54	160	35	125	92	15	77	67	19	48
55	148	33	115	83	14	69	64	19	45
56	143	31	112	83	15	68	60	16	44

総理府一労働力調査

なお、親元を離れて単身で生活している青少年雇用者数は、非農林業青少年雇用者総数（619万人）中23.1％（前年23.9％）である。

昭和56年（年平均）の年少労働者（労働基準法は、年少者—18歳未満の者—が心身の未成熟な者であるという特質に基づいて、年少者が雇用される場合、特別の制限規定を設け、これを保護している。）数は21万人で、前年（23万人）より2万人（減少率8.7％）減少している。

15～17歳人口中に占める年少労働者の割合は4.1%（前年4.5%）で、引き続き低下している（表7）。

なお、青少年雇用者（620万人）中に占める年少労働者の割合は3.4%（前年3.7%）である。

年少者の雇用状況を企業規模別にみると、29人以下の規模が圧倒的に多く、年少者の約半分（10万人）がここに集中している（表8）。

表7 15～17歳の人口、労働力人口、就業者数、雇用者数の推移
(万人)

区 分	15～17歳人口	労働力人口	就 業 者 数	雇 用 者 数
昭和				
45年	544	87 (16.0)	86	72
50	486	42 (8.6)	40	35
51	486	35 (7.2)	34	29
52	484	31 (6.4)	30	25
53	488	33 (6.8)	31	27
54	493	30 (6.1)	28	24
55	507	28 (5.5)	26	23
56	509	27 (5.3)	25	21

注) () 内は労働力率(%)

総理府一労働力調査

表8 規模別15～17歳雇用者数の推移（非農林業）
(万人)

区 分	規模計	1,000人以上	500～999	100～499	30～99	1～29	官 公
昭和							
45年	72	17	6	11	8	27	3
50	35	10	1	5	3	12	4
51	29	6	2	3	3	11	3
52	25	4	1	3	4	11	3
53	27	7	2	2	3	10	3
54	24	2	1	3	3	11	3
55	22	2	0	3	3	11	3
56	21	1	0	3	3	10	3

(2) 新規学校卒業者の就職状況

イ 概 況

昭和57年3月卒業の新規就職者数は表9のとおりで、中学校卒業者は約6万2千人、高等学校卒業者は62万1千人、短期大学卒業者は13万人、大学卒業者は29万3千人となっている。

前年に比べると、高等学校卒業者で1.3%（7,771人）増加している以外は、中学校卒業者で6.8%（4,476人）、大学卒業者で0.2%（734人）減少しており、短期大学卒業者は、前年とほぼ同水準で推移している。

昭和57年3月卒業新規就職者数を学歴別に、卒業者数に対する割合で見ると、中学校卒業者は4.0%（前年3.9%）、高等学校卒業者は42.9%

表9 新規学卒者の学歴別就職者数の推移

(人)

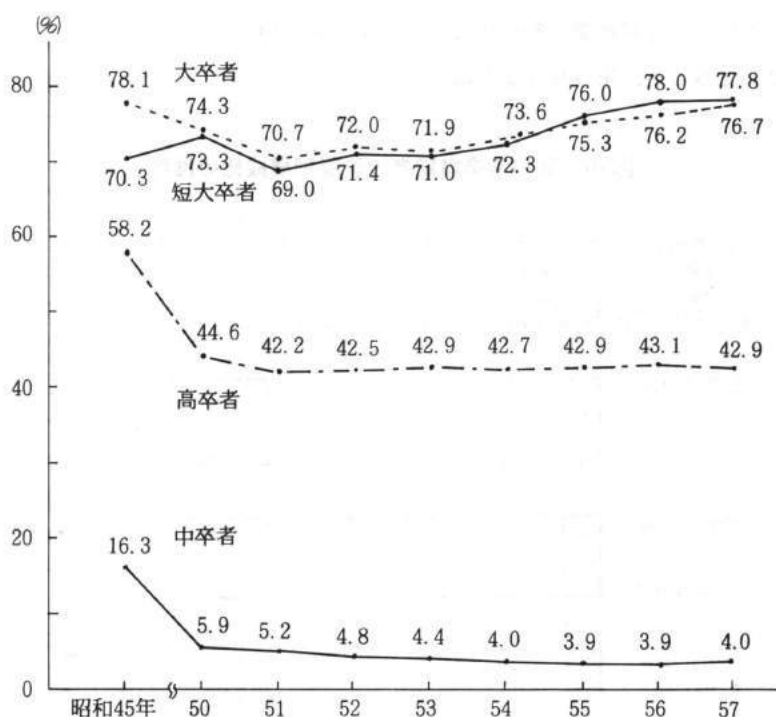
区 分	中 卒 者		高 卒 者		短大卒者	大 卒 者
	就職者数	うち就職 進学者数	就職者数	うち就職 進学者数		
昭和						
45年	271,266	57,092	816,669	13,895	80,740	188,227
50	93,987	30,772	590,893	14,659	103,314	232,683
51	80,984	26,177	559,232	11,675	104,168	230,463
52	76,263	27,257	596,942	20,571	114,340	244,617
53	70,637	23,908	596,482	19,986	115,423	256,817
54	65,172	21,398	591,183	18,313	123,442	275,850
55	67,415	23,017	599,693	18,263	129,156	285,129
56	66,188	21,510	613,267	18,356	130,087	294,078
57	61,712	18,598	621,038	18,501	130,100	293,344

文部省一学校基本調査

(同 43.1 %), 短期大学卒業者は 77.8 % (同 78.0 %), 大学卒業者は 76.7 % (同 76.2 %) となっている。

前年に比べると, 中学校卒業者及び大学卒業者ではそれぞれ若干上昇, 高等学校卒業者及び短期大学卒業者では, それぞれ若干低下している (図 9)。

図 9 新規学卒者の学歴別卒業者中に占める就職者数の割合の推移



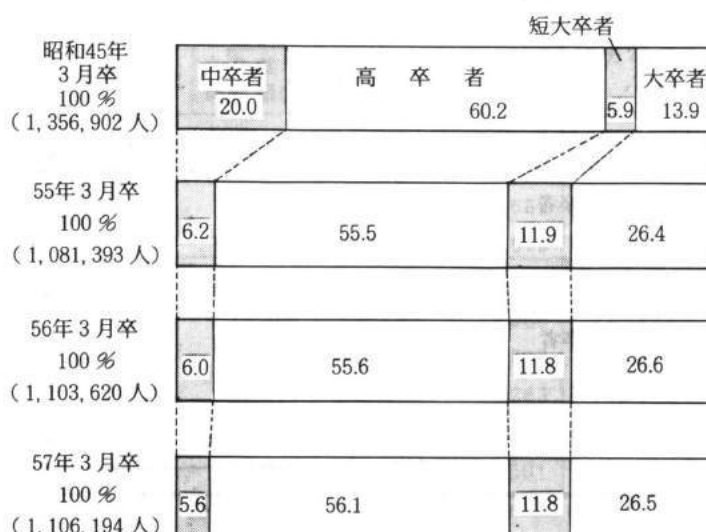
文部省一学校基本調査

次に、昭和57年3月新規学卒就職者数を学歴別構成比でみると、中学校卒業者は5.6%（前年6.0%）、高等学校卒業者は56.1%（同55.6%）、短期大学卒業者は11.8%（同11.8%）、大学卒業者は26.5%（同26.6%）となっており、新規学卒就職者の4割弱（38.3%）が高等教育機関（短期大学・大学）卒業者である。

前年に比べると、中学校卒業者の占める割合は引き続き低下（0.4ポイント）、高等学校卒業者の占める割合は0.5ポイント上昇、短期大学卒業者は同水準、大学卒業者は若干（0.1ポイント）低下している（図10）。

昭和57年3月卒業の新規就職者数を第1次・第2次・第3次産業別に学歴計でみると、第3次産業が最も多く61.0%（前年61.9%）、次いで第

図10 新規学卒就職者の学歴別構成比の推移



注) 就職進学者を含む。

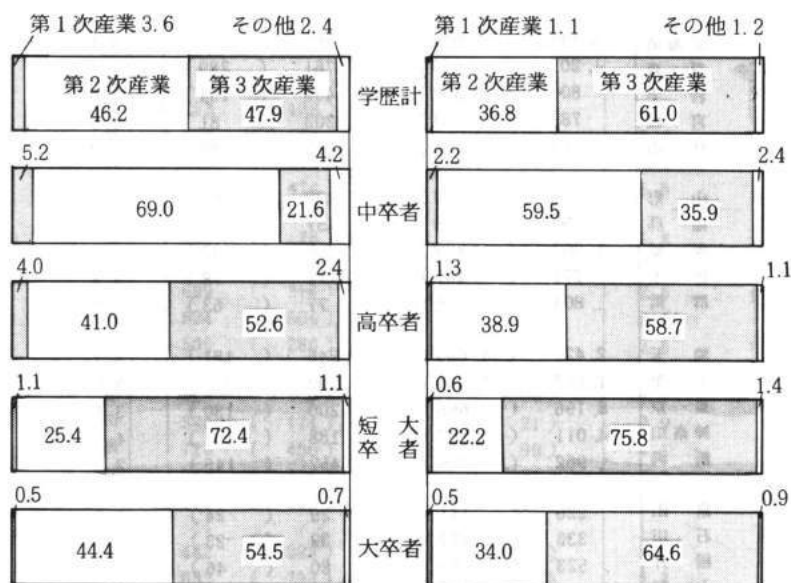
文部省一学校基本調査

2次産業の36.8%（同35.7%）、第1次産業の1.1%（同1.2%）となっている。これを学歴別に最も割合の大きい産業をみると、中学校卒業では第2次産業の59.5%（前年60.7%）、高等学校、短期大学、大学ではいずれも第3次産業となっており、それぞれ58.7%（同60.0%）、75.8%（同76.5%）、64.6%（同65.6%）を占めている（図11）。

図11 新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比の推移

（昭和45年3月卒）

（昭和57年3月卒）



注 1) 各就職者総数 = 100 %

2) 就職者は就職進学者を含む。

文部省—学校基本調査

表10より昭和57年3月中学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると、就職者数の最も多いのは大阪府（6,153人）で、次いで東京都（5,196人）、愛知県（4,910人）、神奈川県（4,011人）、兵庫県（3,628人）となっている。これを卒業者数に対する割合でみると、最も比率の最高は高知県（6.8%）で、次いで長崎県（6.7%）、愛知県（5.9%）、和歌山県

表10 中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
計	61,712 (37,570)	11,359 (5,244)	4.0
北海道	3,147 (1,654)	769 (237)	4.1
青森	1,205 (556)	761 (289)	5.3
岩手	806 (369)	439 (154)	4.0
宮城	789 (463)	203 (81)	2.9
秋田	318 (144)	216 (89)	2.0
山形	298 (169)	128 (63)	1.9
福島	1,169 (568)	557 (289)	4.2
茨城	1,262 (778)	266 (137)	3.6
栃木	775 (467)	112 (78)	3.3
群馬	804 (476)	77 (53)	3.3
埼玉	2,423 (1,659)	246 (181)	3.2
千葉	1,917 (1,211)	299 (209)	3.0
東京	5,196 (3,665)	200 (130)	3.5
神奈川	4,011 (3,107)	188 (131)	4.3
新潟	962 (456)	452 (145)	2.9
富山	226 (111)	29 (24)	1.6
石川	333 (177)	39 (23)	2.3
福井	523 (293)	80 (46)	5.2
山梨	296 (171)	57 (33)	2.6
長野	505 (270)	140 (66)	1.9
岐阜	1,393 (709)	160 (105)	5.4
静岡	2,230 (1,347)	181 (137)	4.9
愛知	4,910 (3,236)	130 (92)	5.9

注1) 就職者は就職進学者を含む。

2) 就職率 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$

(5.5%), 岐阜県, 兵庫県(ともに5.4%)等となっている。

県外就職率(就職者数に対する県外就職者数の割合)の最も高いのは秋田県(67.9%)で, 次いで鹿児島県(67.6%), 宮崎県(65.1%), 長崎県(63.7%), 青森県(63.2%)等となっている。逆に県外就職率の最も低いのは大阪府(2.1%)で, 次いで愛知県(2.6%), 東京都(3.8%)等となっている。

(昭和57年3月卒)

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子		うち県外就職者(人) () 内は男子		就職率(%)
三 重 滋 賀	1, 115	(679)	188	(134)	5. 3
	510	(318)	50	(38)	3. 7
京 都 大 阪 兵 庫 奈 良 和 歌 山	1, 619	(1, 162)	165	(89)	5. 3
	6, 153	(4, 128)	130	(88)	5. 3
	3, 628	(2, 562)	253	(139)	5. 4
	413	(275)	66	(51)	2. 6
	754	(474)	133	(77)	5. 5
鳥 取 島 根 岡 山 広 島 山 口	131	(76)	44	(22)	1. 8
	452	(168)	106	(37)	4. 5
	599	(316)	69	(41)	2. 6
	824	(505)	90	(47)	2. 4
	505	(286)	231	(98)	2. 5
徳 島 香 川 愛 媛 高 知 福 岡	479	(222)	155	(109)	4. 7
	340	(174)	31	(21)	2. 9
	778	(455)	205	(99)	4. 1
	627	(355)	245	(121)	6. 8
	1, 647	(950)	344	(194)	2. 8
佐 賀 長 崎 熊 本 大 分 宮 崎	442	(223)	195	(104)	3. 6
	1, 633	(723)	1, 041	(323)	6. 7
	902	(412)	325	(133)	3. 6
	532	(277)	195	(93)	3. 3
	641	(188)	417	(103)	4. 1
鹿 児 島 沖 縄	1, 047	(352)	708	(204)	4. 0
	443	(234)	244	(87)	2. 3

文部省一学校基本調査

表11により、昭和57年3月高等学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると就職者数の最も多いのは東京都（4万2,934人）で、次いで大阪府（3万5,195人）、北海道（3万3,505人）、愛知県（3万682人）、埼玉県（2万2,359人）等となっている。これを卒業者数に対する割合でみると、最も比率の高いのは青森県（62.3%）で、次いで福島県（57.3%）、

表11 高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
計	621,038 (289,839)	156,942 (85,094)	42.9
北海道	33,505 (15,542)	3,525 (2,725)	47.3
青森	13,636 (6,790)	5,782 (3,082)	62.3
岩手	11,357 (5,868)	5,043 (2,632)	56.5
宮城	13,318 (6,566)	2,134 (1,334)	51.6
秋田	9,935 (4,948)	4,125 (2,040)	57.2
山形	9,705 (5,085)	3,116 (1,751)	57.0
福島	16,242 (8,013)	5,892 (3,091)	57.3
茨城	16,656 (8,009)	4,097 (2,067)	52.2
栃木	12,363 (6,447)	3,154 (2,130)	51.2
群馬	11,314 (5,419)	2,017 (1,229)	49.2
埼玉県	22,359 (9,730)	9,309 (3,509)	41.9
千葉県	19,345 (8,743)	6,851 (2,649)	37.7
東京都	42,934 (18,010)	3,397 (2,435)	29.0
神奈川県	20,722 (9,077)	4,323 (1,597)	28.6
新潟	17,824 (8,377)	5,637 (2,500)	55.4
富山	6,105 (2,847)	896 (531)	44.1
石川	6,403 (2,945)	950 (553)	45.1
福井	5,105 (2,315)	1,055 (593)	49.9
山梨	5,423 (2,905)	1,699 (1,106)	45.7
長野	12,741 (5,977)	2,645 (1,478)	47.0
岐阜	13,142 (6,220)	4,724 (2,748)	49.3
静岡県	21,256 (9,808)	3,197 (1,961)	48.3
愛知	30,682 (13,192)	1,208 (833)	41.0

注1) 就職者は就職進学者を含む。

$$2) \text{ 就職率} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$$

秋田県（57.2％）、山形県（57.0％）、岩手県（56.5％）、鹿児島県（56.2％）等となっている。

県外就職率の最も高いのは沖縄県（68.6％）で、次いで鹿児島県（57.8％）、島根県（52.6％）、奈良県（51.0％）、長崎県（48.3％）等となっている。逆に県外就職率の最も低いのは愛知県（3.9％）で、次いで大阪府

（昭和57年3月卒）

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子	うち県外就職者(人) () 内は男子	就職率(%)
三重	10,827 (5,181)	3,336 (1,962)	50.6
滋賀	5,820 (2,613)	1,571 (757)	47.1
京都	10,391 (4,593)	2,053 (1,116)	35.5
大阪	35,195 (15,992)	2,076 (1,681)	34.5
兵庫	21,427 (9,072)	5,044 (2,212)	35.3
奈良	4,864 (2,275)	2,482 (1,159)	36.3
和歌山	6,369 (2,872)	2,326 (1,315)	46.8
鳥取	3,922 (1,934)	1,058 (620)	49.2
島根	5,193 (2,517)	2,734 (1,361)	51.2
岡山	10,827 (5,594)	2,647 (1,643)	45.1
広島	11,417 (5,511)	1,232 (853)	34.9
山口	8,851 (4,493)	3,228 (2,247)	44.8
徳島	4,951 (2,482)	1,960 (1,110)	47.0
香川	4,830 (2,281)	788 (507)	41.8
愛媛	8,614 (4,178)	2,343 (1,585)	43.0
高知	4,059 (2,137)	1,445 (850)	43.8
福岡	21,693 (10,148)	3,061 (2,398)	41.2
佐賀	6,574 (3,191)	2,903 (1,639)	54.7
長崎	12,367 (5,917)	5,975 (2,939)	52.9
熊本	12,269 (5,928)	4,055 (2,345)	51.2
大分	8,429 (4,156)	3,096 (1,824)	49.9
宮崎	8,758 (4,147)	3,766 (2,202)	55.5
鹿児島	15,143 (7,214)	8,748 (4,628)	56.2
沖縄	6,176 (2,580)	4,239 (1,567)	34.6

文部省一学校基本調査

(5.9%)、東京都(7.9%)等となっている。

ロ 中学校・高等学校卒業者の状況

表12により、昭和57年3月の新規学卒者の需給状況をみると、求職者は中学校卒業者4万3千人(前年4万5千人)、高等学校卒業者52万2千人(同51万2千人)で、前年に比べると中学校卒業者は4.9%の減少、高等学校卒業者は1.9%の増加であった。

求人数は中学校卒業者10万9千人(前年12万5千人)、高等学校卒業

表12 新規学卒者の職業紹介状況

区 分		① 求職 申込件数 (千人)	② 求 人 数 (千人)	③ 就 職 者 数 (千人)	求人倍率 ② / ① (倍)	就 職 率 ③ / ① (%)	充 足 率 ③ / ② (%)
中 卒 者	昭和45年3月卒	199	1,144	197	5.8	99.1	17.2
	50	70	418	70	5.9	99.8	16.8
	51	59	245	59	4.1	99.9	24.2
	52	56	216	56	3.9	99.4	25.7
	53	50	161	49	3.3	99.9	30.7
	54	46	131	45	2.9	99.7	34.6
	55	46	129	46	2.8	99.8	35.4
	56	45	125	45	2.8	99.7	35.9
	57	43	109	43	2.6	99.7	39.2
高 卒 者	45	666	4,701	657	7.1	98.7	14.0
	50	481	1,628	480	3.4	99.8	29.5
	51	452	1,005	451	2.2	99.8	44.9
	52	483	976	481	2.0	99.6	49.3
	53	478	862	477	1.8	99.8	55.4
	54	479	805	476	1.7	99.2	59.1
	55	495	925	492	1.9	99.4	53.2
	56	512	1,010	509	2.0	99.5	50.4
	57	522	957	519	1.8	99.5	54.2

注) 昭和46年3月卒以降、高校卒の求人数、求人倍率及び充足率は、求人確認制度の実施に伴い、求人数の把握方法を変更したため、昭和45年の数と接続しない。

労働省 - 職業安定業務統計

者 95 万 7 千人（同 101 万人）で前年に比べると、中学校卒業者で 12.8%，高等学校卒業者で 5.3%いずれも減少している。

求人倍率は、中学校卒業者では 2.6 倍（前年 2.8 倍），高等学校卒業者では 1.8 倍（同 2.0 倍）となり，前年に比べると，中学校卒業者も高等学校卒業者もそれぞれ 0.2 ポイント下回っている。

就職者数は，中学校卒業者で 4 万 3 千人（前年 4 万 5 千人），高等学校卒業者では 51 万 9 千人（同 50 万 9 千人）で，前年に比べると，中学校卒業者で 4.9%の減少，高等学校卒業者で 1.9%の増加となっている。就職率は中学校卒業者で 99.7%（前年 99.7%），高等学校卒業者で 99.5%（同 99.5%）となっており，いずれも 100%に近い率を示している。

充足率は，中学校卒業者が 39.2%（前年 35.9%），高等学校卒業者が 54.2%（同 50.4%）で，前年に比べると中学校卒業者は 3.3 ポイント，高等学校卒業者は 3.8 ポイントそれぞれ上昇している。

なお，参考までに，新規学卒者を除く一般青少年の求人倍率の状況を表 13 に掲げてみた。

表 13 新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移

（倍）

区 分	昭和45年	50	51	52	53	54	55	56
全 年 齢 計	1.63	0.65	0.72	0.57	0.63	0.82	0.77	0.72
19 歳 以 下	5.06	2.78	2.89	2.19	2.24	2.81	2.60	2.37
20 ～ 24 歳	1.31	0.70	0.83	0.68	0.82	1.09	1.12	1.06

注 1) 昭和45年の年齢区分は20～25歳である。

2) 各年10月

労働省－職業安定業務統計

表14により、昭和57年3月中学校卒業者の求人数、就職者数を産業別構成比でみると、求人数は製造業が最も多く（全求人の64.5%）、次いでサービス業（同15.0%）、卸売業・小売業（同10.2%）、建設業（同8.7%）となっており、以上の4産業で全求人の98.4%を占めている。これを前年に比べると、建設業では求人数の減少（昭和57年の求人数は9,515人で、対前年減少数は3,654人、減少率は27.7%）が特に大きかったため、構成比は低下したが、他の3産業では、いずれも求人数は減少しているものの、構成比ではわずかずつ高まっている。

求人の最も多い製造業について、業種別に上5位までみると、最も構成比の高い繊維（製造業の37.3%）では対前年減少率13.3%、次いで衣服・その他の繊維（同13.7%）でも5.7%減、電気機械（同9.2%）10.5

表14 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,143,505)	(196,934)	(417,730)	(70,134)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農 ・ 林 ・ 水 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3
鉱 業	0.0	0.1	0.0	0.0
建 設 業	5.5	6.3	7.3	7.2
製 造 業	76.9	73.6	69.3	64.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	7.2	6.2	8.9	8.0
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	0.1	0.2	0.2	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	2.5	2.5	2.0	1.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	0.2	0.6	0.3	1.0
サ ー ビ ス 業	7.2	10.2	11.8	17.4
公 務	0.1	0.1	0.1	0.2

注) () 内の数字は実数で単位は (人)

%減，輸送用機械（同 7.2 %） 10.9 %減，金属製品（同 6.2 %） 7.5 %減となっている。

一方，就職者についてみると，求人の場合とはほぼ同様な傾向を示しており，製造業（全就職者の 63.4 %），サービス業（同 16.2 %），卸売業・小売業（同 9.8 %），建設業（同 8.0 %）の 4 産業に全就職者の 97.4 %が集中している。

なお，就職者の最も多い製造業について，業種別に上 5 位までみると，最も構成比の高い繊維（製造業の 30.6 %）では対前年減少率は 7.5 %，次いで輸送用機械（同 11.2 %）で 0.6 %減，電気機械（同 9.7 %）でも 18.6 %減となっているが，4 位の金属製品（同 8.6 %）では対前年増加率 9.5 %，次いで衣服・その他の繊維（同 7.8 %）でも 3.6 %増となっている。

（中学校卒業者）

（ % ）

55 年 3 月 卒		56 年 3 月 卒		57 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(125,434)	(45,049)	(125,434)	(45,049)	(109,424)	(42,849)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
11.5	9.6	10.5	9.1	8.7	8.0
62.1	62.5	63.4	62.4	64.5	63.4
10.2	8.7	9.9	9.2	10.2	9.8
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5
0.5	1.4	0.5	1.3	0.6	1.5
14.5	16.7	14.5	16.8	15.0	16.2
0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1

労働省一職業安定業務統計

表15により、昭和57年3月高等学校卒業者の求人数、就職者数を産業別構成比でみると、求人のもっと多いのは製造業（全求人の42.3％）で、次いで卸売業・小売業（同28.0％）、サービス業（同13.7％）、建設業（同6.1％）、金融・保険・不動産業（同5.2％）等となっている。中学校卒業者の求人に比べると、製造業の占める割合が低く、卸売業・小売業、金融・保険・不動産業等で高くなっている。

求人状況を前年に比べると、建設業は中学校卒業者の場合と同様に低下し、さらに、卸売業・小売業、金融・保険・不動産業でも低下となっている。

なお、求人数を対前年増減率でみると、全求人では5.3％減少となっており、電気・ガス・水道・熱供給業（対前年増加率3.6％）とサービス業（同0.7％）を除いて、各産業いずれも前年より低下している。なかでも、

表15 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,956,337)	(380,654)	(1,627,882)	(480,182)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.1	0.3	0.2	0.3
鉱業	0.1	0.1	0.1	0.1
建設業	2.9	2.7	5.6	3.9
製造業	60.0	42.2	44.8	33.4
卸売業・小売業	21.4	27.1	27.5	26.7
金融・保険・不動産業	4.7	10.8	6.5	14.2
運輸・通信業	3.6	4.4	4.5	4.9
電気・ガス・水道・熱供給業	0.8	1.2	0.6	1.5
サービス業	5.7	8.2	9.6	10.7
公務	0.7	3.0	0.6	2.3

注) () 内の数字は実数で単位は (人)

公務（対前年減少率 27.1 %），金融・保険・不動産業（同 10.1 %）が高い。

一方、就職者についてみると、製造業（全就職者の 38.7 %）が最も高く、次いで卸売業・小売業（同 27.6 %），サービス業（同 13.8 %），金融・保険・不動産業（同 8.9 %）等となっている。前年に比べると卸売業・小売業，金融・保険・不動産業では前年の構成比より低下しているが，その他の産業ではいずれも上昇又は同比率で推移している。

中学校卒業者に比べると（求人の場合も同様であるが），全就職者中に占める第 3 次産業の割合は高く全体の 56.9 %（第 2 次産業 42.9 %，第 1 次産業 0.2 %）を占めている。

最も就職者の多い製造業について主な業種を上 5 位まで挙げると電気機械（製造業の 24.2 %），輸送用機械（同 16.2 %），食料品・たばこ（同 9.8 %），一般機械（同 8.0 %），化学（同 5.8 %）となっている。

（高等学校卒業者）

（ % ）

55 年 3 月 卒		56 年 3 月 卒		57 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(925,239)	(492,000)	(1,009,636)	(509,053)	(956,626)	(518,745)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6.8	4.4	6.3	4.0	6.1	4.1
39.0	33.6	41.6	36.5	42.3	38.7
31.0	31.1	29.1	28.8	28.0	27.6
5.6	10.1	5.4	10.1	5.2	8.9
3.6	4.5	3.6	4.8	3.6	4.8
0.6	1.3	0.6	1.1	0.7	1.1
12.9	13.6	12.9	13.6	13.7	13.8
0.1	0.9	0.1	0.6	0.0	0.7

労働省 - 職業安定業務統計

昭和57年3月中学校・高等学校卒業者の求人・就職状況を事業所規模別に示したのが表16である。

中学校卒業者の規模別の求人状況は、1,000人以上の事業所では、構成比は小さいものの求人数が前年より増加し、また、100人未満事業所では求人数は減少しているが、その比率が相対的に小さかったため、構成比は高まっている。就職者についてみると、100人未満の事業所に就職した者の割合（全就職者の56.8%）が、前年（同53.2%）より高まったのが目立っている。一方、高等学校卒業者の場合、前年との対比でみると、中学校卒業者とほぼ似通った傾向をみせており、1,000人以上規模及び100人未

表16 新規学卒者の規模別求人、就職者数の推移

区 分	中 卒 者				高 卒 者			
	求 人		就 職 者		求 人		就 職 者	
	昭和56年 3月卒	57	56	57	昭和56年 3月卒	57	56	57
計	125,434 (100.0)	109,424 (100.0)	45,049 (100.0)	42,849 (100.0)	1,009,636 (100.0)	956,626 (100.0)	509,053 (100.0)	518,745 (100.0)
1,000 人以上	4,419 (3.5)	4,538 (4.1)	3,217 (7.1)	3,291 (7.7)	182,033 (18.0)	172,770 (18.1)	158,546 (31.1)	168,407 (32.5)
500～ 999人	15,274 (12.2)	11,810 (10.8)	5,381 (11.9)	4,369 (10.2)	88,704 (8.8)	81,065 (8.5)	58,215 (11.4)	55,871 (10.8)
300～ 499人	10,822 (8.6)	9,714 (8.9)	4,041 (9.0)	3,205 (7.5)	86,559 (8.6)	74,276 (7.8)	50,280 (9.9)	47,260 (9.1)
100～ 299人	25,030 (20.0)	20,772 (19.0)	8,407 (18.7)	7,630 (17.8)	226,335 (22.4)	209,801 (21.9)	100,418 (19.7)	99,135 (19.1)
30～ 99	28,844 (23.0)	26,011 (23.8)	9,524 (21.1)	9,693 (22.6)	243,365 (24.1)	234,817 (24.5)	81,900 (16.1)	84,582 (16.3)
29人 以下	41,045 (32.7)	36,579 (33.4)	14,479 (32.1)	14,661 (34.2)	182,640 (18.1)	183,897 (19.2)	59,694 (11.7)	63,490 (12.2)

注) () 内は構成比(%)

労働省一職業安定業務統計

満規模で構成比が高まっている。

— 県外就職状況 —

昭和57年3月中学校卒業者の県外就職者数は9千人（前年9千人）で、性別構成比は男子35.6%，女子64.4%である。

一方、高等学校卒業生では14万7千人（同13万9千人）で、性別構成比は男子50.6%，女子49.4%となっている。

県外就職率は、中学校卒業生が20.8%（前年20.2%）、高等学校卒業生が28.3%（同27.4%）で、前年に比べると、中学校卒業生で0.6ポイント、高等学校卒業生で0.9ポイントそれぞれ上昇している（表17）。

表17 新規学卒者の県外就職者数の推移

区 分		県外就職者数 (千人)	性別構成 (%)		県外就職率 (%)
			男 子	女 子	
中 卒 者	昭和45年3月卒	69	41.7	58.3	34.9
	50	23	35.9	64.1	33.4
	51	18	30.7	69.3	29.7
	52	15	31.3	68.7	27.5
	53	12	29.7	70.3	25.2
	54	11	28.4	71.6	23.2
	55	10	30.0	70.0	22.0
	56	9	32.8	67.2	20.2
	57	9	35.6	64.4	20.8
高 卒 者	45	113	49.2	50.8	29.6
	50	167	50.8	49.2	34.7
	51	148	47.4	52.6	32.7
	52	150	47.7	52.3	31.1
	53	143	47.0	53.0	29.9
	54	135	46.9	53.1	28.4
	55	135	48.4	51.6	27.4
	56	139	49.7	50.3	27.4
	57	147	50.6	49.4	28.3

注) 県外就職率 = $\frac{\text{県外就職者数}}{\text{就職者全数}} \times 100$

労働省 — 職業安定業務統計

表18により、中学校卒業者の主要地域間移動状況をみると、全就職者（4万2,849人）のうち、他地域へ就職した者は7,727人（前年7,787人）で、全就職者中に占める割合は18.0％（同17.3％）であった。

他地域への送出数の多い地域は、東北（1,874人）、南九州（1,405人）及び北九州（1,229人）で、この3地域で他地域へ就職した者全数のほぼ6割（58.3％）を占めている。また、送出率では南九州（57.3％）、東北（51.3％）、北九州（50.9％）の3地域が5割を超えており、対前年送出率は、いずれも3ポイント程度上昇している。

表18 中学校卒業者の主要地域間移動状況

地 域		③他地域 からの受 入数	送 出				
			北 海 道	東 北	北 関 東	南 関 東	北 陸
①他地域への送出数		7,727	726	1,874	255	251	365
受 入 地	京 浜	1,310	94	518	134	211	77
	東 海	3,704	451	941	38	13	206
	京 阪 神	1,112	9	8	1	2	25
	そ の 他	1,601	172	407	82	25	57
②出身地域別就職者数			1,913	3,650	1,983	2,822	1,452
送 出 率 ① / ②			38.0	51.3	12.9	8.9	25.1
()内は56年3月卒			・(35.1)	(47.5)	(12.9)	(9.7)	(22.6)

注) 地域区分は、次のとおりである。

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、北関東（茨城、栃木、群馬）、南（山梨、長野）、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、（徳島、香川、愛媛、高知）、北九州（福岡、佐賀、長崎）、南九州（熊本、大分、

一方、受入数の多い地域は、東海（3,704人）、京浜（1,310人）及び京阪神（1,112人）で、この3地域で他地域から受入れた者全数のほぼ8割（79.3%）を占めている。また、受入率をみると東海（32.7%）が最も高く、次いで京浜（18.3%）、京阪神（14.5%）等となっている。前年の受入率に比べると、東海で1.2ポイント、京浜で1.0ポイント、京阪神で0.1ポイントそれぞれ上昇している。

（昭和57年3月卒）

（人）（%）

地				④ 就職地域 別就職者 数	受 入 率 ③/④ （ ）内は 56年3月卒
四 国	北九州	南九州	そ の 他		
396	1,229	1,405	1,226		
16	28	43	189	7,149	18.3 （17.3）
120	686	823	426	11,341	32.7 （31.5）
187	268	292	320	7,683	14.5 （14.4）
73	247	247	291	16,676	9.6 （ 9.4 ）
1,682	2,413	2,451	24,483	42,849	- -
23.5 (23.4)	50.9 (47.7)	57.3 (54.0)	5.0 (3.8)		

関東（埼玉、千葉）、京浜（東京、神奈川）、北陸（新潟、富山、石川、福井）、甲信
京阪神（京都、大阪、兵庫）、山陰（鳥取、島根）、山陽（岡山、広島、山口）、四国
宮崎、鹿児島）

労働省 — 職業安定業務統計

表19により、高等学校卒業者の主要地域間移動状況をみると、全就職者（51万8,745人）のうち、他地域へ就職した者は11万6,401人（前年11万444人）で、全就職者中に占める割合は22.4%（21.7%）であった。

他地域への送出数の多い地域は、東北（2万2,051人）、南九州（1万7,195人）、南関東（1万4,976人）で、この3地域で他地域へ就職した者全数の5割近く（46.6%）を占めている。

送出率をみると、南九州（46.4%）、南関東（43.6%）、東北（36.7%）等が高く、また、いずれも前年の水準を上回っている。

表19 高等学校卒業者の主要地域間移動状況

地 域		③他地域からの受 入数	送 出				
			北 海 道	東 北	北 関 東	南 関 東	北 陸
①他地域への送出数		116,401	3,548	22,051	6,797	14,976	6,780
受 入 地	京 浜	64,901	2,684	17,745	5,149	13,970	4,044
	東 海	12,930	405	1,014	62	93	939
	京 阪 神	23,723	112	170	52	72	890
	そ の 他	14,847	347	3,122	1,534	841	907
②出身地域別就職者数			26,061	60,159	33,488	34,352	28,691
送 出 率 ① / ②			13.6	36.7	20.3	43.6	23.6
()内は56年3月卒			(11.3)	(34.9)	(21.1)	(42.3)	(21.8)

注) 地域区分は、表18の(注)と同じ。

一方、他地域からの受入数の多い地域は、京浜（6万4,901人）、京阪神（2万3,723人）、東海（1万2,930人）で、この3地域で他地域から受入れた者全数の約9割（87.2%）を占めている。

また、受入率は京浜（55.9%）が圧倒的に高く、次いで京阪神（30.4%）、東海（17.6%）等となっている。前年の受入率に比べると、京浜、東海でそれぞれ0.8ポイント上昇、京阪神は同水準で推移している。

（昭和57年3月卒）

（人）（%）

地				④ 就職地域 別就職者 数	受 入 率 ③/④ () 内は 56 年 3 月 卒
四 国	北九州	南九州	その他		
5,189	9,150	17,195	30,715		
842	3,146	5,895	11,426	116,176	55.9 (55.1)
702	2,122	3,509	4,084	73,443	17.6 (16.8)
3,107	2,835	5,323	11,162	78,139	30.4 (30.4)
538	1,047	2,468	4,043	250,987	5.9 (6.0)
18,905	33,391	37,029	246,669	518,745	- -
27.4 (27.4)	27.4 (26.3)	46.4 (45.2)	12.2 (12.2)		

労働省一職業安定業務統計

ハ 短期大学・大学卒業者の状況

表20により、昭和57年3月短期大学卒業就職者の産業別状況をみると、サービス業（4万8,064人、昭和56年は4万8,827人）、製造業（2万5,345人、同2万4,442人）、金融・保険業（1万9,230人、同1万9,308人）、卸売業・小売業（1万8,885人、同1万9,252人）が目立っており、以上の4産業で全体の85.7%（昭和56年86.0%）を占めている。

なお、昭和56年に比べて増加数の最も大きい産業は製造業（903人増）で、逆に減少数の最も大きい産業はサービス業（763人減）であった。

表20 短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	57	昭和45年	50	55	57
計	80,740	103,314	129,156	130,100	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	685	691	756	688	0.8	0.7	0.6	0.5
林 業・狩猟業	101	88	19	41	0.1	0.1	0.0	0.0
漁業・水産養殖業	138	76	156	66	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	123	183	147	112	0.2	0.2	0.1	0.1
建 設 業	1,678	2,667	3,313	3,452	2.1	2.6	2.6	2.7
製 造 業	18,701	19,870	23,309	25,345	23.2	19.2	18.0	19.5
卸売業・小売業	10,652	14,253	19,758	18,885	13.2	13.8	15.3	14.5
金 融・保 險 業	10,812	15,314	16,612	19,230	13.4	14.8	12.9	14.8
不 動 産 業	227	612	639	717	0.3	0.6	0.5	0.6
運 輸・通 信 業	2,841	2,388	3,223	3,141	3.5	2.3	2.5	2.4
電気・ガス・水道業	560	905	1,170	950	0.7	0.9	0.9	0.7
サ ー ビ ス 業	30,075	40,136	49,952	48,064	37.2	38.8	38.7	36.9
公 務	3,295	4,633	8,131	7,598	4.1	4.5	6.3	5.8
そ の 他	852	1,498	1,971	1,811	1.1	1.4	1.5	1.4

注1) 就職者には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表21により、職業別状況をみると、事務従事者が圧倒的に多く、7万4,331人（昭和56年7万2,906人）、次いで専門的・技術的職業従事者の4万2,950人（同4万4,313人）となっており、全体の90.1%（同90.1%）を、この2職業が占めている。

なお、昭和56年に比べて、増加数の最も大きい職業は、事務従事者（1,425人増）で、逆に、減少数の最も大きい職業は専門的・技術的職業従事者（1,363人減）となっている。

表21 短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	57	昭和45年	50	55	57
計	80,740	103,314	129,156	130,100	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	31,796	39,621	45,198	42,950	39.4	38.4	35.0	33.0
管理的職業従事者	587	333	192	138	0.7	0.3	0.1	0.1
事務従事者	37,234	53,178	71,436	74,331	46.1	51.5	55.3	57.1
販売従事者	5,769	3,802	5,963	6,520	7.1	3.7	4.6	5.0
農林業作業従事者	363	563	639	428	0.4	0.5	0.5	0.4
漁業作業従事者	3	8	5	2	0.0	0.0	0.0	0.0
採掘作業従事者	4	22	10	3	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従事者	326	171	294	211	0.4	0.2	0.2	0.2
技能工・生産工程作業従事者及び労務作業従事者	1,392	1,710	2,077	2,208	1.7	1.7	1.6	1.7
保安職業従事者	193	308	290	285	0.2	0.3	0.2	0.2
サービス職業従事者	2,279	2,248	1,908	1,758	2.8	2.2	1.5	1.4
その他	794	1,350	1,144	1,206	1.0	1.3	0.9	0.9

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表22により、昭和57年3月大学卒業就職者の産業別状況をみると、製造業（8万606人、昭和56年は7万9,046人）、サービス業（7万6,013人、同7万4,745人）、卸売業・小売業（4万7,760人、同5万82人）、公務（2万9,020人、同3万1,200人）が目立っており、以上の4産業で全体の79.8%（昭和56年79.9%）を占めている。

なお、昭和56年に比べて増加数の最も大きい産業は製造業（1,560人増）で、逆に減少数の最も大きい産業は卸売業・小売業（2,322人減）であった。

表22 大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	57	昭和45年	50	55	57
計	188,227	232,683	285,129	293,344	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	413	667	1,223	1,105	0.2	0.3	0.4	0.4
林 業・狩猟業	130	245	145	47	0.1	0.1	0.1	0.0
漁業・水産養殖業	314	252	338	270	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	500	520	435	602	0.3	0.2	0.2	0.2
建 設 業	10,327	15,838	17,984	18,520	5.5	6.8	6.3	6.3
製 造 業	72,789	62,400	69,308	80,606	38.7	26.8	24.3	27.5
卸売業・小売業	32,228	40,732	52,325	47,760	17.1	17.5	18.4	16.3
金 融・保 険 業	15,139	27,864	24,562	26,755	8.0	12.0	8.6	9.1
不 動 産 業	1,015	1,395	1,345	1,304	0.5	0.6	0.5	0.4
運 輸・通 信 業	7,529	7,622	6,960	6,728	4.0	3.3	2.4	2.3
電気・ガス・水道業	1,183	1,304	1,886	1,838	0.6	0.6	0.7	0.6
サ ー ビ ス 業	34,554	49,071	75,440	76,013	18.4	21.1	26.5	25.9
公 務	10,866	22,045	30,702	29,020	5.8	9.5	10.8	9.9
そ の 他	1,240	2,728	2,476	2,776	0.7	1.2	0.9	0.9

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表23により、職業別状況をみると、専門的・技術的職業従事者が最も多く11万9,451人（昭和56年11万8,404人）、次いで事務従事者の10万212人（同10万1,369人）、販売従事者の6万1,334人（同6万1,547人）が目立っており、この3職業で全体の95.8%（同95.7%）を占めている。なお、昭和56年に比べて、増加数の最も大きい職業は、専門的・技術的職業従事者（1,047人増）で、逆に減少数の最も大きい職業は事務従事者（1,157人減）となっている。

表23 大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	57	昭和45年	50	55	57
計	188,228	232,683	285,129	293,344	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	75,780	90,964	114,347	119,451	40.3	39.1	40.1	40.7
管理的職業従事者	2,730	1,875	1,566	773	1.5	0.8	0.5	0.3
事務従事者	59,046	82,777	96,303	100,212	31.4	35.6	33.8	34.2
販売従事者	43,729	44,532	60,917	61,334	23.2	19.1	21.4	20.9
農林業作業従事者	100	448	697	589	0.1	0.2	0.2	0.2
漁業作業従事者	11	11	70	24	0.0	0.0	0.0	0.0
採掘作業従事者	14	19	19	6	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信従事者	1,270	611	942	738	0.7	0.3	0.3	0.3
技能工・生産工程作業従事者及び労務作業従事者	611	1,996	1,276	1,263	0.3	0.9	0.4	0.4
保安職業従事者	1,020	4,043	3,406	3,452	0.5	1.7	1.2	1.2
サービス職業従事者	2,961	3,076	3,297	3,348	1.6	1.3	1.2	1.1
その他	955	2,331	2,289	2,154	0.5	1.0	0.8	0.7

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表24は、昭和57年3月短期大業卒業者の職業別就職者数を、専攻分野との関係でみたものである。

まず、就職者の57.1%を占めている事務従事者（7万4,331人）についてみると、その35.4%が人文関係、34.7%が家政関係専攻者で、この両方で事務従事者の7割を占めている。

次に多い専門的・技術的職業従事者（4万2,950人で、就職者の33.0

表24 短期大学の関係学科別、職業別就職者数

職 業	計	人 文	社 会	教 養
計	130,100	29,627	11,025	2,653
専門的・技術的職業従事者	42,950	696	872	85
{ 技 術 者	4,841	158	194	10
{ 教 員	15,335	357	162	12
{ 保 健 医 療 従 事 者	8,998	40	43	7
{ 美術家・写真家・デザイナー	1,536	11	33	1
{ 音楽家・舞台芸術家	12,240	130	440	55
{ その他の専門的職業従事者				
管 理 的 職 業 従 事 者	138	20	16	1
事 務 従 事 者	74,331	26,294	8,486	2,280
販 売 従 事 者	6,520	1,557	1,064	193
農 林 業 作 業 者	488	5	17	—
漁 業 作 業 者	2	—	2	—
採 掘 作 業 者	3	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	211	53	58	—
技 能 工 ・ 生 産 工 程 作 者	2,208	17	178	12
及 び 労 務 作 業 者				
保 安 職 業 従 事 者	285	81	55	10
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	1,758	676	140	67
上 記 以 外 の も の	1,206	228	137	5

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を、

％)では、52.2％が教育関係、19.4％が家政関係、9.8％が保健関係、7.5％が芸術関係、6.5％が工業関係専攻者等となっている。

専門的・技術的職業従事者を更にみると、技術者では51.1％が工業関係、19.4％が教育関係専攻者で、教員では8割（79.7％）が教育関係専攻者となっている。保健医療従事者では54.7％が家政関係、40.9％が保健関係専攻者となっている。

(昭和57年3月卒)

(人)

工 業	農 業	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
5,224	1,366	4,823	36,875	33,326	5,115	66
2,713	354	4,214	8,334	22,421	3,240	21
2,475	317	6	631	940	92	18
41	9	364	1,108	12,225	1,056	1
13	6	3,681	4,918	286	4	—
149	—	1	165	38	1,138	—
35	22	162	1,512	8,932	950	2
34	37	1	18	8	3	—
376	291	551	25,757	8,974	1,281	41
327	185	23	1,981	785	404	1
16	421	—	29	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	3	—
38	2	—	28	31	1	—
1,510	22	1	100	257	111	—
50	4	2	57	23	3	—
80	36	12	328	362	57	—
80	14	19	243	465	12	3

全就職者数に引き伸したものである。

文部省一学校基本調査

表25は、昭和57年3月大学卒業者の職業別就職者を、専攻分野との関係でみたものである。

まず、就職者の40.7%を占めている専門的・技術的職業従事者（11万9,451人）についてみると、その45.6%が工学関係、17.0%が教育関係、9.3%が人文科学関係、6.9%が保健関係で、以上の4専攻分野出身者が専門的・技術的職業従事者の約8割（78.8%）を占めている。

表 25 大学の関係学科別、職業別就職者数

職 業	計	人文科学	社会科学	理 学	工 学
計	293,344	36,093	132,306	7,677	62,381
専門的・技術的職業従事者	119,451	11,056	5,197	5,863	54,494
{ 技 術 者	66,258	682	1,048	3,759	53,488
{ 教 員	38,175	9,146	2,183	1,830	577
{ 保 健 医 療 従 事 者	7,615	86	178	59	55
{ 美術家・写真家・デザイナー	1,688	54	37	4	155
{ 音楽家・舞台芸術家					
{ その他の専門的職業従事者	5,715	1,088	1,751	211	219
管理的職業従事者	773	117	472	5	102
事務従事者	100,212	17,829	72,402	720	2,258
販売従事者	61,334	5,760	47,849	808	3,353
農林業作業者	589	14	189	4	16
漁業作業者	24	—	9	—	11
採掘作業者	6	—	—	—	—
運輸・通信従事者	738	147	273	4	253
技能工・生産工程作者 及 び 労 務 作 業 者	1,263	55	441	13	619
保安職業従事者	3,452	307	2,662	62	244
サービス職業従事者	3,348	619	1,620	168	611
上記以外のもの	2,154	189	1,192	30	420

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を全就

また、専門的・技術的職業従事者中、就職者数の多い職業についてみると、技術者（専門的・技術的職業従事者の55.5%）では80.7%が工学関係専攻者で、教員（同32.0%）の場合は51.6%が教育関係、24.0%が人文科学関係専攻者となっている。

次に事務従事者（10万212人で、全就職者の34.2%）をみると、72.2%が社会科学関係、17.8%が人文科学関係の専攻者となっている。

（昭和57年3月卒）

（人）

農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
10,219	8,936	122	5,856	22,824	5,982	948
5,815	8,233	86	3,223	20,290	5,039	155
4,889	1,228	83	456	192	406	27
413	449	—	1,736	19,707	2,019	115
77	6,296	—	718	134	8	4
12	—	—	47	34	1,345	—
424	260	3	266	223	1,261	9
21	15	—	9	20	11	1
2,024	90	27	2,083	1,775	357	647
1,703	543	4	359	458	416	81
357	—	—	2	3	4	—
4	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—
12	4	3	6	20	12	4
100	—	—	7	5	21	2
64	5	—	9	88	3	8
93	13	—	99	104	18	3
20	33	2	59	61	101	47

職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表26により、昭和57年3月大学卒業就職者（29万3,344人）の流動状況をみると、就職者の46.0%（13万4,831人）が卒業した大学と同一の都道府県（以下、省略して県という。）内に就職している。

また、就職者のうち、63.0%（18万4,799人）は、卒業した大学の所

表26 都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況

区 分	卒業した大学の 所在地県別就職 者数（人）	Aのうち卒業大学 と同一県内に就職 した者（人）	B/A	当該県の高校出身 者で全国いずれか の大学卒業後就職 した者（人）
	A	B	(%)	C
計	293,344	134,831	46.0	293,344
北海道	7,895	4,910	62.2	12,172
青森	1,330	482	36.2	2,130
岩手	1,106	280	25.3	2,538
宮城	6,207	2,158	34.8	5,330
秋田	816	265	32.5	2,520
山形	882	274	31.1	2,653
福島	1,905	482	25.3	4,540
茨城	2,540	812	32.0	4,624
栃木	1,165	364	31.2	3,814
群馬	1,504	439	29.2	5,397
埼玉	9,669	1,449	15.0	9,570
千葉	7,880	971	12.3	9,727
東京	100,313	63,900	63.7	38,261
神奈川	17,259	3,937	22.8	18,184
新潟	1,406	448	31.8	4,278
富山	896	424	47.4	3,232
石川	2,435	693	28.5	2,428
福井	994	284	28.6	2,320
山梨	1,221	211	17.3	2,313
長野	1,537	551	35.8	4,904
岐阜	1,705	567	33.3	5,279
静岡	2,001	611	30.6	8,563
愛知	18,698	10,687	57.2	15,823
三重	896	305	34.0	4,489
滋賀	517	207	40.0	2,677

在地県と異なる他県の高等学校出身者で、このうち 29.4 % (5 万 4,335 人) が、卒業大学と同一県内に就職している。

これを都道府県別にみると、卒業した大学と同一の県内に就職した者の割合が、就職者の半数以上を占めているのは、沖縄 (66.9 %)、東京(63.7

(昭和57年3月卒)

Cのうち他県に 所在する大学を 卒業し就職した 者 (人)	Dのうち出身高 校の所在地県に 戻って就職した 者 (人)	E/D	Aのうち他県に 所在する高校出 身者 (人)	Fのうち卒業大 学と同一県内に 就職した者 (人)	G/F
D	E	(%)	F	G	(%)
184,799	80,872	43.8	184,799	54,335	29.4
5,771	2,609	45.2	1,494	275	18.4
1,486	528	35.5	686	27	3.9
2,167	1,021	47.1	735	19	2.6
2,515	654	26.0	3,392	482	14.2
2,090	753	36.0	386	9	2.2
2,281	1,041	45.7	509	10	2.0
3,961	1,605	40.5	1,326	48	3.6
3,612	1,802	49.9	1,528	62	4.0
3,354	1,197	35.7	705	34	4.8
4,830	2,575	53.3	937	56	6.0
7,586	2,070	27.3	7,685	503	6.5
8,284	2,726	32.9	6,438	314	4.9
8,556	6,789	79.3	70,608	38,026	53.9
13,174	3,894	29.6	12,250	1,207	9.9
3,812	1,866	48.9	940	114	12.1
2,728	1,252	45.9	392	18	4.6
1,642	977	59.5	1,649	103	6.3
1,932	789	40.9	606	19	3.1
2,021	746	36.9	928	16	1.7
4,359	1,901	43.6	993	79	7.9
4,636	1,951	42.1	1,062	55	5.1
7,913	4,036	51.0	1,351	79	5.8
5,550	2,656	47.9	8,425	2,197	26.1
4,153	1,539	37.1	560	48	8.5
2,477	1,110	44.8	318	23	7.2

％），北海道（62.2％），愛知（57.2％），大阪（54.4％），愛媛（53.1％），広島（50.6％）で、逆にその割合が低く、2割以下となっているのは、千葉（12.3％），埼玉（15.0％），山梨（17.3％），京都（17.5％）である。

区 分	卒業した大学の 所在地県別就職 者数（人）	Aのうち卒業大学 と同一県内に就職 した者（人）	B/A	当該県の高専出身 者で全国いずれか の大学卒業後就職 した者（人）
	A	B	（％）	C
京 都	17,201	3,007	17.5	6,629
大 阪	29,035	15,794	54.4	22,046
兵 庫	11,144	3,115	27.9	15,735
奈 良	1,308	278	21.2	3,171
和 歌 山	545	169	31.0	2,670
鳥 取	450	101	22.5	1,245
島 根	635	235	37.0	1,980
岡 山	2,904	1,191	41.0	5,708
広 島	5,947	3,010	50.6	8,617
山 口	2,035	533	26.2	4,687
徳 島	902	297	32.9	1,944
香 川	968	382	39.5	2,814
愛 媛	1,797	954	53.1	5,045
高 知	591	142	24.0	1,433
福 岡	15,114	5,974	39.5	11,328
佐 賀	842	203	24.1	2,118
長 崎	1,478	430	29.1	3,360
熊 本	2,906	1,286	44.2	3,810
大 分	1,387	420	30.3	3,430
宮 崎	788	260	32.9	2,078
鹿 児 島	1,691	739	43.7	3,780
沖 縄	899	601	66.9	1,284

注 1）標本調査により実施したものであるため、計と内訳が一致しないことがある。

2）出身高等学校、事業所の所在地等が不明の者は除いてある。

また、大学卒業就職者中、他県の高等学校出身者が8割以上を占めているのは、千葉（81.7％、6,438人）、京都（81.2％、1万3,962人）で、千葉ではこのうち、4.9％、京都では8.8％が、卒業大学と同一の県内に就職している。

Cのうち他県に 所在する大学を 卒業し就職した 者（人）	Dのうち出身高 校の所在地県に 戻って就職した 者（人）	E/D	Aのうち他県に 所在する高校出 身者（人）	Fのうち卒業大 学と同一県内に 就職した者 （人）	G/F
D	E	(%)	F	G	(%)
3,391	1,635	48.2	13,962	1,235	8.8
9,006	5,922	65.8	15,995	5,593	35.0
10,886	4,481	41.2	6,295	680	10.8
2,869	703	24.5	1,006	102	10.1
2,460	977	39.7	335	8	2.5
1,118	511	45.7	323	4	1.3
1,704	661	38.8	360	7	2.0
4,350	2,112	48.5	1,546	105	6.8
5,276	2,902	55.0	2,606	489	18.8
3,960	1,526	38.5	1,308	66	5.0
1,573	534	34.0	531	16	3.1
2,370	1,011	42.6	524	17	3.3
3,858	1,643	42.6	610	69	11.4
1,291	709	54.9	449	21	4.8
4,220	2,066	49.0	8,006	1,720	21.5
1,867	665	35.6	591	25	4.3
2,679	811	30.3	797	48	6.0
2,275	581	25.5	1,371	155	11.3
2,914	1,248	42.8	871	43	4.9
1,806	770	42.6	517	37	7.1
2,749	882	32.1	660	41	6.2
619	286	46.2	234	33	13.9

文部省一学校基本調査

表27により、全国の事業所に就職した大学卒業者（昭和57年3月卒業）について、その流動状況をみると、「出身高等学校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者」は27.4%（8万498人）、「当該県の高等学校出身者で、他県の大学を卒業し、再び当該県に戻って就職した

表27 都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況

区 分	当該県に所在する事業所に就職した者 H (人)	出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者		他県の高校出身者で当該県の大学を卒業後、そのまま同県に就職した者	
		I (人)	I/H (%)	J (人)	J/H (%)
計	293,344	80,498	27.4	54,335	18.5
北海道	7,696	4,635	60.2	275	3.6
青 森	1,149	455	39.6	27	2.3
岩 手	1,430	261	18.3	19	1.3
宮 城	3,272	1,676	51.2	482	14.7
秋 田	1,066	257	24.1	9	0.8
山 形	1,375	264	19.2	10	0.7
福 島	2,208	435	19.7	48	2.2
茨 城	3,279	750	22.9	62	1.9
栃 木	1,739	330	19.0	34	2.0
群 馬	3,699	383	10.4	56	1.5
埼 玉	5,208	946	18.2	503	9.7
千 葉	4,825	657	13.6	314	6.5
東 京	107,560	25,874	24.1	38,026	35.4
神奈川	11,305	2,730	24.1	1,207	10.7
新 潟	2,432	334	13.7	114	4.7
富 山	1,827	406	22.2	18	1.0
石 川	1,821	590	32.4	103	5.7
福 井	1,151	265	23.0	19	1.7
山 梨	972	195	20.1	16	1.6
長 野	2,865	472	16.5	79	2.8
岐 阜	2,907	513	17.6	55	1.9
静 岡	5,843	533	9.1	79	1.4
愛 知	17,500	8,490	48.5	2,197	12.6
三 重	2,186	275	11.8	48	2.2
滋 賀	1,525	184	12.1	23	1.5

者」は 27.6 % (8 万 872 人) , 「他県の高等学校出身者で、当該県の大学を卒業後、そのまま同県に就職した者」は 18.5 % (5 万 4,335 人) , 「他県に所在する高等学校・大学を卒業し、当該県に就職した者」は 26.5 % (7 万 7,639 人) の構成となっており、全体の 55.0 % が出身高等学校と

(昭和 57 年 3 月卒)

当該県の高校出身者で他県の大学を卒業し、再び当該県に戻って就職した者		他県に所在する高校・大学を卒業し当該県に就職した者		当該県の事業所に就職した大学卒業者のうち、当該県内高校出身者の占める割合
K (人)	K/H (%)	L (人)	L/H (%)	I + K/H (%)
80,872	27.6	77,639	26.5	55.0
2,609	33.9	177	2.3	94.1
528	46.0	139	12.1	85.6
1,021	71.4	129	9.0	89.7
654	20.0	460	14.1	71.2
753	70.6	47	4.4	94.7
1,041	75.7	60	4.4	94.9
1,605	72.7	120	5.4	92.4
1,802	55.0	665	2.0	77.8
1,197	68.8	178	10.2	87.8
2,575	69.6	685	18.5	80.0
2,070	39.7	1,689	32.4	57.9
2,726	56.5	1,128	23.4	70.1
6,789	6.3	36,871	34.3	30.4
3,894	34.4	3,474	30.7	58.6
1,866	76.7	118	4.9	90.5
1,252	68.5	151	8.3	90.7
977	53.7	151	8.3	86.1
789	68.5	78	6.8	91.6
746	76.7	15	1.5	96.8
1,901	66.4	413	14.4	82.8
1,951	67.1	388	13.3	84.8
4,036	69.1	1,195	20.5	78.2
2,656	15.2	4,157	23.8	63.7
1,539	70.4	342	15.6	82.2
1,110	72.8	208	13.6	84.9

同一の県内の事業所に就職している。これを都道府県別にみると、当該県に所在する事業所に就職した大学卒業者中、当該県内の高等学校出身者の占める割合が高い県を5位まで挙げると、山梨（96.8%）、和歌山（96.0%）、大分（95.5%）、山形（94.9%）、秋田（94.7%）となっている。

区 分	当該県に所在する事業所に就職した者 H (人)	出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者		他県の高校出身者で当該県の大学を卒業後、そのまま同県に就職した者	
		I (人)	I/H (%)	J (人)	J/H (%)
京 都	6,205	1,772	28.6	1,235	19.9
大 阪	36,888	10,201	27.7	5,593	15.2
兵 庫	9,804	2,434	24.8	680	6.9
奈 良	1,274	176	13.8	102	8.0
和歌山	1,184	160	13.5	8	0.7
鳥 取	667	97	14.5	4	0.6
島 根	952	228	23.9	7	0.7
岡 山	3,676	1,086	29.5	105	2.9
広 島	7,106	2,522	35.5	489	6.9
山 口	2,307	467	20.2	66	2.9
徳 島	913	281	30.8	16	1.8
香 川	1,593	365	22.9	17	1.1
愛 媛	2,907	885	30.4	69	2.4
高 知	948	120	12.7	21	2.2
福 岡	9,186	4,254	46.3	1,720	18.7
佐 賀	920	178	19.3	25	2.7
長 崎	1,502	382	25.4	48	3.2
熊 本	2,063	1,131	54.8	155	7.5
大 分	1,701	377	22.2	43	2.5
宮 崎	1,225	223	18.2	37	3.0
鹿 児 島	1,701	698	41.0	41	2.4
沖 縄	919	569	61.9	33	3.6

注1) 標本調査により実施したものであるため、計と内訳が一致しないことがある。

2) 出身高等学校、事業所の所在地等が不明の者は除いてある。

一方、その割合が低いのは、東京（30.4％）、大阪（43.7％）である。

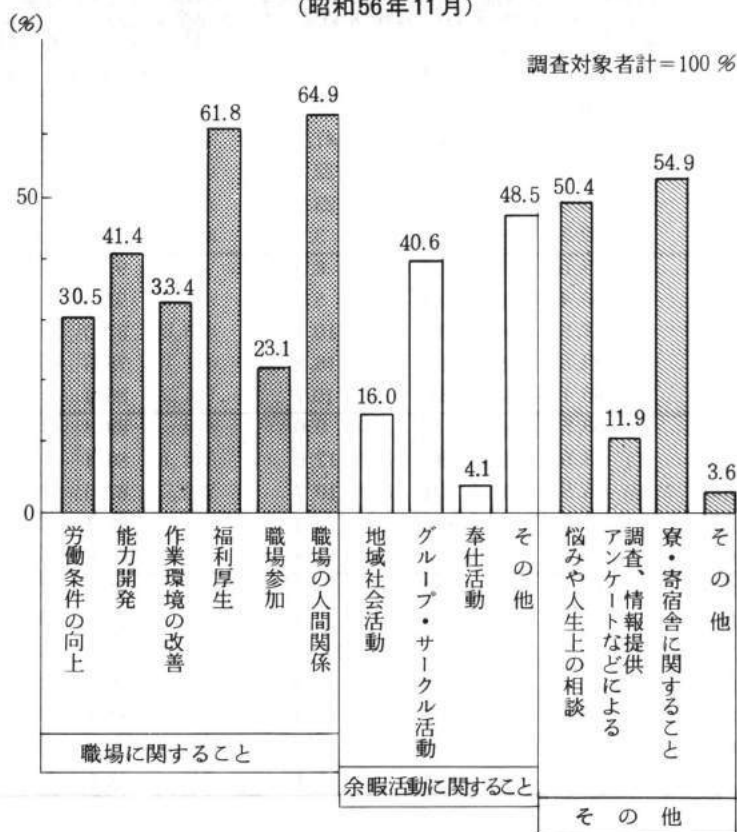
当該県の高校出身者で他県の大学を卒業し、再び当該県に戻って就職した者		他県に所在する高校・大学を卒業し当該県に就職した者		当該県の事業所に就職した大学卒業者のうち、当該県内高校出身者の占める割合
K（人）	K/H（％）	L（人）	L/H（％）	I+K/H（％）
1,635	26.3	1,563	25.2	54.9
5,922	16.1	15,172	41.1	43.7
4,481	45.7	2,209	22.5	70.5
703	55.2	293	23.0	69.0
977	82.5	39	3.3	96.0
511	76.6	55	8.2	91.2
661	69.4	56	5.9	93.4
2,112	57.5	373	10.1	87.0
2,902	40.8	1,193	16.8	76.3
1,526	66.1	248	10.7	86.4
534	58.5	82	9.0	89.3
1,011	63.5	200	12.6	86.4
1,643	56.5	310	10.7	87.0
709	74.8	98	10.3	87.4
2,066	22.5	1,146	12.5	68.8
665	72.3	52	5.7	91.6
811	54.0	261	17.4	79.4
581	28.2	196	9.5	83.0
1,248	73.4	33	1.9	95.5
770	62.9	195	15.9	81.1
882	51.9	80	4.7	92.9
286	31.1	31	3.4	93.0

文部省一学校基本調査

(3) 職場における勤労青少年指導の状況等

職場における勤労青少年指導に関する実態調査—勤労青少年福祉推進者活動—によると(101頁,「ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催」参照)勤労青少年福祉推進者(以下「福祉推進者」という。)の日常活動の主なものとして図12にみる種類を挙げている。

図12 福祉推進者の活動の種類(MA)
(昭和56年11月)



労働省—職場における勤労青少年指導に関する
実態調査—勤労青少年福祉推進者活動—

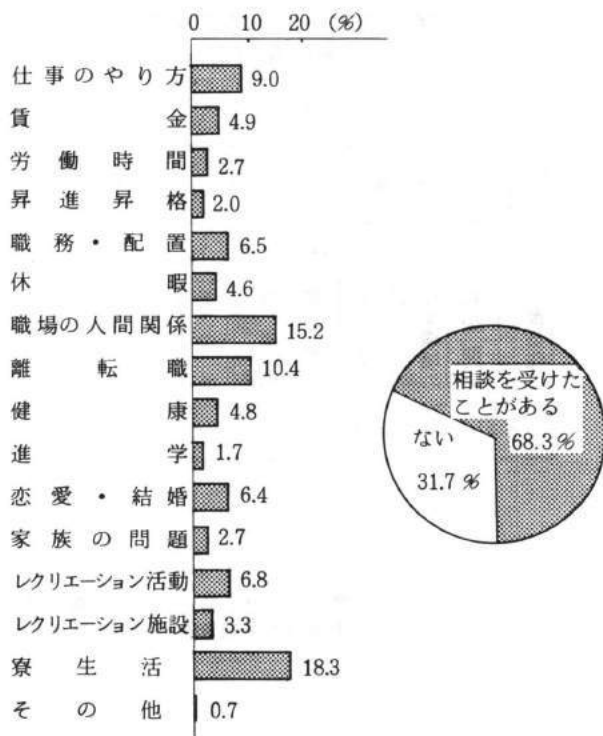
イ 過去1年間の福祉推進者活動

(イ) 相談活動

勤労青少年から相談を受けたことが「ある」と答えた者は 68.3 % で、相談内容の主なものは図13のとおりである。

図13 勤労青少年からの相談受理の内容 (MA)
— 過去1年間 — (昭和56年11月)

相談受理件数計=100 %

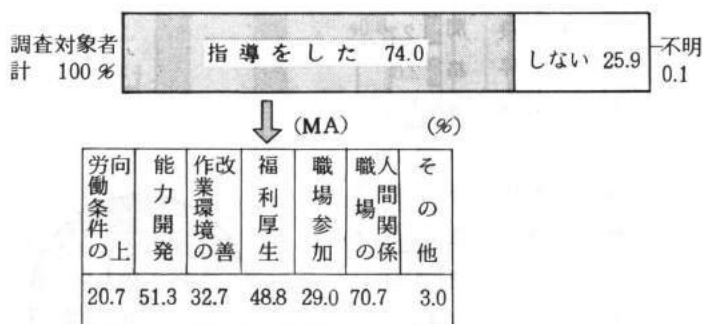


労働省－職場における勤労青少年指導に関する
実態調査－勤労青少年福祉推進者活動－

(ロ) 職場に関する指導

勤労青少年の職場に関する指導を「した」者は74.0%でその主な内容としては、①職場の人間関係に関すること、②勤労青少年の能力開発に関すること、③勤労青少年の福利厚生に関すること等、を挙げている(図14)。

図14 勤労青少年の職場に関する指導の有無及び指導をした場合の内容 — 過去1年間 —
(昭和56年11月)



労働省一職場における勤労青少年指導に関する
実態調査一勤労青少年福祉推進者活動一

い) 余暇活動に関する指導

勤労青少年の余暇活動に関する指導を「した」者は70.1%でその主な内容としては、①スポーツ活動、②文化教養活動、③各種資格取得指導等を挙げている。

図15 勤労青少年の余暇活動に関する指導の有無及び
指導した場合の内容 — 過去1年間 —
(昭和56年11月)

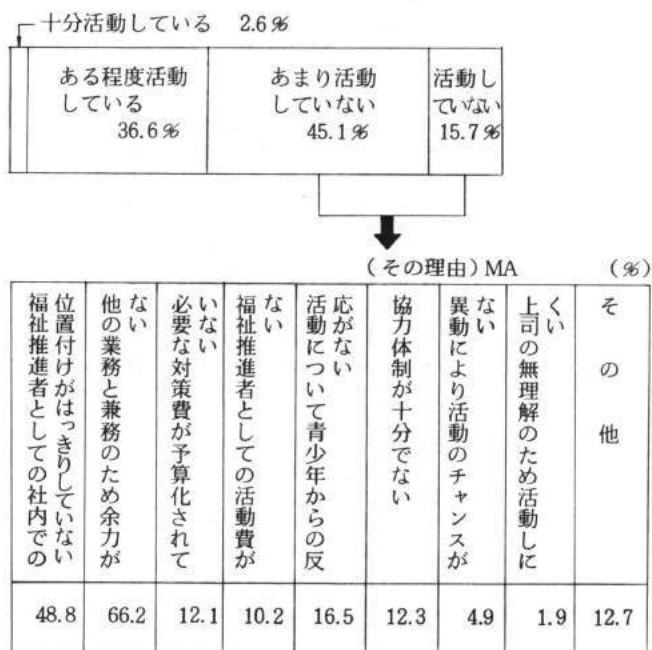
調査対象者 計 100%		指導をした 70.1	しない 29.9
↓ (MA) (%)			
地域・社会活動 に 関 する こ と	ス ポ ー ツ 活 動	62.5	
	文 化 ・ 教 養 活 動	32.6	
	地 域 青 年 と の 交 歓	13.1	
	奉 仕 活 動	9.0	
	そ の 他	1.3	
グ ル ー プ 活 動 に 関 する こ と	ス ポ ー ツ 活 動	77.0	
	文 化 ・ 教 養 活 動	45.1	
	奉 仕 活 動	6.1	
	各 種 資 格 取 得 指 導	35.8	
	そ の 他	0.8	
奉 仕 活 動 に 関 する こ と	福祉施設での技術奉仕、労働奉仕等	3.6	
	個人・グループ（独居老人、身障者、子供会等）に対する活動	5.0	
	環境改善等で保健衛生活動、公害防止活動、募金活動等	11.0	
	そ の 他	2.0	

労働省—職場における勤労青少年
指導に関する実態調査
—勤労青少年福祉推進者活動—

ロ 福祉推進者活動の程度（自己評価）

「十分活動している」2.6%、「ある程度活動している」36.6%、「あまり活動していない」45.1%、「活動していない」15.7%で、「あまり活動していない」及び「活動していない」と答えた者についてその理由をみると、「他の業務と兼務のため余力がない」（66.2%）がトップとなっている（図16）。

図16 福祉推進者活動の程度と活動をしていないとする場合の理由



労働省一職場における勤労青少年
指導に関する実態調査
一勤労青少年福祉推進者活動一

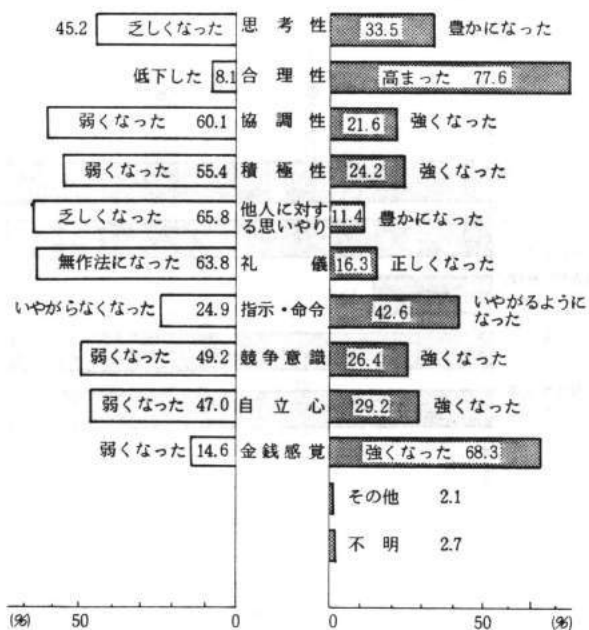
ハ 現代の勤労青少年の特徴

10年ぐらい前と比べて、事業所内の勤労青少年だけにとどまらず、広く現代の勤労青少年が持っている特徴として調査対象者は図17のように挙げている。

その主なものについてみると、①合理性が高まった（77.6％）、②金銭感覚が強くなった（68.3％）、③他人に対する思いやりが乏しくなった（65.8％）、④礼儀が無作法になった（63.8％）、⑤協調性が弱くなった（60.1％）等、を挙げている。

図17 現代の勤労青少年の特徴 (MA)

—10年ぐらい前と比べて—



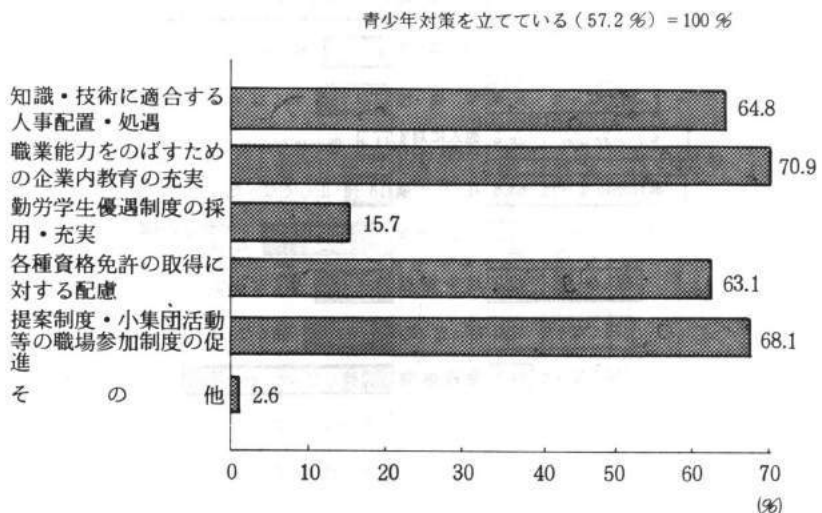
労働省－職場における勤労青少年指導に関する
実態調査－勤労青少年福祉推進者活動－

ニ 事業所における勤労青少年対策の状況

(イ) 高学歴化の進行に対応する青少年対策

調査対象者の所属する事業所では、新規学校卒業者の高学歴化の進行に対応する勤労青少年対策を「立てている」と答えた者は57.2%で、対策の主な内容としては、①職業能力をのばすための企業内教育の充実、②提案制度・小集団活動等の職場参加制度の促進、③知識・技術に適合する人事配置・処遇、④各種資格免許の取得に対する配慮、⑤勤労学生優遇制度の採用・充実等、を挙げている(図18)。

図18 高学歴化の進行に対応する青少年対策の内容
(MA)

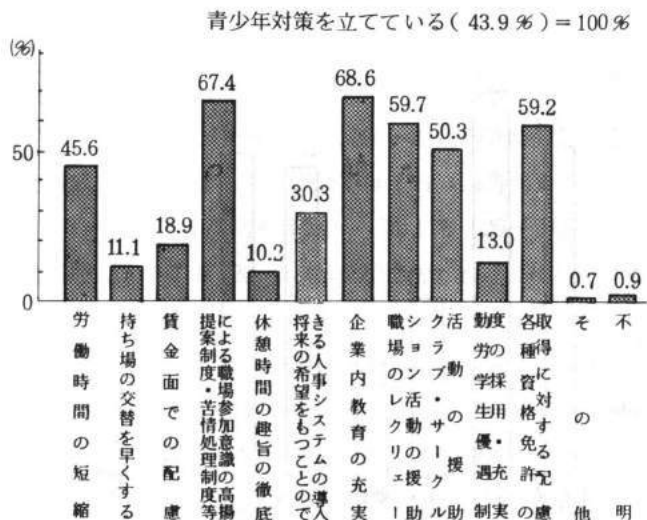


労働省－職場における勤労青少年
指導に関する実態調査
－勤労青少年福祉推進者活動－

(ロ) オートメーション化の進行に対応する青少年対策

事業所ではオートメーション化の進行に対応する勤労青少年対策を「立てている」と答えた者は43.9%で、対策の主な内容としては、①企業内教育の充実、②提案制度・苦情処理制度等による職場参加意識の高揚、③職場のレクリエーション活動の援助、④各種資格免許の取得に対する配慮、⑤クラブ・サークル活動の援助等、を挙げている(図19)。

図19 オートメーション化の進行に対応する青少年対策の内容(MA)

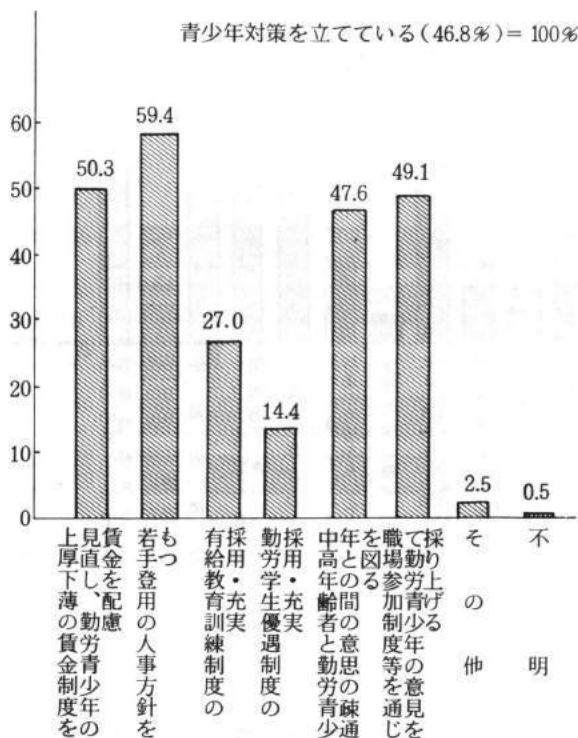


労働省一職場における勤労青少年
指導に関する実態調査
一勤労青少年福祉推進者活動一

イ) 高齢化の進行に対応する青少年対策

事業所では、従業員の高齢化の進行に対応する勤労青少年対策を「立てている」と答えた者は46.8%で、対策の主な内容としては、①若手登用の人事方針をもつ、②上厚下薄の賃金制度を見直し、勤労青少年の賃金を配慮、③職場参加制度等を通じて勤労青少年の意見を採り上げる、④中高年齢者と勤労青少年との間の意思の疎通を図る、⑤有給教育訓練制度の採用・充実等、を挙げている(図20)。

図20 高齢化の進行に対応する青少年対策の内容(MA)
(%)



労働省－職場における勤労青少年指導に関する
実態調査－勤労青少年福祉推進者活動－

ホ 今後の福祉推進者活動の中心

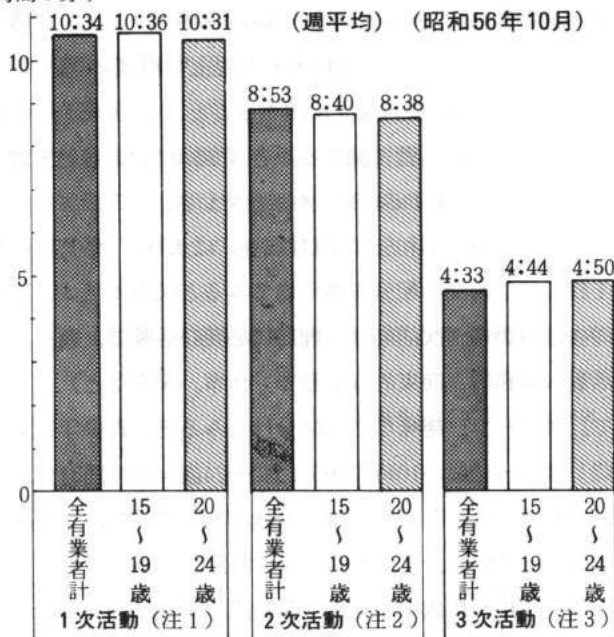
今後福祉推進者が、活動していく上で中心となる活動種目として、①職場の人間関係に関すること（53.2％）、②悩みや人生上の相談に関すること（51.4％）、③勤労青少年の能力開発に関すること（50.4％）、④勤労青少年のグループ・サークル活動に関すること（36.0％）、⑤勤労青少年の福利厚生に関すること（31.4％）等、を挙げている。

ちなみに社会生活基本調査（昭和56年10月調査）により、青少年有業者（就業者）の1日の生活時間の配分を週平均でみると図21のとおりである。まず、1日の生活行動を1次活動（生理的に必要な活動で、睡眠、食事など）、2次活動（義務的、拘束的な活動で、仕事、家事など）、3次活動（余暇活動で、スポーツ、趣味など）に分けてみると、青少年有業者の「1次活動時間」は15～19歳が10時間36分、20～24歳が10時間31分、「2次活動時間」は15～19歳が8時間40分、20～24歳が8時間38分、「3次活動時間」は15～19歳が4時間44分、20～24歳が4時間50分となっている。これを構成比でみると、15～19歳では1日（24時間）の44.2％（20～24歳は43.8％）が「1次活動時間」、36.1％（20～24歳は36.0％）が「2次活動時間」、19.7％（20～24歳は20.2％）が「3次活動時間」となっている。

次に3次活動時間（余暇時間）の内容をみると「ラジオ・テレビ・新聞・雑誌」の占める時間が最も長く15～19歳で1時間52分、20～24歳で1時間53分、次いで「休養・くつろぎ」が15～19歳で1時間10分、20～24歳で1時間2分となっており、3次活動時間中、この両者を合わせた時間の占める割合は15～19歳で64.1％、20～24歳で60.3％となっており、余暇時間の主たる内容となっている（図21）。

1日当たりの
(時間：分)

図21 有業青少年の生活行動時間
(週平均) (昭和56年10月)



1日当たりの時間：分

区 分	学習活動 (学業以外)	趣味 娯楽	スポ ーツ	奉仕的 活動	交 際	移 動	(注4) ラジオ テレビ 新聞 雑誌	休 養 くつろぎ	受 診 療 養	その 他の 行 動
全 有 業 者 計	0:07	0:26	0:08	0:02	0:22	0:12	1:56	1:08	0:04	0:08
15 ～ 19 歳	0:11	0:28	0:11	0:01	0:30	0:11	1:52	1:10	0:02	0:08
20 ～ 24 歳	0:14	0:31	0:10	0:01	0:36	0:14	1:53	1:02	0:02	0:07

注1) 1次活動……生理的に必要な活動で、睡眠、食事、身のまわりの用事など。

2) 2次活動……義務的、拘束的な活動で仕事、家事・育児、在学者の勉強・研究など。

3) 3次活動……余暇の活動で、スポーツ、趣味・娯楽、休養など。

4) ラジオ・テレビ……勉強など能動的活動を除く。

総理府 — 社会生活基本調査 (速報)

また、同調査では3次活動（余暇活動）をその内容によって能動的3次活動（学習活動、趣味・娯楽、スポーツ活動、交際等）と受動的3次活動（ラジオ・テレビ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ等）に分けている。表28により能動的3次活動の主な内容を青少年有業者の過去1年間の行動者率（ある活動を行った有業者—行動者—が同年齢有業者中に占める割合）でみると、国内観行旅行（15～19歳71.4％、20～24歳83.4％）が最も多く、次いでスポーツ（15～19歳66.8％、20～24歳72.9％）となっている。

表28 能動的3次活動の行動者率（有業者）
（過去1年間）（昭和56年10月）

(%)

区 分	学 習 活 動	ス ポ ー ツ	国 内 観 光 旅 行	社 会 奉 仕 活 動
全 有 業 者 年 齢 計	46.7	48.9	75.4	27.6
15 ～ 19 歳	49.3	66.8	71.4	15.4
20 ～ 24 歳	57.9	72.9	83.4	18.4

注) 行動者率……表側の各年齢人口中に占める過去1年間に行動したことがある同年齢者の割合

総理府 — 社会生活基本調査（速報）

(4) 離職状況

昭和55年3月中学校新規卒業就職者の1年後（昭和56年3月末日現在）の離職率は30.3%（前年27.6%）で、前年より2.7ポイント上昇している。

また、昭和53年3月中学校新規卒業就職者について、昭和56年3月末までの就職後3年間の離職率をみると50.5%（昭和52年3月卒48.8%）となっており前年より1.7ポイント上昇している。

表29 中学校卒業者の産業別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(就職 1 年後・3 年後)											(%)
区 分		計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・不動産・保険業	運輸・通信業	電気・熱・ガス・水道・熱供給業	サービス業	その他
1 年後	昭和45年3月卒	19.1	18.8	32.2	18.1	26.2	21.3	17.7	4.7	18.8	50.8
	50	20.1	51.6	32.3	18.9	29.1	22.5	21.9	5.2	17.5	42.8
	51	22.5	29.4	36.0	21.4	32.9	27.0	25.1	3.6	19.0	43.6
	52	24.4	33.3	36.9	23.6	33.5	46.3	27.1	4.3	20.6	40.6
	53	26.3	20.2	36.3	25.1	36.6	32.8	31.1	4.8	23.6	48.1
	54	27.6	30.0	37.5	26.2	38.9	41.2	35.7	4.1	24.9	51.4
	55	30.3	42.9	40.0	29.0	41.5	48.1	37.2	4.3	26.6	46.8
3 年後	昭和45年3月卒	48.0	57.7	57.3	46.9	59.5	48.8	50.4	12.2	46.9	62.1
	50	46.0	65.6	58.7	44.4	58.9	51.0	49.8	9.7	43.0	91.9
	51	48.4	56.3	59.0	47.0	63.0	53.5	53.8	8.7	44.4	87.0
	52	48.8	80.0	59.6	47.1	64.7	66.2	55.6	7.7	46.3	90.1
	53	50.5	58.3	60.2	48.5	67.4	58.1	60.9	7.8	48.6	83.5

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

労働省一新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

離職率を産業別にみると、1年後の場合は各産業いずれも前年より上昇しており、なかでも鉱業（12.9ポイント）、金融・保険・不動産業（6.9ポイント）の上昇が目立っている。3年後では鉱業（対前年21.7ポイント低下）と金融・保険・不動産業（同8.1ポイント低下）を除いて各産業で上昇しており、なかでも運輸・通信業（5.3ポイント）が目立っている（表29）。

また、離職率を企業規模別にみると表30のとおりで、5人未満の規模が最も高い。

表30 中学校卒業者の規模別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	1,000人 以上	500～ 999人	100～ 499	30～99	5～29	5人未満
1 年 後	昭和							
	45年3月卒	19.1	13.1	15.2	20.3	23.1	21.5	28.6
	50	20.1	13.0	14.4	21.0	25.2	23.1	30.0
	51	22.5	12.2	15.8	23.1	27.7	27.1	32.5
	52	24.4	12.5	17.8	26.2	30.6	27.2	33.9
	53	26.3	12.6	20.0	26.4	32.1	30.0	35.3
	54	27.6	14.1	19.5	26.5	32.7	31.6	35.9
3 年 後	55	30.3	15.7	23.4	29.0	36.2	34.7	37.6
	昭和							
	45年3月卒	48.0	38.2	42.9	51.6	56.0	53.6	62.9
	50	46.0	32.0	37.6	48.7	54.2	50.4	54.4
	51	48.4	32.0	39.0	50.2	56.5	53.2	57.1
	52	48.8	31.6	38.0	50.8	56.7	54.5	60.4
	53	50.5	30.8	40.9	50.2	59.4	56.9	58.7

注）表29の（注）参照

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

昭和55年3月高等学校新規卒業就職者の1年後（昭和56年3月末日現在）の離職率は17.2%（前年17.8%）で、前年より0.6ポイント低下している。

また、昭和53年3月高等学校新規卒業就職者について、昭和56年3月末日までの就職後3年間の離職率をみると41.1%（昭和52年3月卒40.4%）で前年に比べると0.7ポイント上昇している。

表31 高等学校卒業者の産業別離職率の推移
（就職1年後・3年後）

(%)

区 分		計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 業	電 気 ・ 熱 ・ ガ ス ・ 給 給 業	道 ・ サ ー ビ ス 業	そ の 他
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	23.6	21.3	18.1	22.7	7.0	30.0	5.4	21.5	60.0
	50	13.8	14.5	17.7	12.6	17.5	4.2	29.0	2.1	14.3	42.5
	51	16.8	14.9	21.4	16.8	19.8	4.3	38.7	2.1	15.4	44.7
	52	15.8	12.9	20.9	15.0	18.7	4.0	37.2	1.9	14.7	47.0
	53	16.3	14.9	21.8	15.2	19.5	3.9	36.1	2.3	15.4	51.3
	54	17.8	17.3	24.2	17.1	20.7	4.5	32.1	2.7	16.6	49.6
	55	17.2	14.3	22.5	16.0	20.9	5.0	28.0	2.9	16.2	47.6
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	54.3	42.0	44.5	55.4	28.7	54.7	15.3	51.1	66.6
	50	37.7	35.7	40.4	36.1	47.1	20.3	46.5	7.3	39.4	81.6
	51	41.3	34.5	44.9	42.0	48.4	19.5	57.7	6.6	40.2	84.1
	52	40.4	40.4	44.2	38.9	47.7	19.6	56.9	6.9	40.0	84.5
	53	41.1	39.3	45.8	39.5	48.8	20.0	55.6	7.3	41.0	79.1

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

離職率を産業別にみると、1年後の場合は卸売・小売業、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業で若干上昇している以外は、いずれも前年より低下している。3年後では鉱業と運輸・通信業が前年より低下している以外は、いずれの産業においても若干の上昇をみせている（図31）。

表32は離職率を企業規模別にみたものである。1年後の場合も3年後についても、企業規模が小さくなるにしたがって離職率が高くなっている。

表32 高等学校卒業者の規模別離職率の推移
(就職1年後・3年後)

(%)

区 分		計	1,000人 以上	500～ 999人	100～ 499	30～99	5～29	5人未満
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	13.6	16.0	19.3	21.4	25.2	25.9
	50	13.8	8.6	12.5	14.3	15.1	22.6	30.9
	51	16.8	9.4	16.0	16.6	18.2	24.7	32.0
	52	15.8	9.5	15.4	15.6	17.6	23.6	31.4
	53	16.3	8.5	15.3	16.4	17.9	24.8	33.5
	54	17.8	9.6	15.8	17.5	19.9	24.7	30.2
	55	17.2	11.0	14.4	17.2	19.4	25.2	31.8
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	37.8	43.3	48.6	51.2	58.2	69.5
	50	37.7	28.0	36.0	39.6	40.6	50.1	59.5
	51	41.3	29.3	39.1	42.1	43.6	52.0	58.7
	52	40.4	29.4	38.4	40.9	43.3	50.7	54.8
	53	41.1	29.0	39.2	41.9	43.7	52.5	60.2

注) 表31の(注)参照

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

表33により、昭和55年3月中学校、高等学校新規卒業者の1年間の離職状況をみると、中学校卒業者の場合、就職後1年間に離職した11,772人のうち、半年間で7,511人（1年間の離職者数の63.8％）が離職しており、なかでも就職後「1箇月を超えて2箇月以下」が最も多く1,583人（同13.4％）となっている。このパターンは前年と変っていない。

表33 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移

区 分	中 卒 者					
	昭和53年3月卒		54年3月卒		55年3月卒	
	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比
1年間の離職者数	人 10,668	% 100.0	人 10,284	% 100.0	人 11,772	% 100.0
在職1箇月以下	807	7.6	879	8.5	1,052	8.9
1箇月を超えて2箇月以下	1,150	10.8	1,236	12.0	1,583	13.4
2箇月を超えて3箇月以下	1,165	10.9	1,122	10.9	1,362	11.6
3箇月を超えて4箇月以下	1,133	10.6	1,076	10.5	1,344	11.4
4箇月を超えて5箇月以下	1,189	11.1	1,107	10.8	1,088	9.2
5箇月を超えて6箇月以下	1,059	9.9	973	9.5	1,082	9.2
6箇月を超えて7箇月以下	798	7.5	694	6.7	753	6.4
7箇月を超えて8箇月以下	525	4.9	481	4.7	517	4.4
8箇月を超えて9箇月以下	771	7.2	790	7.7	905	7.7
9箇月を超えて10箇月以下	705	6.6	620	6.0	709	6.0
10箇月を超えて11箇月以下	616	5.8	578	5.6	606	5.1
11箇月を超えて12箇月以下	750	7.0	728	7.1	771	6.5

注) 表31の(注1)参照

高等学校卒業者の場合、半年間で離職した者は44,991人（1年間の離職者数の55.3％）であるが、前年と同じパターンで「5箇月を超えて6箇月以下」（同11.4％）が第1のピーク、「11箇月を超えて12箇月以下」（同11.9％）が第2のピークとなっている。

高		卒		者	
昭和53年3月卒		54年3月卒		55年3月卒	
離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比
人	%	人	%	人	%
73,154	100.0	80,252	100.0	81,392	100.0
5,097	7.0	6,033	7.5	6,820	8.4
5,668	7.7	6,575	8.2	7,176	8.8
5,625	7.7	6,625	8.3	7,047	8.7
6,151	8.4	6,747	8.4	7,042	8.7
7,143	9.8	7,632	9.5	7,635	9.4
9,812	13.4	10,083	12.6	9,271	11.4
4,663	6.4	4,993	6.2	4,828	5.9
2,639	3.6	2,829	3.5	2,810	3.5
5,940	8.1	6,464	8.1	6,795	8.3
5,618	7.7	6,158	7.7	6,198	7.6
5,569	7.6	6,265	7.8	6,057	7.4
9,229	12.6	9,848	12.3	9,713	11.9

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

(5) 労働条件

イ 賃 金

(イ) 概 況

表34により、昭和56年6月分の1人当たり月間所定内給与額をみると、17歳以下では男子9万1,900円、女子8万4,400円、18～19歳では男子10万7,900円、女子9万9,900円、20～24歳では男子13万800円、女子11万4,800円となっている。前年に比べると17歳以下では男子の場合、3,200円（対前年上昇率3.6%）、女子では5,300円（同6.7%）上昇している。18～19歳では男子5,700円（同5.6%）、女子5,600円（同5.9%）、20～24歳では男子6,500円（同5.2%）、女子6,600円（同5.9%）それぞれ上昇している。

表34 青少年1人平均月間所定内給与額（規模10人以上）

区 分		昭 和 54 年				総雇用者 年 齢 計
		総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳	
男 子	規 模 計	186.3	83.2	97.1	118.9	198.6
	1,000人以上	209.6	80.7	101.4	122.2	223.7
	100～999人	182.3	84.0	97.1	116.3	193.0
	10～99人	171.0	83.1	94.6	119.2	181.6
女 子	規 模 計	109.9	75.1	90.1	103.6	116.9
	1,000人以上	127.3	74.4	93.0	110.1	133.9
	100～999人	108.4	76.4	90.9	103.0	114.7
	10～99人	101.2	74.4	85.0	96.9	108.0

注1) 所定内給与額…労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによって、
ち、超過労働給与額を除いたもの。

2) パートタイム労働者を除く。

3) 各年6月

企業規模別に賃金をみると、17歳以下では男女とも、10～99人の小規模が最も高いが、18～19歳では、規模が小さくなるにしたがって賃金も低くなっており、この傾向は女子の場合、顕著である。20～24歳では、男子の場合100～999人規模が平均（13万800円）を下回って最も低く、女子は1,000人以上規模だけが平均（11万4,800円）を上回っている。

また、年齢階級別に賃金の対前年上昇率の最も高かった企業規模をみると、17歳以下では男子の場合、100～999人規模の5.5％、女子では10～99人規模の10.9％となっている。18～19歳では男子の場合1,000人以上規模の5.9％、女子では100～999人規模の6.3％、20～24歳では男女とも100～999人規模（男子6.0％、女子6.4％）となっている。

(千円)

55 年			56 年			
～17歳	18～19歳	20～24歳	総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳
88.7	102.2	124.3	211.4	91.9	107.9	130.8
86.6	105.2	127.9	238.7	90.4	111.4	133.7
87.0	101.5	121.0	204.5	91.8	106.6	128.2
89.6	100.9	124.9	193.0	92.0	106.1	131.4
79.1	94.3	108.4	124.6	84.4	99.9	114.8
78.2	97.0	114.8	143.5	82.3	103.0	121.2
80.6	94.5	106.9	122.1	84.9	100.5	113.7
78.2	89.7	102.1	114.2	86.7	93.8	108.0

あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される月間税込総額のう

(ロ) 新規学校卒業者の初任給

表35により、昭和56年3月新規学校卒業者の初任給をみると、中学校卒業者は男子で8万5,000円、女子7万7,500円、高等学校卒業者は男子で9万8,400円、女子9万3,100円、短期大学卒業者は男子で10万6,500円、女子10万2,600円、大学卒業者は男子で12万800円、女子11万5,000円となっている。初任給額の対前年上昇率は男子の場合、中学校卒業4.8%、高等学校卒業6.0%、短期大学卒業5.8%、大学卒業5.5%、女子は中学校卒業5.9%、高等学校卒業5.4%、短期大学卒業5.3%、大学卒業5.8%となっている。

高等学校卒業者の初任給額を100とした学歴別の初任給額の状況は、男子の場合、中学校卒業者は86、短期大学卒業者は108、大学卒業者は123となっている。また、女子の場合、中学校卒業者は83、短期大学卒業者は110、大学卒業者は124となっている。

表35 産業、学歴別初任給額（規模計）

区 分		男 子								
		産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 險 融業	不動 産業	運通 信 輸業	電水 気道 給熱
昭和 55 年	中 卒 者	81.1	—	*83.4	81.3	80.2	—	**	*91.4	**
	高 卒 者	92.8	*109.3	95.0	93.9	91.6	90.3	*92.5	96.4	93.4
	短大卒者	100.7	**	103.3	102.3	98.1	*103.7	*109.7	*107.6	*102.5
	大 卒 者	114.5	**	113.9	115.6	114.9	110.1	129.1	114.6	*115.7
56	中 卒 者	85.0	**	95.6	84.9	82.9	—	**	*85.2	**
	高 卒 者	98.4	*108.8	98.7	99.8	96.9	93.5	*105.3	102.9	98.4
	短大卒者	106.5	**	110.7	109.0	103.7	*108.6	*109.7	*112.5	*108.1
	大 卒 者	120.8	*128.5	119.7	122.5	120.5	115.6	136.0	123.1	*122.8

注1) **印を付けている欄は、サンプル数が極めて少ないため数値を掲載しない。

2) *印を付けている欄は、サンプル数が少なく誤差率が大いので利用する際

男子について、初任給額を産業別にみると、最も初任給の高いのは、中学校卒業者では建設業の9万5,600円、高等学校卒業者では鉱業の10万8,800円、短期大学卒業者では運輸・通信業の11万2,500円、大学卒業者では不動産業の13万6,000円となっている。逆に最も低いのは中学校卒業者ではサービス業の8万1,100円、高等学校卒業者でもサービス業の9万2,500円、短期大学卒業者では卸売業・小売業の10万3,700円、大学卒業者では金融・保険業の11万5,600円である。また、学歴別に製造業を100として卸売業・小売業及びサービス業との間で比較すると、中学校卒業者では卸売業・小売業が98、サービス業が96、高等学校卒業者では卸売業・小売業が97、サービス業が93、短期大学卒業者では卸売業・小売業が95、サービス業が97、大学卒業者では卸売業・小売業、サービス業がともに98となっている。

(規模10人以上) (千円)

サービス業	女					子				
	産業計	鉱業	建設業	製造業	卸小売業	金融業	保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・熱供給業
76.8	73.2	**	**	73.7	*77.4	—	**	*85.9	—	69.3
88.6	88.3	*88.2	87.3	88.9	89.4	87.1	*90.2	92.3	*93.5	84.4
100.5	97.4	**	95.3	97.1	97.7	95.7	102.3	102.1	*97.9	97.2
112.7	108.7	**	103.4	108.2	108.5	104.0	*117.2	*115.6	**	110.4
81.1	77.5	**	**	77.6	**	—	**	**	—	73.2
92.5	93.1	*91.2	92.2	93.9	94.6	91.2	*95.0	98.0	*99.0	87.8
105.6	102.6	**	101.2	102.5	104.1	99.8	*106.2	107.4	*103.7	101.3
120.2	115.0	**	107.2	113.9	115.1	110.5	113.3	123.0	**	117.0

には注意を要する。

労働省 — 賃金構造基本統計調査

表36により、昭和56年3月新規学校卒業男子初任給額を企業規模別にみると、中学校卒業者では企業規模が大きくなるほど初任給は低くなっているが、高等学校卒業者及び大学卒業者では、企業規模が小さくなるほど低くなっている。短期大学卒業者では大規模及び小規模の企業が高く中規模の企業が低くなっている。初任給額の学歴間の格差を（高等学校卒業者を100として）企業規模別にみると、中学校卒業者の場合は、企業規模が小さいほど格差は小さくなっている。これに対して、短期大学卒業者及び大学卒業者では、企業規模が小さいほど格差が大きくなっている。また、企業規模間の格差をみると、高等学校卒業者の1,000人以上の企業規模と10～299人の各企業規模の間、短期大学卒業者の1,000人以上の企業規模と

表36 規模、学歴別初任給額（産業計）

区 分		男 子							
		中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
		昭和55年	56	55	56	55	56	55	56
初任給額 (千円)	1,000人以上	*75.4	81.9	95.8	101.7	104.2	110.2	116.9	123.2
	300～999	80.4	83.9	93.1	97.8	99.7	104.8	113.6	120.0
	100～299	82.0	84.9	91.4	96.0	98.8	104.4	112.8	119.6
	10～99	81.3	85.7	90.0	95.2	100.9	107.5	113.1	117.6
学 格 歴 間 差 (注1)	1,000人以上	*79	81	100	100	109	108	122	121
	300～999	86	86	100	100	107	107	122	123
	100～299	90	88	100	100	108	109	123	125
	10～99	90	90	100	100	112	113	126	124
規 格 模 間 差 (注2)	300～999	*107	102	97	96	96	95	97	97
	100～299	*109	104	95	94	95	95	96	97
	10～99	*108	105	94	94	97	96	97	95

注1) 学歴間格差（高卒者＝100）

2) 規模間格差（規模1,000人以上＝100）

3) *印については表35の（注2）参照

100～999人の各企業規模との間及び大学卒業者の1,000人以上の企業規模と10～99人の各企業規模の間で、格差がやや大きくなっている。

一方、女子の場合、初任給額は中学校卒業者では、1,000人以上規模が最も低く、高等学校卒業者及び短期大学卒業者では企業規模が小さくなるほど低く、大学卒業者でも、おおむね企業規模が小さくなるほど低くなっている。学歴間格差では、おおむね、中学校卒業者では、企業規模が小さいほど格差が小さくなっているのに対して、短期大学卒業者及び大学卒業者では、企業規模が小さいほど格差が大きくなっている。企業規模間格差では、高等学校・短期大学・大学卒業者の1,000人以上規模と10～99人規模の間で、格差がやや目立っている。

(規模10人以上)

女				子			
中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
55	56	55	56	55	56	55	56
72.3	76.3	90.4	95.7	99.4	104.6	110.8	117.9
74.3	78.8	90.1	94.9	97.3	102.7	108.7	113.4
75.0	79.0	87.3	92.5	97.4	101.9	108.0	114.6
72.7	76.8	83.3	87.0	94.6	99.8	105.9	110.4
80	80	100	100	110	109	123	123
82	83	100	100	108	108	121	119
86	85	100	100	112	110	124	124
87	88	100	100	114	115	127	127
103	103	100	99	98	98	98	96
104	104	97	97	98	97	97	97
101	101	92	91	95	95	96	94

ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇等

表37により、昭和56年の週所定労働時間（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間—始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いたもの—をいう。）をみると、1企業平均で44時間31分（前年44時間35分）、労働者1人平均では41時間50分（同41時間53分）となっており、前年に比べると1企業平均で4分、労働者1人平均で3分減少している。

週所定労働時間階級別に労働者分布をみると「40時間以下」の労働者の割合が最も多く44.9%（前年45.3%）、次いで「45時間を超え48時間

表37 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業						
		計	時間：分 ～ 40：00	40：01 ～ 42：00	42：01 ～ 45：00	45：01 ～ 48：00	48：01 ～	1企業平均週 所定労働時間 （時間：分）
昭和 45 年	計	100.0	3.3	7.6	14.8	71.7	2.6	
	1,000人以上	100.0	18.9	42.5	18.9	19.7	0.0	
	100～999人	100.0	5.2	14.8	23.7	55.3	1.0	
	30～99人	100.0	2.1	3.9	11.3	79.4	3.3	
55	計	100.0	14.8	14.0	21.4	49.0	0.8	44：35
	1,000人以上	100.0	65.1	17.7	9.8	7.6	—	40：06
	100～999人	100.0	25.2	17.2	22.0	34.7	0.9	43：24
	30～99人	100.0	9.2	12.6	21.5	56.0	0.8	45：12
56	計	100.0	14.4	15.2	22.6	46.9	0.8	44：31
	1,000人以上	100.0	66.8	17.9	8.6	6.8	—	39：54
	100～999人	100.0	24.3	19.0	23.5	32.7	0.6	43：18
	30～99人	100.0	9.0	13.6	22.6	53.9	0.9	45：09

注）対象は9大産業、常用労働者30人以上の民営企業、各年9月30日現在

まで」22.6%（同23.6%），「40時間を超え42時間まで」16.6%（同15.9%），「42時間を超え45時間まで」15.6%（同15.0%）等の順になっている。これを企業規模別にみると，1,000人以上の規模では「40時間以下」の労働者が76.7%を占めているのに対して100～999人規模では31.3%，30～99人規模では9.9%と規模が小さくなるにしたがってその割合も小さくなっている。また「45時間を超え，48時間まで」についてみると，30～99人規模では労働者の51.8%がここに集まっているが，1,000人以上規模では4.0%と極めて少ない。

(%)

計	労働者					労働者1人平均 週所定労働時間 (時間：分)
	時間：分 ～ 40：00	40：01 ～ 42：00	42：01 ～ 45：00	45：01 ～ 48：00	48：01 ～	
100.0	14.6	26.9	17.8	39.7	1.1	
100.0	28.2	45.4	13.0	13.1	0.2	
100.0	7.3	19.5	25.8	46.5	0.9	
100.0	2.3	4.9	11.6	78.0	3.2	
100.0	45.3	15.9	15.0	23.6	0.3	41：53
100.0	75.4	14.5	5.7	4.4	0.0	39：32
100.0	32.6	18.3	21.2	27.4	0.5	42：39
100.0	10.1	14.1	21.6	53.4	0.7	45：01
100.0	44.9	16.6	15.6	22.6	0.3	41：50
100.0	76.7	13.9	5.6	4.0	—	9：26
100.0	31.3	20.6	22.1	25.7	0.3	42：34
100.0	9.9	14.7	23.0	51.8	0.6	44：58

—週休2日制—

昭和56年における週休2日制の普及の割合は、企業数で47.8%（前年47.6%），労働者数で74.7%（同74.1%）で，前年に比べると企業数で対前年0.2ポイント，労働者数で0.6ポイントいずれも上昇している。

週休2日制の適用を受けている労働者について，週休制の形態別割合をみると「完全週休2日制」が最も多く24.1%（前年23.0%），次いで「月2回週休2日制」18.4%（同16.9%），「月1回週休2日制」14.5%（同15.2%），「隔週週休2日制」10.7%（同11.6%），「月3回週

表38 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業									
		計	週 休 1日制	週 休 1 半 制	週 休 2 日 制						その他
					計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
昭和 45 年	計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
	1,000人以上	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
	100～999人	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
	30～99人	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
55	計	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3	—
	1,000人以上	100.0	8.0	1.8	90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1	—
	100～999人	100.0	34.6	2.3	63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3	—
	30～99人	100.0	56.9	3.0	40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5	—
56	計	100.0	49.6	2.6	47.8	5.7	3.2	7.9	14.8	16.3	—
	1,000人以上	100.0	7.1	0.6	92.3	32.0	11.2	15.1	19.6	14.4	—
	100～999人	100.0	33.5	2.6	63.8	10.7	5.2	11.6	18.6	17.7	—
	30～99人	100.0	57.4	2.6	40.0	2.9	2.2	6.1	13.1	15.7	—

注1) 表37の(注)参照

2) 「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日か半日のものをいう。

3) 「その他」とは，週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不規則のものな

休2日制」7.0%（同7.4%）の割合となっている。

企業規模別に週休2日制の適用労働者数の割合をみると、1,000人以上規模では95.4%（前年94.0%），100～999人規模では71.3%（同70.6%），30～99人規模では42.5%（同42.5%）で、前年に比べると30～99人規模を除いて、1,000人以上規模では1.4ポイント、100～999人規模では0.7ポイントそれぞれ上昇している（表38）。

(%)

労働者									
合計	週休 1日制	週休 1半 日制	週休2日制						
			計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他
100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2
100.0	53.4	9.0	34.6	10.4	1.7	7.0	4.7	10.8	3.0
100.0	78.9	9.0	9.2	0.7	1.1	2.5	2.2	2.7	2.8
100.0	91.6	1.8	2.2	0.2	—	0.7	0.7	0.7	4.4
100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0
100.0	4.5	1.4	94.0	41.1	10.4	12.4	18.7	11.4	0.0
100.0	27.1	2.3	70.6	14.8	7.1	12.4	17.6	18.6	0.0
100.0	54.3	3.2	42.5	2.8	2.4	8.6	12.1	16.6	0.0
100.0	23.7	1.6	74.7	24.1	7.0	10.7	18.4	14.5	—
100.0	4.3	0.3	95.4	43.6	9.9	11.7	19.3	10.8	—
100.0	26.1	2.5	71.3	15.1	6.7	12.0	19.8	17.8	—
100.0	55.1	2.4	42.5	3.5	2.1	6.7	14.4	15.9	—

どをいう。

労働省一賃金労働時間制度総合調査

—週休以外の休日—

週休以外の休日のある企業数の割合は96.9%（前年96.9%）で、これらの企業の休日日数（1企業平均）は16.9日（同16.8日）となっている。

週休以外の休日のある企業について、休日日数階級別に企業分布をみると、「15日～19日」が43.7%（前年42.3%）と最も多く、次いで「20日～24日」の28.2%（同27.9%）等となっている。企業規模別にこれを見ると、1,000人以上規模では「15～19日」の割合が約5割となっており、100～999人規模及び30～99人規模の約4割に比べて高くなっている（表39）。

表39 週休以外の休日日数階級別企業数の割合

(%)

企業規模	計	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～24日	25日以上	1企業平均週休以外の休日日数（日）
計								
昭和45年	100.0（96.6）	7.0	25.6	25.1	34.9	6.1	1.3	—
55	100.0（96.9）	4.7	8.2	12.2	42.3	27.9	4.7	16.8
56	100.0（96.9）	3.8	8.5	11.7	43.7	28.2	4.0	16.9
1,000人以上								
45年	100.0（99.0）	3.0	5.3	18.7	56.8	12.7	3.5	—
55	100.0（98.7）	4.2	5.4	12.4	48.5	25.9	3.6	16.9
56	100.0（98.7）	2.5	4.6	12.3	50.2	26.8	3.5	17.3
100～999人								
45年	100.0（97.3）	5.0	15.2	20.0	49.8	6.7	3.3	—
55	100.0（97.0）	4.9	6.5	10.0	41.8	30.8	6.0	17.3
56	100.0（97.0）	4.0	6.3	9.2	43.5	31.2	5.8	17.4
30～99人								
45年	100.0（96.2）	7.9	30.2	27.3	28.4	5.7	0.4	—
55	100.0（96.7）	4.6	9.0	13.1	42.3	26.7	4.2	16.5
56	100.0（96.7）	3.7	9.5	12.7	43.6	27.1	3.3	16.6

注1）昭和45年はサービス業を含まない。

2）（ ）内は、週休以外の休日の採用企業数の割合を示す。

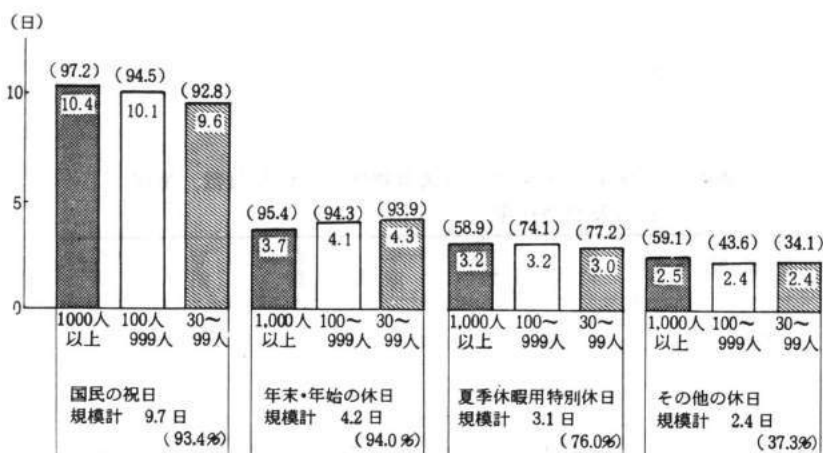
3）平均休日日数は、延休日日数を週休以外の休日の採用企業数で除したものである。

図22により、企業がどのような日を休日として採用しているかを採用率でみると、「年末・年始の休日」が94.0％、「国民の祝日」が93.4％、「夏季休暇用特別休日」が76.0％、「その他の休日」が37.3％となっている。

休日の種類別に平均休日日数（1企業平均）をみると、「国民の祝日」が9.7日で最も大きく、次いで「年末・年始の休日」4.2日等となっている。

企業規模別にみると、「国民の祝日」では企業規模が大きいほど、「年末・年始の休日」では、企業規模が小さいほど休日日数が多くなっており、「夏季休暇用特別休日」及び「その他の休日」では企業規模による差はほとんどない。

図22 週休以外の休日の種類別採用率及び平均休日日数
(昭和56年9月)



- 注1) 平均休日日数とは、休日の種類別に当該休日の採用企業における休日日数を1企業当たり平均したものである。
- 注2) 週休以外の休日の「その他の休日」とは、「会社創立記念日」、「地方祭」、「メーデー」等をいう。
- 注3) 「年末・年始の休日」には、1月1日を含んでいない。
- 注4) ()内の数字は採用率(週休以外の休日の採用企業数の割合、%)を示す。

—年次有給休暇—

昭和56年（又は昭和56年度）の1年間に、労働者に付与された年次有給休暇の日数（繰越し日数を除く。）は労働者1人平均で15.0日（前年14.4日）となっており、そのうち労働者の取得した日数は8.3日（同8.8日）で、消化率（付与日数に対する取得日数の割合）は55%（同61%）となっている。

企業規模別にみると、企業規模が大きいほど付与日数及び取得日数とも多くなっており、消化率も高くなっている。

ちなみに「勤労青少年の余暇並びに生活設計に関する調査」（昭和53年11月）により勤労青少年の年次有給休暇に関する実態をみると、青少年1人平均の付与日数は11.9日で、3人に1人（32.2%）は付与日数全部を消化しているが、3分の2（67.8%）の者は残している。残した理由の主なものとしては「必要がなかった」（55.6%）、「仕事が忙しかった」（23.7%）等を挙げている。なお、年次有給休暇は法制上、勤続年数と関係があるため、「勤続1年以上2年未満」では平均付与日数は8.1日、「勤続2年以上3年未満」では9.7日等となっている。

表40 労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数及び消化率

企業規模	平 付 与 日 均 数	平 取 得 日 均 数	平 消 化 均 率
計	日	日	日
昭和55年	14.4	8.8	61
56	15.0	8.3	55
1,000人以上			
55	16.6	10.4	63
56	17.1	9.9	58
100～999人			
55	13.7	8.4	61
56	14.3	7.8	55
30～99人			
55	12.1	7.1	59
56	12.6	6.6	52

労働省—賃金労働時間制度総合調査

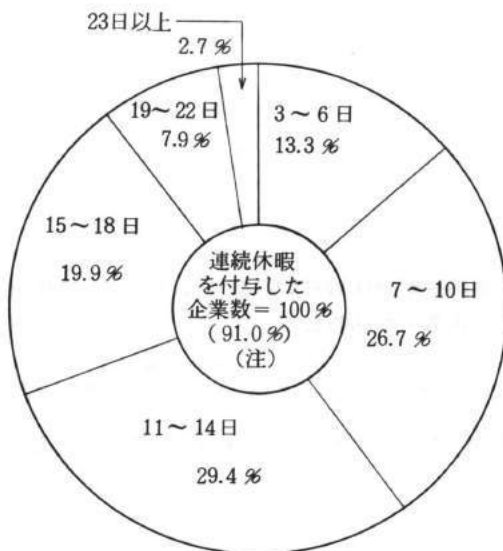
—連続休暇—

昭和55年10月から昭和56年9月までの1年間に、何らかの時期に連続休暇（3日以上連続した休暇—週休日などの休日を含む—をいう。）を与えた企業は91.0％で、連続休暇総日数（1企業平均）は11.2日となっている。

連続休暇日数階級別に企業分布をみると、「11日～14日」が最も多く29.4％、次いで「7日～10日」の26.7％等となっている（図23）。

図23 連続休暇の付与日数階級別企業数の割合

（昭和55年10月～56年9月）



- 注 1) 合計欄の(91.0％)は、連続休暇を付与した企業数の割合を示す。
 2) 1企業平均連続休暇総日数は11.2日である。

労働省—賃金労働時間制度総合調査

連続休暇の実施企業について、採用された休暇日の種類別に企業数の割合をみると「週休以外の休日」が最も多く 98.0%，次いで「週休日」の 79.6%，「休日の振替」26.2%，「年次有給休暇」14.7%となっている。これを企業規模別にみると「週休以外の休日」の採用割合は各規模間にはほとんど差はないが、「週休日」及び「年次有給休暇」では、1,000人以上規模が100～999人規模及び30～99人規模に比べて高く、「休日の振替」では1,000人以上規模及び100～999人規模が30～99人規模に比べて高くなっている。

休暇日の種類別に1企業平均の休暇日数をみると、「週休以外の休日」7.7日が最も多く、次いで「週休日」の2.3日となっており、「休日の振替」及び「年次有給休暇」では、それぞれ0.7日、0.5日と少なくなっている。

企業規模別にみると、各規模とも「週休以外の休日」が最も多く、なかでも100～999人規模が規模計（7.7日）を上回って7.9日と最も高い（表41）。

表41 連続休暇の休暇日の種類別採用企業数の割合及び
1企業平均休暇日数

企業規模	合 計		週 休 日		週休以外の休日		週休日及び週休以外の 休 日 の 振 替		年次有給休暇	
	採用率	平均 休暇日数	採用率	平均 休暇日数	採用率	平均 休暇日数	採用率	平均 休暇日数	採用率	平均 休暇日数
計	%	日	%	日	%	日	%	日	%	日
	100.0	11.2	79.6	2.3	98.0	7.7	26.2	0.7	14.7	0.5
1,000人以上	100.0	12.4	81.9	3.3	97.7	7.2	34.8	1.1	25.1	0.8
100～999人	100.0	12.0	81.0	2.7	98.0	7.9	32.4	0.9	13.9	0.5
30～99人	100.0	10.9	78.9	2.1	98.0	7.7	23.4	0.6	14.8	0.5

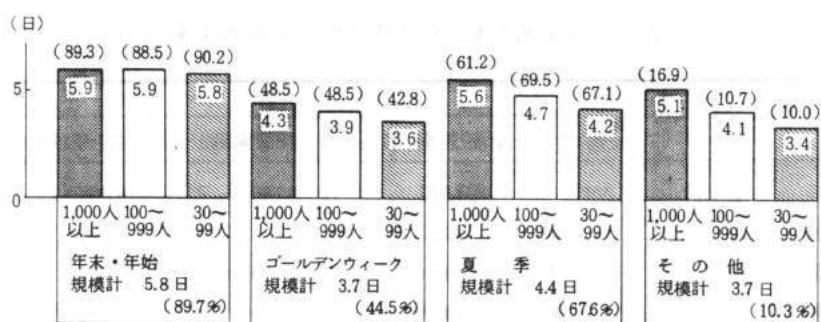
注1) 2以上の休暇日を採用している企業があるので採用率の和は合計と一致しない。

2) 平均休暇日数とは、各休暇日の種類別に何らかの連続休暇を実施した企業についての平均である。

図24により、連続休暇の時期別実施企業数の割合をみると「年末・年始」が89.7%、「夏季」67.6%、「ゴールデンウィーク」44.5%、「その他」10.3%の順になっている。

連続休暇の時期別に1企業平均休暇日数をみると、「年末・年始」が5.8日、「夏季」が4.4日、「ゴールデンウィーク」及び「その他」がいずれも3.7日となっている。これを企業規模別にみると「年末・年始」は、各規模とも約6日で企業規模による差はほとんどみられないが、「夏季」及び「ゴールデンウィーク」では規模が大きいほど連続休暇の日数は多くなっている。

図24 連続休暇の時期別実施率及び1企業平均連続休暇日数（昭和56年9月）



注1) ()内の数字は実施率(%)である。これは各時期において連続休暇を実施している企業数の割合を示すものである。

2) 平均連続休暇日数は、各時期ごとに、連続休暇を実施している企業についての平均である。

労働省一賃金労働時間制度総合調査

(6) 労働災害

昭和56年度中に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者（自動車賠償責任保険のみにより処理されたものは含まれていない。）のうち、20歳未満之死傷者数は8,648人（前年9,189人）で、被災全労働者数の2.8%（同2.8%）を占めている。表42により20歳未満之死傷者の状況を産業別にみると、最も多く発生しているのは製造業で、20歳未満死傷者数の40.0%（前年39.6%）を占めている。次いで多いのは建設業の26.8%（同29.3%）、運輸業の4.8%（同4.1%）で以上の3産業を合わせると20歳未満死傷者数の71.6%（同73.0%）となっている。

表42 産業別労働災害発生件数（昭和56年度）

産 業	計		
	全 労 働 者	うち18歳未満	18～19
計	307,761	2,780	5,868
林 業	11,523	14	39
漁 業	1,861	10	21
鉱 業	7,639	3	78
建 設 業	97,997	788	1,529
製 造 業	96,785	1,241	2,218
運 輸 業	28,455	60	356
電気ガス水道又は熱供給事業	254	0	12
そ の 他	63,247	664	1,615

注）自動車事故による災害のうち、自動車賠償責任保険のみにより処理されたもの

次に死傷者数の内訳をみると死亡者 56 人（前年 55 人）、休業 4 日以上を要する負傷者 8,592 人（同 9,134 人）で、これを産業別にみると、死亡者は建設業に最も多く 19 人（前年 30 人）で、この数は 20 歳未満死亡者の 33.9 %（同 54.5 %）に当たる。次に多いのは製造業の 15 人（同 12 人）で同じく 20 歳未満死亡者の 26.8 %（同 21.8 %）を占めている。

休業 4 日以上を要する負傷者では、製造業の 3,444 人（20 歳未満の 4 日以上休業の負傷者数の 40.1 %，前年は 39.8 %），建設業の 2,298 人（同 26.7 %，前年は 29.1 %），運輸業の 414 人（同 4.8 %，前年は 4.1 %）が上 3 位を占めている。

死 亡			休 業（4 日以上）		
全 労 働 者	うち18歳未満	18～19	全 労 働 者	うち18歳未満	18～19
2,440	15	41	305,321	2,765	5,827
90	0	0	11,424	14	39
42	2	2	1,819	8	19
181	0	2	7,458	3	76
965	6	13	97,032	782	1,516
530	3	12	96,255	1,238	2,206
249	0	2	28,206	60	354
5	0	0	249	0	12
369	4	10	62,878	660	1,605

は含まれていない。

労働省労働基準局調べ

(7) 年少者に係る労働基準法違反状況

労働基準法は年少者（18歳未満の者）が心身の未成熟な者であるという特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等について特別の制限規定を設け、全国 348 箇所の労働基準監督署に配置された監督官が監督を実施している。

昭和56年1月から12月末までに定期監督等を実施した17万4,238事業場のうち、10万6,207事業場が違反事業場として挙がっており、違反事業場比率は61.0%である。このうち、年少労働者（18歳未満）に関連する法令違反状況は表43のとおりであり、最も多いのは労働時間に関する違反で265事業場、次いで休日に関するもの222事業場となっている。

表43 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移

区 分		全 産 業				
		昭和45年	50	54	55	56
違反のあった事業場 (注1)		164,589 (70.4)	108,646 (65.7)	104,359 (63.3)	107,785 (64.2)	106,207 (61.0)
うち 年少 労働 者 に 関 係 す る	労働時間	3,877	458	429	579	265
	休日	1,084	267	270	245	222
	深夜業	247	61	61	47	47
	最低年齢	93	39	98	118	82
	就業制限(注2)	835	327	237	335	331

注1) 労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の違反を含む。

2) 「就業制限」は成人女子を含む。

3) ()内は定期監督等実施事業場数中に占める同違反事業場数の割合(%)

違反状況を主な産業についてみると、労働時間に関するものでは製造業の167事業場（労働時間に関する違反事業場数の63.0％）、商業の47事業場（同17.7％）、接客娯楽業の24事業場（同9.1％）等となっている。

休日に関するものでは商業の76事業場（休日に関する違反事業場数の34.2％）、製造業の70事業場（同31.5％）、接客娯楽業の25事業場（同11.3％）等となっている。

深夜業に関するものでは製造業が最も多く、深夜業に関する違反事業場数の38.3％を占めており、最低年齢に関するものでは、違反事業場数の84.1％を商業が占めている。

なお、年少労働者数等については前掲の表7、表8を参照されたい。

う　ち　主　な　産　業							
製　造　業		建　設　業		商　　　業		接客娯楽業	
45	56	45	56	45	56	45	56
73,644 (72.6)	50,503 (67.0)	64,777 (69.0)	31,595 (53.1)	2,613 (74.4)	8,223 (63.3)	951 (77.9)	2,795 (68.1)
3,029	167	146	11	162	47	50	24
711	70	74	15	61	76	45	25
184	18	12	1	6	12	8	9
42	7	17	2	30	69	2	3
397	164	376	114	—	8	2	2

3 勤労青少年の福祉施策の現状

労働省婦人少年局（年少労働課）では、勤労青少年福祉法及び同法に基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に勤労青少年の福祉の充実と一方、労働基準法に基づく年少者（18歳未満）の保護を柱として主として次のような施策を推進している。

(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動（勤労青少年福祉法第5条関係）

広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めるため「勤労青少年の日」（7月の第3土曜日）を中心に、労働省、都道府県、勤労青少年ホーム等が全国各地で記念大会、スポーツ大会、レクリエーション大会、意見発表会等、法の趣旨にふさわしい諸事業を実施している。昭和57年の「勤労青少年の日」は7月17日で、本年の勤労青少年の標語「明日への期待若い活力―職場に社会に―」を強調するとともに、この日を中心に全国各地で地方の実情に応じた多彩な行事が開催された。

なお、昭和57年の「勤労青少年の日・中央大会」は、7月17日（土）東京都中野区の全国勤労青少年会館（サンプラザ）において、（社）日本勤労青少年団体協議会主催、労働省、東京都、NHK後援により行われた。

ロ 職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する（時間の）配慮につ

いての事業主に対する指導、啓発等（勤労青少年福祉法第12条関係等）

職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ勤労青少年の通学に必要な時間の配慮について、昭和55年に実施した「夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査」結果に基づき引き続き事業主に対して婦人少年室協助員、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等を通じて啓発指導を行っている。

ハ 勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第15条、16条関係）

労働省では、昭和32年度から、主として福祉施設に恵まれない中小企業

に働く青少年のために、日々の自由時間における憩いや、レクリエーション、クラブ活動、教養向上活動等の健全な余暇活動のための場を提供するとともに、それらの青少年に対する相談・指導を行うこと等を目的に、地方公共団体に補助金を交付し、勤労青少年ホームの設置普及を図ってきている。昭和56年度末現在、全国で466箇所設置されており、昭和57年度は更に23箇所増設中である（表44）。

また、勤労青少年ホームの運営については「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）等に基づき、地域の実情を考慮し、その機能の一層の充実を図るための指導を行っている。

更に、労働省では、勤労青少年ホームにおける活動の充実を促進するため、次のような指導・奨励策を講じている。

（イ）クラブ活動の奨励

勤労青少年ホーム等を拠点とする勤労青少年クラブで、活動の内容が健全で社会的に評価され、他の模範と認められるクラブに対して「勤労青少年の日」に毎年労働大臣褒賞を行っており、昭和57年は全国で46クラブが選ばれた。

また、勤労青少年ホームを拠点とする勤労青少年クラブを対象として都道府県が実施するレクリエーション交流会における優秀クラブに対しても、各都道府県1クラブあて労働大臣褒賞を行っている。そのほか、クラブ活動の体験発表、意見交換等を行うための機会を設けるため、各婦人少年室及び都道府県が主体となりクラブ体験等発表会を開催している。

なお、昭和56年度末では全国の勤労青少年ホームで5,458クラブが活動している（表45）。

（ロ）勤労青少年ジャンボリー大会の開催

勤労青少年ホーム利用者の広域的な交流を図るため、昭和51年度から「勤労青少年ジャンボリー大会」を開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10

ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるレクリエーション交流会で、昭和56年度は約2,500名が参加した。

イ) 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年が職場内外における生活の充実と発展を図り、生活設計を樹立するうえにおいて、各方面の学識経験者等の指導、援助が必要であることにかんがみ、「勤労青少年生活設計講座」を勤労青少年ホームにおいて開催している。

昭和56年度は66箇所で開催された。

ロ) 勤労青少年教養講座の開催

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質の向上に資するため、勤労青少年ホームにおいて教養講座を開催し、勤労青少年の職業生活の向上に関連する知識・技能の修得を促進している。昭和56年度は全国266箇所で開催された。

ニ 勤労青少年スポーツ活動の振興

スポーツ活動は、勤労青少年の心身のバランスのとれた成育を促す上から、また、自由時間の健全な活用の上からも重要であるが、勤労青少年は同世代の在学青少年に比べ、スポーツ活動をする機会に恵まれていない。このため、スポーツ活動の振興を図り、スポーツ活動の日常化を促進するため、勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年スポーツ教室」を開催するとともに、長野県富士見高原において「全国10マイルマラソン大会」を実施している。

「勤労青少年スポーツ教室」の種目は卓球、バドミントン、バレーボール、テニス、ソフトボール等、実施希望の強い種目のなかから選び、基本的な解説及び実技指導を行っている。昭和56年度は全国257箇所で開催された。

「全国勤労青少年10マイルマラソン大会」は昭和57年で第9回を迎え、全国から272名の出場選手が集まり5月23日実施された。なお、前年に引き続き君原健二氏（オリンピック・マラソン部門入賞者）が招待選手とし

て参加した。

更に、昭和54年度から「勤労青少年スポーツ交流会」を新たに開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるスポーツ交流会で、種目はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、水泳、スキー等のうちから1種目を選んで実施しており、昭和56年度は約2,600名が参加した。

ホ 魅力ある職場づくりの促進

勤労青少年にとって魅力ある職場か否かによって、勤労青少年の安易な離転職に結び付いたり、あるいは離転職に至たなくても、勤労青少年が不本意に職場生活を過ごし、意欲をなくすることも考えられる。したがって、勤労青少年が職場生活において、十分な展望と意欲を持って働くことができる魅力ある職場づくりを促進することが極めて重要である。このため昭和57年度から、職場にかかわる勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等関係者の活用により、魅力ある職場づくりを促進するとともに、職場の諸制度についての好事例集を作成し普及を図るほか、各種行事等においてもこの趣旨が生かせるよう配慮している。

ヘ 勤労青少年の国際交流の促進

国際化時代が進む中で、我が国と外国の次代を担う勤労青少年が相互に相手国を理解し、協調と友情を深めることは、極めて有意義である。このため、同趣旨に基づいて、主として休暇で相手国に滞在する者が、旅行資金を補うため、就労することもできる日豪ワーキング・ホリデー制度（昭和55年12月1日実施）の周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の高揚に努めている。

ト 実態調査の実施（勤労青少年福祉法第19条関係等）

勤労青少年の実態を把握し、勤労青少年福祉対策基本方針を定めること等のため、毎年角度を変えた視点から実態調査を実施している。昭和57年度は勤労青少年福祉員（101頁、「ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助」

参照)の活動の実態等を統計的に明らかにすることにより、今後の活動の発展充実に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、「職場における勤労青少年指導に関する実態調査—勤労青少年福祉員活動—」を昭和57年11月に実施した。

チ 勤労青少年余暇活動研究会による研究

婦人少年局長の私的研究機関として、勤労青少年の余暇活動等の在り方について総合的に研究・討議する「勤労青少年余暇活動研究会」(学識経験者を構成委員として昭和47年度発足)を設置しているが、昭和56年度は研究テーマに「勤労青少年指導者の養成について」を取り上げ、研究・討議がなされ、その結果について中間報告がなされた。なお、昭和57年度も引き続き勤労青少年の指導者の活動の活発化を図るために「勤労青少年指導者の養成」をテーマに研究・討議を行っている。

(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策

勤労青少年の健全な育成を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導・援助を行う指導者の果たす役割は重要である。このため優秀な勤労青少年指導者の養成に努めるとともに、その効果的な活動を促進している。

イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

「勤労青少年指導者大学講座」(昭和51年4月開設、教育期間1年間)は、勤労青少年の余暇活動等に関し、勤労青少年や各種指導者を指導する専門的技術的資質を備えた指導者の養成を目的としており、修了者は地方公共団体や公共の施設等で活躍している。講座は、新規大学卒業者や地方公共団体の職員等に対し、受講手当を支給し、青少年問題、労働問題、時事問題、職場適応問題、余暇問題、組織管理論、相談・指導技術など広範囲にわたる講義研修のほか、勤労青少年ホームと企業における実地研修を行っており、昭和56年度は6期生15名(定員)が修了した。

ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催(勤労青少年福祉法第16条関係)

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年のレクリエーション、グループ活動等の積極的余暇活動に関する指導や生活・職業相談等に当たる職員である。労働省では、勤労青少年ホーム指導員に必要な資格を付与するとともに、その資質向上を図るため、「勤労青少年ホーム指導員資格講習実施要綱（昭和48年5月）」に基づき、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を毎年実施しており、昭和57年度は111名（昭和56年度108名）が修了した。

ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催（勤労青少年福祉法第13条関係）

勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法に基づき、20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用している事業場ごとに事業主が選任するもので、勤労青少年の職場適応や労働条件、技能の習得、職業生活等、職業、職場に関する問題についての相談・指導、レクリエーション等の事項を担当し、勤労青少年の福祉増進のための中核的役割を果たすものであるが、その資質向上を図るため、労働省が策定した実施要領に基づき、昭和46年度から各都道府県が中心となり、「勤労青少年福祉推進者講習会」を実施している。

講習は「勤労青少年福祉推進者講習教科基準」により、教科及び時間数が定められており、講習の課程は新任推進者等を対象とする一般課程及び一般課程修了者等を対象とする研究課程からなっている。昭和56年度の勤労青少年福祉推進者講習会修了者は一般課程1,001名、研究課程383名であった。なお、昭和57年4月1日現在、全国の13,692事業場に18,601名の勤労青少年福祉推進者が置かれている（表46）。

ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助

勤労青少年福祉員は、勤労青少年の福祉増進のために中小企業団体が選任するもので、余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善等について相談・指導に当たるものである。

本制度は昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したもので、以来、労働省では中小企業に働く年少労働者の保護と福祉増進を図るため、

中小企業団体に対してその設置の勤奨を行ってきたが、情勢の変化に対応して昭和52年4月、制度の改正を行い、名称を「勤労青少年福祉員」と改め、対象者を従来の年少労働者(18歳未満)から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、更に役割も従来の保護・福祉の推進だけではなく、積極的余暇活動、職場適応等の分野をも含むものとしたものである。

勤労青少年福祉員に対しては労働大臣から奨励状を交付しており、また、連絡協議会・研究講習会等の開催、資料提供等により勤労青少年福祉員の自主的、積極的活動のための援助を行っている。昭和57年12月1日現在、全国の2,360の中小企業団体に3,418名の勤労青少年福祉員が置かれている(表46)。

ホ 婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員制度の活用

婦人少年室協助員(昭和28年労働省訓令第3号により設置)及び婦人少年室特別協助員(昭和45年労働省訓令第2号により設置)は、社会的信望があり、婦人・青少年問題に深い理解と関心を持つ者から労働大臣が委嘱するもので、勤労青少年関係では労働条件、職場環境、余暇の活用に関する相談・指導等に当たっており、昭和57年4月1日現在、婦人少年室協助員2,910名、婦人少年室特別協助員139名が置かれている。

ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の向上と健全育成に関する諸問題について、総合的に研究討議を行うとともに広く意見を交換して相互の理解と連携を深めるため、昭和47年度から「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。昭和57年度は11月19日東京都千代田区日経ホールにおいて、約600名の参加者により「明日への期待若い活力一職場生活の充実をめぐる一」をテーマとして開催された。

ト 勤労青少年指導者会議の開催

勤労青少年指導者として活躍している勤労青少年ホーム館長・指導員、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員の三者の地域における有機的

連携を図ることが今日強く要請されている。このため、昭和57年度は、地域における勤労青少年指導者が勤労青少年ホームを中心としてその連携を図ることにより効果的な活動を展開できるよう、勤労青少年指導者会議を6道県で実施した。

(3) 年少労働者の保護に関する施策

労働基準法では、原則として満15歳に達しない児童の就労を禁止するとともに、満15歳以上18歳未満の年少者については、いまだ発育過程にあるため、健康上、風紀上、危険防止の上から「時間外、休日、深夜」労働を禁止し、また、危険有害業務への就労を禁止するなどの保護規定を設けている。

昭和57年度は、アルバイト就労についての最低年齢の厳守、年齢証明書の備え付け、労働条件の明示のほか、休日労働及び深夜業等の禁止等について十分留意し、学校・事業主・事業主団体等に対し指導啓発を行っている。

表44 年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況

区 分	昭和32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	計
北海道							1			3	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	33
青森県								1		1				1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1		13
岩手県													2	2	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1		1	21
宮城県								1				1		2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	21
秋田県					(1)				1	1	1	1	1	1	1	2		1	1	2	1	1	1	1	1	2	13
山形県												1	1	(1)	1	2		1					1				8
福島県							1		1				1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	2	1	1	14
茨城県									1		2			1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	1	15
栃木県									1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
群馬県									(1)	1				1	1	1	2	1		1	1						8
埼玉県						1					1	1	1	2	2	2	1	2	1	1		1	2		1	1	16
千葉県						1			1	1	1			1	1			2	1	1				1	1	1	11
東京都																											
神奈川県									1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟県													1														1
富山県									1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
石川県							1		1			1	1	1	1	1	2	1	1			1	1			1	14
福井県								1		1				1	1	1						1	1	1			7
山梨県																	1	1	1		1	1	1	2			9
長野県																1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
岐阜県									1				1	1	1	2	1	3	2	2	1	2	1	1	1		16
静岡県					1		1				1		1	1	1	1	1	1			1	1	1				8
愛知県									2	1	2	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1	16
三重県		(1)							1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	12
							1																				5

表45 勤労青少年ホーム利用状況

(その1) 登録人員

(昭和56年度末現在)

区 分	計		男		女	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	人 264,024	% 100.0	人 103,805	% 100.0	人 160,219	% 100.0
15歳以上20歳未満	35,447	13.4	13,079	12.6	22,368	14.0
20歳以上25歳未満	155,818	59.0	51,312	49.4	104,506	65.2
25歳以上	72,759	27.6	39,414	38.0	33,345	20.8
男女別構成比	100.0(%)		39.3		60.7	

(備考) 集計ホーム数 441

1 ホーム当たり登録人員 599 人

労働省婦人少年局調べ

(その2) 内容別利用延人員の推移

(人)

内 容	昭和50年度	54	55	56
計	6,840,246	6,975,440	6,944,196	7,092,055
ホーム主催行事	2,058,914	1,727,293	1,720,286	1,824,488
講座・教室		1,254,465	1,313,495	1,357,276
その他		472,828	406,791	467,212
クラブ活動等団体利用	1,744,263	2,292,591	2,238,402	2,498,234
クラブ活動		2,095,404	2,095,542	2,276,641
その他		197,187	142,860	221,593
個別利用	3,037,069	2,955,556	2,985,508	2,769,333
体育室	1,029,566	1,030,942	1,059,360	942,107
娯楽談話室	665,118	677,018	591,434	581,586
音楽室	215,632	182,589	158,374	189,397
図書室	151,854	130,357	114,263	115,204
和室	127,557	141,303	142,224	138,539
その他の室	847,342	793,347	919,853	802,500

労働省婦人少年局調べ

(その3) 内容別利用延人員の構成比の推移

(%)

内 容	昭和50年度	54	55	56
計	100.0	100.0	100.0	100.0
ホーム主催行事	30.1	24.8 (100.0)	24.8 (100.0)	25.7 (100.0)
講座・教室		(72.6)	(76.4)	(74.4)
その他の		(27.4)	(23.6)	(25.6)
クラブ活動等団体利用	25.5	32.9 (100.0)	32.2 (100.0)	35.2 (100.0)
クラブ活動		(91.4)	(93.6)	(91.1)
その他の		(8.6)	(6.4)	(8.9)
個別利用	44.4	42.4 (100.0)	43.0 (100.0)	39.1 (100.0)
体育室	(33.9)	(34.9)	(35.5)	(34.0)
娯楽談話室	(21.9)	(22.9)	(19.8)	(21.0)
音楽室	(7.1)	(6.2)	(5.3)	(6.8)
図書室	(5.0)	(4.4)	(3.8)	(4.2)
和室	(4.2)	(4.8)	(4.8)	(5.0)
その他の室	(27.9)	(26.8)	(30.8)	(29.0)

労働省婦人少年局調べ

(その4) 昭和56年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数

利用者数	計	5,000 人未満	5,000 ～10,000 人未満	10,000 ～15,000 人未満	15,000 ～20,000 人未満	20,000 ～30,000 人未満	30,000 ～50,000 人未満	50,000 人以上
勤労青少年 ホーム数	441	29	104	122	72	78	31	5
構成比 (%)	100.0	6.6	23.6	27.7	16.3	17.7	7.0	1.1

(備考) 1 ホーム当たり平均利用延人員

年間 16,082 人

月間 1,340 人

1日 54 人

労働省婦人少年局調べ

(その5) クラブ活動内容別利用状況(昭和56年度)

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ス ポ ー ツ	卓 球	417	7.6 %	23,651	250,016 人	11.0 %
	バ ド ミ ン ト ン	286	5.3	15,873	223,557	9.8
	バ レ ー ボ ー ル	267	4.9	10,290	143,636	6.3
	テ ニ ス	261	4.8	11,169	149,014	6.5
	空 手	97	1.8	6,357	51,096	2.2
	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	85	1.6	3,481	49,310	2.2
	拳 法	77	1.4	4,202	51,177	2.3
	柔 道 ・ 剣 道	43	0.8	2,402	25,092	1.1
	ソ フ ト ボ ー ル	45	0.8	1,168	14,395	0.6
	野 球	46	0.9	1,114	12,781	0.6
	サ ッ カ ー	14	0.3	300	3,607	0.2
	体 操	18	0.3	911	4,925	0.2
	弓 ・ ア ー チ ャ リ ー	18	0.3	650	4,960	0.2
	各 種 武 道	19	0.3	902	7,052	0.3
	そ の 他 の ス ポ ー ツ	61	1.1	3,036	20,873	0.9
	ス ポ ー ツ 愛 好	30	0.5	782	8,469	0.4
小 計		1,784	32.7	86,288	1,019,960	44.8
野 外 レ ク	登 山	54	1.0	1,459	14,669	0.6
	ハ イ キ ン グ	52	1.0	1,513	14,740	0.7
	ス キ ー	27	0.5	475	4,287	0.2
	サ イ ク リ ン グ	15	0.3	431	3,505	0.2
	そ の 他 の 野 外 レ ク	49	0.9	1,264	12,521	0.5
	レ ク 愛 好	59	1.0	1,315	13,907	0.6
小 計		256	4.7	6,457	63,629	2.8

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ダンス	社 交 ダ ン ス	352	6.4 %	18,405	297,098 人	13.1 %
	フ ォ ー ク ダ ン ス	90	1.6	3,741	36,607	1.6
	レク・ジャズ・スクエアダンス	58	1.1	1,684	23,410	1.0
	日 本 舞 踊	10	0.2	373	2,668	0.1
	民 舞	15	0.3	474	4,806	0.2
	その他のダンス・バレ	33	0.6	1,301	21,640	1.0
	小 計	558	10.2	25,978	386,229	17.0
美術	絵 画	97	1.8	3,124	19,404	0.9
	七 宝 焼	45	0.8	1,559	10,171	0.5
	陶 芸	34	0.6	1,276	9,584	0.4
	そ の 他 の 美 術	19	0.3	421	3,223	0.1
	美 術 愛 好	14	0.3	611	4,274	0.2
	小 計	209	3.8	6,991	46,656	2.1
教養	書 道	91	1.6	2,987	26,009	1.2
	英 会 話	54	1.0	1,602	12,106	0.5
	ペ ン 習 字	31	0.6	1,001	9,306	0.4
	学 習 会 (勉 強 会)	34	0.6	806	10,479	0.5
	読 書 会	11	0.2	326	1,882	0.1
	各 種 研 究 会	26	0.5	814	5,045	0.2
	そ の 他 の 教 養	33	0.6	716	5,428	0.2
	小 計	280	5.1	3,252	70,255	3.1
家政	茶 道	182	3.3	6,060	45,823	2.0
	華 道	146	2.7	5,100	60,644	2.6
	料 理	159	2.9	4,626	53,296	2.3
	着 物 着 付	57	1.1	1,510	12,568	0.6
	和 裁	19	0.3	856	6,575	0.3
	洋 裁	22	0.4	761	7,459	0.3
	編 物	23	0.4	528	3,649	0.2
	小 計	608	11.1	19,441	190,014	8.3

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
音 楽	バ ン ド	377	6.9%	14,843	114,143人	5.0%
	ギ タ ー	159	2.9	6,287	41,600	1.8
	コ ー ラ ス	109	2.0	3,597	33,813	1.5
	フ ォ ー ク ソ ン グ	100	1.8	4,648	33,051	1.5
	民 謡	12	0.2	387	3,387	0.1
	マ ン ド リ ン	14	0.3	527	5,903	0.3
	その他の音楽・楽器	78	1.4	2,718	21,262	0.9
	音 楽 愛 好	92	1.7	3,757	25,607	1.1
小 計		941	17.2	36,764	278,766	12.2
趣 味	写 真	106	1.9	3,068	16,912	0.7
	人 形 劇	52	1.0	1,974	14,154	0.6
	演 劇	77	1.4	3,497	26,100	1.2
	囲 碁 ・ 将 棋	19	0.3	929	6,673	0.3
	旅 行	12	0.2	214	1,366	0.1
	フ ラ ワ ー デ ザ イ ン	23	0.4	732	5,126	0.2
	手 工 芸	54	1.0	1,624	10,676	0.5
	ア マ チ ュ ア 無 線	33	0.6	706	6,418	0.3
	詩 吟	14	0.3	552	5,069	0.2
	映 画	14	0.3	345	2,465	0.1
	そ の 他 の 趣 味	101	1.9	3,720	23,396	1.0
	小 計	505	9.3	17,361	118,355	5.2
ボランティア(手話・点字等)		135	2.5	3,907	45,600	2.0
スポーツ・親睦等総合クラブ		135	2.5	4,375	48,682	2.1
内 容 不 明		47	0.9	1,085	8,495	0.4
合 計		5,458	100.0	216,899	2,276,641	100.0

備考 (1) 1ホーム当たり平均クラブ数 12
(2) 1回当たり平均利用人員 10人

労働省婦人少年局調べ

表46 勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員 (昭 57. 12. 1 現在)				勤労青少年福祉推進者 (昭 57. 4. 1 現在)			
	福祉員設置団体数	福祉員数	地区別組織数	全県組織	推進者選任事業場数	推進者数	地区別組織数	全県組織
北海道	93	123	7	有	92	114		有
青森	61	81	6	有	51	60		有
岩手	27	30		有	107	154		有
宮城	37	75		有	161	201		有
秋田	48	64		有	79	105		有
山形	35	35		有	107	111	1	
福島	57	73		有	135	186		
茨城	48	58		有	257	493	4	
栃木	78	91	7		334	461		有
群馬	79	108	1		244	407		
埼玉	30	91			326	623		有
千葉	14	55			502	759		
東京都	46	244		有	3,200	3,200		有
神奈川県	47	133			1,305	2,141	9	
新潟	53	65			549	851	13	
富山	69	76		有	55	58		
石川	62	64		有	89	127		
福井	39	45		有	92	94		
山梨	19	19			36	48		
長野	52	70	4	有	220	335	6	有
岐阜	82	115	1	有	209	299		
静岡県	48	61		有	548	749	3	
愛知県	122	181		有	1,198	1,492	4	有
三重	59	71	11	有	106	169		
滋賀	33	38		有	80	136		
京都	22	50			57	75		
大阪	55	146		有	775	1,471		
兵庫県	108	119		有	525	938	4	
奈良	42	53		有	37	37		
和歌山	34	40			176	187		
鳥取	28	36		有	41	54		
島根	32	42		有	32	38		
岡山	55	72		有	140	194		
広島	59	92		有	252	305		有
山口	72	83		有	209	227	5	有
徳島	39	43	1	有	23	23		
香川	29	36		有	120	141		
愛媛	43	53		有	86	108		有
高知	25	26		有	35	42		
福岡	76	119	2	有	441	561	8	有
佐賀	31	33			60	61		
長崎	45	46	1	有	85	92		
熊本	69	72		有	114	120		
大分	34	38		有	169	255	1	
宮崎	33	35		有	111	147		有
鹿児島	57	82	1	有	70	89		有
沖縄	34	36		有	52	63		
合 計	2,360	3,418	42	37	13,692	18,601	63	15

労働省婦人少年局調べ

参 考 資 料

- 1 勤労青少年福祉法
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示
- 3 勤労青少年ホーム一覧
- 4 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

参 考 資 料

1 勤労青少年福祉法

昭和45・5・25法律第98号
改正 昭和53・5・8 法律第40号

目 次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第6条・第7条）

第3章 福祉の措置（第8条—第14条）

第4章 福祉施設（第15条—第17条）

第5章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなけれ

ばならない。

- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第6条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

- ② 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

- 4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

- 5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。
(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

- 3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和44年法律第64号）第10条に規定する準則訓練又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

○本条……一部改正（昭和53・5法律40号附則17条）

（勤労青少年福祉推進者）

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 福祉施設

（勤労青少年ホーム）

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように

努めなければならない。

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

（勤労青少年ホーム指導員）

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

（雇用促進事業団が設置する施設）

第17条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和36年法律第116号）第19条第1項第5号の福祉施設のうち、勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第5章 雑 則

（国の助言等）

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

（調査等）

第19条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告

を求めることができる。

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、同条第5項（同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第3項及び第19条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53・5・8法律第40号）（抄）

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項の規定に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和56年4月30日

労働大臣 藤 尾 正 行

勤労青少年福祉対策基本方針

（全文略、以下にその概略を示す。）

勤労青少年福祉対策基本方針概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活の動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの青少年労働力人口は、従来から減少傾向を示し、昭和55年には、699万人となったが、今後徐々に増加して昭和60年には728万人になると推定されている。青少年労働力の需給関係は、今後の安定経済成長の下で、大きな変化はないものと考えられる。

(2) 職場生活の動向

勤労青少年のうち、高学歴者の占める割合が高まっており、これら高学歴者のグレーカラー及びブルーカラー的職種への就業等、あらゆる産業、職種にわたる幅広い分野への就業と、技術革新による職務内容の変化が続くものと考えられる。

また、学校卒業後かなりの期間にわたり、確固たる職業観に基づく安定した職業生活に至らない者、「生活目標がない」などと考える者が少なくないが、一方、職業を通じて自己実現等が可能な働きがいのある職場を選択する傾向が更に強まると思われる。

(3) 余暇生活の動向

週休2日制の普及を中心として今後自由時間は増大するものと考えられ、勤労青少年にとって、その生活の充実を図るという意味で今後一層自由時間の意義は大きくなるものと考えられる。現状では、「スポーツ活動」、「ボランティア活動」等自己実現につながる積極的な余暇活動が十分に行われていないが、今後は、自由時間の増大に伴い、積極的な余暇活動が増加するものと考えられる。

2 職業生活をめぐる諸問題（略）

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年福祉の増進について、地域の実情に応じて効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対する啓蒙、指導活動を行う。

特に、「勤労青少年の日」の事業等については、統一的な年間目標を強調しつつ実施するものとする。

2 職場生活の充実

(1) 職業選択の適正化

大学卒業者を含め、勤労青少年が正しい自己理解と十分な職業情報に基づいて、適切な職業選択を行い得るよう、職業安定機関が学校との連携を強化し、情報等の提供、指導、相談に努める。

(2) 職業・職場適応の充実

職業安定機関は、関係行政機関、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員との連携を図り、職業に対する適応性を増大させるための措置の充実に努める。

(3) 基礎的職業訓練の受講機会の確保

体系的な基礎的職業訓練が実施されるよう事業主等に対する指導援助の強化を図るとともに、中小企業に対して認定職業訓練に対する助成の強化、地域職業訓練センターの増設等に努める。

(4) 労働条件面の整備等

第3次産業や中小企業に対して、労働条件面の整備を図るとともに、アルバイト生徒の就業保護のため指導に努める。

更に、作業環境の改善、安全衛生教育の充実等について事業主に対する指導、奨励に努める。

(5) 意欲を高める制度、慣行の充実等

企業において賃金制度や人事管理制度等の見直しをする際には勤労青少年の働きがいや損なうことのないよう配慮することを促進するとともに、勤労青少年の意欲的な職場参加を促進するよう指導に努めるものとする。更に、企業外の学校教育、職業訓練の受講に対して、事業主が時間、費用等について配慮を行うよう指導し、併せて有給教育訓練休暇の普及に努める。

(6) 勤労青少年福祉推進者の業務の活発化等

関係機関等との連携等により勤労青少年福祉推進者の職場適応業務の活発化を図るとともに、選任事業場の範囲を拡大する。

(7) 勤労青少年福祉員の業務の活発化等

勤労青少年福祉員の職場適応業務の活発化を図るため、その活動指針を示す等、充実した指導を行う。

3 余暇生活の充実

(1) 公共の労働福祉施設の整備と運営の強化

勤労青少年ホーム及び勤労者体育施設については、引き続き設置に努めるとともに、勤労青少年ホームの施設内容については、スポーツ活動へ重点を置くなどニーズの多様化に十分対応し得るようにする。更に、勤労青少年ホームが地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する拠点として十分機能するよう配慮する。

(2) スポーツ活動の振興

スポーツ講習会の実施等により、気軽に行えるスポーツの機会を確保し、併せて、健康づくり指導の充実に努める。

(3) 文化・教養活動等の振興

勤労青少年の高学歴化等に配慮しつつ、充実した講習会等の開催を促進する。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進める上での有効な方法としてのクラブ活動の指導、援助を行い、併せて他地域の仲間とも交流するよう、クラブ相互間の交流を促進する。

(5) 社会参加の促進

勤労青少年が、自由時間においてボランティア活動等の自主性ある社会参加を積極的に行うよう、必要な知識、技術等に関する講習会の開催等を促進し、気運の醸成を図る。

4 指導者の養成の充実

勤労青少年ホーム指導員の養成の充実、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員等の資質の向上等に努めるとともに、専門的な指導者の養成として、勤労青少年指導者大学講座の充実に努める。また、これら勤労青少年指導者等の有機的な連携の強化を図るよう努める。

5 国際交流の促進

広く一般の勤労青少年の国際交流を事業主の理解と配慮の下に積極的に促進するよう努めるとともに、日豪間で取り決めたワーキング・ホリデー制度の周知をはじめ、国、地方公共団体等が実施する国際交流事業についてもこの趣旨に沿うよう配慮する。

3 勤勞青少年ホーム一覧

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
北海道	札幌市中央 勤勞青少年ホーム	〒060 札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439	月曜日
	滝川市 "	〒073 滝川市本町5-3-31	0125-23-2801	日曜日
	根室市 "	〒087 根室市弥生町2-5	01532-3-4747	日曜日
	帯広市 "	〒080 帯広市西7条南8-1	0155-23-4893	日曜日
	小樽市 "	〒047 小樽市緑町1-9-4	0134-24-0909	日曜日
	室蘭市 "	〒050 室蘭市東町1-20-27	0143-44-1135	日曜日
	旭川市 "	〒070 旭川市常盤公園内	0166-22-3224	日曜日
	札幌市円山 "	〒060 札幌市中央区北8条西24丁目	011-631-7647	水曜日
	稚内市 "	〒097 稚内市大黒町3-4-30	01622-3-3643	金曜日
	北見市 "	〒090 北見市常盤町2-1-68	0157-23-4255	日曜日
	苫小牧市 "	〒053 苫小牧市旭町3丁目1-12	0144-33-4525	月曜日
	深川市 "	〒074 深川市4条18-2	01642-3-4549	水曜日
	札幌市アカシア "	〒065 札幌市東区北22条東1丁目	011-752-7959	月曜日
	美唄市 "	〒072 美唄市西4条北2丁目	01266-4-4523	日曜日
	三笠市 "	〒068-21 三笠市若草町280-2	01267-2-3542	月曜日
	岩見沢市 "	〒068 岩見沢市5条西7丁目4	0126-23-9235	日曜日
	札幌市ポプラ "	〒062 札幌市白石区平和通1-南10	011-862-8802	水曜日
	音更町 "	〒080-01 河東郡音更町柏寿台1	01554-2-2263	水曜日
	網走市 "	〒093 網走市桂町13	01524-3-3396	月曜日
	羽幌町 "	〒078-41 苫前郡羽幌町南7条3-1	01646-2-1186	火曜日
	池田町 "	〒083 中川郡池田町西2条1丁目	01557-2-5222	火曜日
	余市町 "	〒046 余市郡余市町大川町10丁目6	01352-3-5939	日曜日
	増毛町 "	〒077-02 増毛郡増毛町大字暑寒沢村25	01645-3-2427	月曜日
	札幌市豊平 "	〒062 札幌市豊平区豊平8条11丁目4	011-823-5256	月曜日
	芽室町 "	〒082 河西郡芽室町東1条8丁目1	01556-2-0066	日曜日
	釧路市 "	〒084 釧路市鳥取南7-2-20	0154-51-8456	日曜日
	広尾町 "	〒089-25 広尾郡広尾町字野塚989	01558-2-5061	月曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
北海道	岩内町 勤労青少年ホーム	〒045 岩内郡岩内町字野東 501-1	01356-2-8910	月曜日
	浦河町 "	〒057 浦河郡浦河町築地 1-5-1	01462-2-0891	月曜日
	札幌市発寒 "	〒063 札幌市西区発寒 6条12丁目 701-6	011-665-2629	月曜日
	赤平市 "	〒097-11 赤平市泉町 2-2-1	01253-2-1833	日曜日
	(富良野市) "	—	—	—
	(枝幸町) "	—	—	—
青 森	※ 支笏湖勤労青少年 フレンドシップセンター	〒066-02 千歳市モラップ	01232-5-2055	年末年始
	八戸市 勤労青少年ホーム	〒031 八戸市沼館 2-13-20	0178-22-8612	第2,4日曜日 第1,3日曜日
	青森市 "	〒030 青森市松原 1-6-3	0177-35-1649	火曜日,第4日曜日 祝日の翌日
	弘前市 "	〒036 弘前市五十石町 7	0172-34-4361	月曜日
	三沢市 "	〒033 三沢市幸町 1-7-5	01765-3-6257 5714	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	むつ市 "	〒039-51 むつ市大湊上町 3-12	01752-4-2410	火曜日
	十和田市 "	〒034 十和田市西三番町 2-12	01762-3-5111 6708	木曜日
	黒石市 "	〒036-03 黒石市大字内町 24-1	01725-3-1612	火曜日 祝日の翌日
	五所川原市 "	〒037 五所川原市栄町20	0173-54-3602	日曜日
	三戸町 "	〒039-01 三戸郡三戸町大字川守田 字関根 4-1	01792-2-0173	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	鯉ヶ沢町 "	〒038-27 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞 戸町字小夜51	01737-2-4705	月曜日
	大間町 "	〒039-46 下北郡大間町大字大間字 大間平41-7	017537-4346	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	野辺地町 "	〒039-31 上北郡野辺地町字中道 20-1	01756-4-9657	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	平内町 "	〒039-33 東津軽郡平内町大字小湊 字小湊79-3	01775-5-2111 (内)147	" "
岩 手	盛岡市中央通 勤労青少年ホーム	〒020 盛岡市中央通 3-11-15	0196-23-2701	日曜日
	北上市 "	〒024 北上市幸町 1-1	0197-63-5812	月曜日
	宮古市 "	〒027 宮古市宮町 3-2-3	01936-2-7712	水曜日
	一関市 "	〒021 一関市田村町 3-20	0191-23-7869	日曜日
	花巻市 "	〒025 花巻市南川原町 182-5	0198-23-4839	日曜日
	大船渡市 "	〒022 大船渡市盛町中道下 1	01922-7-4203	水曜日
	陸前高田市 "	〒029-22 陸前高田市高田町字砂埋73	01925-5-2941	日曜日(第3日曜 日を除く)
	水沢市 "	〒023 水沢市字大鐘 67-2	01972-4-2917	日曜日
	久慈市 "	〒032 久慈市川崎町 1-66-49	01945-3-2320	日曜日

都道府 県名	ホー ム名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
岩手	江刺市 勤労青少年ホーム	〒023-11 江刺市岩谷堂字下谷地27	01973-5-2111 (内) 85	日曜日
	遠野市	〒028-05 遠野市新町1-10	01986-2-4411	火曜日
	二戸市	〒028-61 二戸市石切所字穴切20	01952-3-4174	月曜日
	胆沢町	〒023-03 胆沢郡胆沢町小山字館30	01974-7-0527	日曜日
	雫石町	〒020-05 岩手郡雫石町40地刺字 千刈田5-1	01969-2-0611	日曜日
	東山町	〒029-03 東磐井郡東山町長坂字 町裏179	01914-7-2243 3161	月曜日
	大東町	〒029-05 東磐井郡大東町摺沢字 新石エ門士手13-6	01917-5-3541 2229	日曜日
	一戸町	〒028-53 二戸郡一戸町高善寺字 大川鉢24-9	01953-3-2111 (内) 318	金曜日
	紫波町	〒028-33 紫波郡紫波町日詰字西裏 54-1	01967-6-2344	日曜日
	盛岡市仙北	〒020 盛岡市仙北2-4-13	0196-35-9355	日曜日
	岩手町	〒028-43 岩手郡岩手町大字沼宮内 7地刺28-2	01956-2-2503	水曜日
	(種市町)	—	—	—
	釜石 ※勤労福祉センター	〒026 釜石市鱈石町1-7-8	0193-24-2241	第1, 3, 5月曜日 第2, 4日曜日
宮城	仙台市一番町 勤労青少年ホーム	〒980 仙台市一番町2-1-4	0222-22-2319	水曜日
	石巻市	〒986 石巻市日和ヶ丘1-5-6	0225-23-0919	日曜日
	古川市	〒989-61 古川市大柿千刈町7	02292-3-2384	火曜日
	白石市	〒989-02 白石市字益岡9-1	02242-5-3720	第1, 3, 5水曜日 第2, 4日曜日
	塩釜市	〒985 塩釜市北浜4-6-52	02236-4-6483	日曜日
	名取市	〒981-12 名取市大手町5-6-1	02238-2-0829	日曜日
	仙台市卸町	〒983 仙台市卸町2-12-9	0222-94-2409	水曜日
	多賀城市	〒985 多賀城市鶴ヶ谷1-6-2	02236-4-9747	日曜日
	角田市	〒981-15 角田市角田字牛館19-5	02246-3-2224	日曜日
	岩沼市	〒989-24 岩沼市桜2-8-30	02232-2-3394	日曜日
	中新田町	〒981-42 加美郡中新田町四日市場 字船橋243	02296-3-5332	月曜日
	鹿島台町	〒989-41 志田郡鹿島台町木間塚 字小谷地504-1	022956-2510	日曜日
	涌谷町	〒987-01 遠田郡涌谷町字下道69-1	02294-2-3113	日曜日
	桃生町	〒986-03 桃生郡桃生町城内字東嶺 164	02257-6-4565	月曜日
	七ヶ浜町	〒985 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野 山5-9	022357-3302	第1, 3日曜日 第2, 4, 5月曜日
	泉市	〒981-31 泉市野村字新桂島前60	02237-4-0575	月曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
宮城	山元町 勤労青少年ホーム	〒989-22 亶理郡山元町浅生原字日向12-1	02233-7-2919	第2, 4日曜日 第1, 3, 5月曜日
	亶理町	〒989-23 亶理郡亶理町荒浜字中野33	02233-5-3115	火曜日、祝日の翌日 第1, 3, 5月曜日
	気仙沼市	〒988 気仙沼市潮見町3-48	0226-24-2640	第2, 4日曜日 体育の日の翌日
	(田尻町)	—	—	—
	(迫町)	—	—	—
秋田	※柴田町	〒989-16 柴田郡柴田町大字船岡字館山19-1	02245-4-3411	火曜日
	女川町 ※勤労青少年センター	〒986-22 牡鹿郡女川町鷺神浜字荒立84-2	02255-4-3181	第2, 4日曜日 第1, 3, 5月曜日
	大館市 勤労青少年ホーム	〒017 大館市三の丸60	0186-42-0872	日曜日
	横手市	〒013 横手市城西町1-1	01823-2-1507	日曜日
	湯沢市	〒012 湯沢市佐竹町4-52	01837-3-2111 (内)272	木曜日 第3日曜日
	大曲市	〒014 大曲市大町7-2	01876-2-1312	金曜日
	本荘市	〒015 本荘市美倉町30	01842-2-5425	第1, 3日曜日
	男鹿市	〒010-05 男鹿市船川港金川姫ヶ沢150-4	0185-24-3381	日曜日
	鹿角市	〒018-52 鹿角市花輪字扇の間7-1	01862-3-6701	
	矢島町	〒015-04 由利郡矢島町七日町字上山寺54-1	01845-6-2540	
	仁賀保町	〒018-04 由利郡仁賀保町平沢字中町79	01843-5-4711	月曜日
	能代市	〒016 能代市追分町4-26	01855-5-1585	月曜日
	(角館町)	—	—	—
	(稲川町)	—	—	—
	※秋田市	〒010 秋田市八橋片田添83	0188-24-5377	第3日曜日
山形	山形市 勤労青少年ホーム	〒990 山形市緑町4-15-12	0236-23-0746	日曜日
	上山市	〒999-31 上山市長清水字鞍掛226-1	02367-2-0007	日曜日
	南陽市	〒999-22 南陽市三間通420-1	0238-43-5000	水曜日 第3日曜日
	寒河江市	〒991 寒河江市大字西根字石川西333	02378-6-2192	火曜日
	村山市	〒995-01 村山市大字大久保甲610-2	0237-54-2320	第3日曜日
	天童市	〒994 天童市老野森2-6-2	02365-4-4520	日曜日
	長井市	〒993 長井市小出1721-1	02388-4-5868	火曜日
	いわき市平 勤労青少年ホーム	〒970 いわき市平谷川瀬字三十九町10	0246-74-8647	第2, 4, 5日曜日 第1, 3火曜日
福島	郡山市	〒963 郡山市麓山1-8-4	0249-34-1212 (内)55	月曜日 第3日曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
福 島	二本松市 勤労青少年ホーム	〒964 二本松市榎戸 1-92	02432-3-5121	水曜日
	いわき市勿来 "	〒970 いわき市金山町朝日台 1	0246-63-2879	第 2, 4, 5 日曜日 第 1, 3 火曜日
	喜多方市 "	〒966 喜多方市字舞台田 3119-1	02412-2-1403	第 2, 4, 5 日曜日 日曜日開館の翌日
	原町市 "	〒975 原町市三島町 2-45	02442-2-2047	日曜日
	会津若松市 "	〒965 会津若松市城東町14-52	0242-26-6661	月曜日
	本宮町 "	〒969-11 安達郡本宮町字矢来39-1	02433-3-4488	第 2, 4 日曜日
	須賀川市 "	〒962 須賀川市大字和田字柏崎44	02487-3-2387	月曜日
	安達町 "	〒969-14 安達郡安達町油井字濡石 3-1	02432-3-3721	第 3 日曜日
	鏡石町 "	〒969-04 岩瀬郡鏡石町大字笠石 字北原10-2	024862-6019	
	新地町 "	〒979-27 相馬郡新地町大字福岡 字中里15-1		日曜日
	石川町 "	〒978 石川郡石川町字当町418-1	02472-6-0475	第 1, 3 日曜日
	(福島市) "	—	—	—
茨 城	古河市 勤労青少年ホーム	〒306 古河市幸町 3-42	0280-32-2197	木曜日
	水戸市梅香 "	〒310 水戸市梅香 1-2-20	0292-24-6600	月曜日
	勝田市 "	〒312 勝田市中央町14-2	0292-72-5883	日曜日
	土浦市 "	〒300 土浦市文教町 9-2	0298-22-7921	月曜日
	那珂湊市 "	〒311-12 那珂湊市中央 1-1-1	02926-3-1218	第 2, 4 日曜日 第 1, 3, 5 水曜日
	竜ヶ崎市 "	〒301 竜ヶ崎市字光順田 1759	02976-2-1415	月曜日
	水海道市 "	〒303 水海道市栄町 2680-1	02972-3-0667	月曜日
	日立市 "	〒316 日立市末広町 1-1-2	0294-35-1466	月曜日
	笠間市 "	〒309-16 笠間市石井 349	02967-2-5333	第 1, 2, 4, 5 日曜日 第 3 水曜日
	水戸市五軒 "	〒310 水戸市五軒町 1-2-12	0292-26-3161	月曜日
	総和町 "	〒306-02 猿島郡総和町大字北利 根10	02809-2-2505	火曜日
	高萩市 "	〒318 高萩市高浜町 1-42	02932-3-7177	月曜日
	石岡市 "	〒315 石岡市大字石岡 2149-3	02992-4-0322	日曜日
	取手市 "	〒302 取手市白山 5-1-1		
	(千代田) "	—	—	—
	※結城市 "	〒307 結城市浦町 196-1	02963-3-3191 3192	日曜日
栃 木	栃木市 勤労青少年ホーム	〒328 栃木市日の出町14-36	0282-22-3113	水曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
栃 木	鹿沼市 勤労青少年ホーム	〒322 鹿沼市千手町 2609-1	0289-62-6945	日曜日
	足利市	〒326 足利市東砂原後町 1068-1	0284-41-3402	月曜日
	宇都宮市松原	〒320 宇都宮市松原 3-1-5	0286-22-1296 21-7359	日曜日
	佐野市	〒327 佐野市大橋町 2048-3	0283-3-2398	日曜日
	小山市	〒323 小山市大字犬塚 428-1	0285-23-3402	日曜日
	大田原市	〒324 大田原市美原町 3080-5	02872-2-6878	日曜日
	大平町	〒328 下都賀郡大平町大字蔵井 2002-1	0282-43-5191	日曜日
	田沼町	〒327-03 安蘇郡田沼町大字田沼 884	02836-2-5610	日曜日
	今市市	〒321-12 今市市平ヶ崎 160	0288-22-6211	火曜日
	黒磯市	〒325 黒磯市上厚崎 664	02876-3-7410	日曜日
	壬生町	〒321-02 下都賀郡壬生町大字安 塚 1179-3	0282-86-3044	日曜日
	石橋町	〒329-05 下都賀郡石橋町大字 石橋 1567-5	0285-53-6543	月曜日
	宇都宮市東	〒321 宇都宮市今泉町 3007	0286-63-3155 2864	日曜日
	矢板市	〒329-21 矢板市中 401	02874-3-8210	日曜日
群 馬	高崎市 勤労青少年ホーム	〒370 高崎市並榎町 123	0273-23-6732	日曜日
	前橋市	〒371 前橋市大渡町 2-3-15	0272-52-0500	火曜日
	太田市	〒373 太田市下浜田 1088-2	0276-46-0344	日曜日
	藤岡市	〒375 藤岡市藤岡 854-2	02742-3-2564	日曜日
	吾妻郡	〒377-04 吾妻郡中之条町大字 西中之条字永田原 135	0279-75-5174	月曜日
	沼田市	〒378 沼田市白岩町甲 213	0278-4-0135	日曜日
	富岡市	〒370-33 富岡市田森 1238-7	02746-4-1309	金曜日
埼 玉	川口市 勤労青少年ホーム	〒332 川口市本町 2-4-5	0482-22-3570	日曜日
	埼玉県大宮	〒330 大宮市高鼻町 4-130	0486-41-2656 42-4426	
	埼玉県川越	〒350 川越市三久保町18-3	0492-22-5241	日曜日
	埼玉県秩父	〒368 秩父市熊本町 8-44	0494-23-2294	月末の土・日曜日
	埼玉県飯能	〒357 飯能市双柳 429-1	04297-2-2113	
	埼玉県蕨	〒335 蕨市中央 4-21-29	0484-32-4749	第1, 3日曜日
	埼玉県新座	〒352 新座市北野 2-15-1	0484-79-0717	〃
	埼玉県桶川	〒363 桶川市末広 3-19-8	0487-28-3393	第2・最終の 日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
埼 玉	埼玉県草加 勤労青少年ホーム	〒340 草加市住吉 2-2-8	0489-28-5550 9632	
	埼玉県和光 "	〒351 和光市新倉 1-20-40	0484-65-4841	第1, 3, 5 日曜日 第2, 4 土曜日
	埼玉県鴻巣 "	〒365 鴻巣市本町 3-12-18	0485-42-8403	第1, 3 日曜日
	埼玉県三郷 "	〒341 三郷市大字谷口 570	0489-53-1040	
	白岡町 "	〒349-02 南埼玉郡白岡町小久喜 1227-1	04809-2-6000	水曜日
	吹上町 "	〒369-01 北足立郡吹上町大字明用 1230	0485-49-0777	日曜日 第1, 3 土曜日
	小川町 "	〒355-03 比企郡小川町大字 腰越 43-3	04937-2-0031	月曜日
	長瀬町 "	〒369-13 秩父郡長瀬町大字野上 下郷 3312	0494-66-1800	毎月30, 31 日 2 月は末日
	※ 吉見町勤労青少年 フレンドシップセンター	〒355-01 比企郡吉見町大字黒岩 602	04935-4-2030	
	※ 川口市 青少年工業人センター	〒332 川口市栄町 3-7-1	0482-53-2882	月曜日
	※ 埼玉県本庄 勤労青少年ホーム	〒367 本庄市小島南 1-8-2	0495-21-1684	
	※ 埼玉県狭山 勤労青少年ホーム	〒350-13 狭山市人間川 4-14-8	0429-53-2777	月2 回日曜日
	※ 埼玉県行田 "	〒361 行田市佐間 1-22-11	0485-56-8674	第3 日曜日
	※ 埼玉県熊谷 "	〒360 熊谷市大字石原 1407-1	0485-23-3122	
	※ 埼玉県蓮田 "	〒349-01 蓮田市見沼町 4-3	0487-68-8743	第4 日曜日
	※ 埼玉県幸手 "	〒340-01 北葛飾郡幸手町緑台 2-1-7	04804-2-5800	
千 葉	千葉県 勤労青少年ホーム	〒260 千葉市新港 43	0472-43-9589	金曜日
	船橋市 "	〒273 船橋市夏見町 2-11-44	0474-22-3979	木曜日
	茂原市 "	〒297 茂原市千代田町 2-8-12	04752-2-5090	木曜日
	柏市 "	〒277 柏市根戸高野台 467	0471-31-6098	木曜日
	野田市 "	〒278 野田市鶴奉 5-1	0471-22-4548	木曜日
	八千代市 "	〒276 八千代市八千代台北 8-9-12	0474-82-0913	金曜日
	旭市 "	〒289-25 旭市中谷里 8340-44	04796-2-0686	月曜日
	流山市 "	〒270-01 流山市後平井 173	0471-59-0798	金曜日
	八日市場市 "	〒289-21 八日市場市イ 2030	04797-3-4515	月曜日 祝日の翌日
	市川市 "	〒272 市川市南八幡 2-20-1		
	(館山市) "	—	—	—
東 京	※ 千種 勤労青少年センター	〒281 千葉市千種町 286	0472-59-0201	8月14日, 15日 16日
	※ 全国勤労青少年会 館(サンプラザ)	〒164 東京都中野区中野 4-1-1	03-388-1151	

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
東 京	※ 豊島区 勤労青少年センター	〒170 東京都豊島区北大塚 1-15-10	03-915-2334	日曜日
	※ 北区	〒114 東京都北区西ヶ原2-16-2	03-918-9741	水曜日
神奈川	横浜市 勤労青少年センター	〒220 横浜市西区老松町25	045-241-0673	月曜日
	長岡市 勤労青少年ホーム	〒940 長岡市今朝白1-10-12	0258-32-4429	
新 潟	新潟市	〒951 新潟市古町通り13番地 5148-2	0252-22-2728	日曜日
	上越市	〒943 上越市本城町8-1	0255-23-2440	日曜日
	三条市	〒955 三条市本町1-6-18	02563-2-3362	日曜日
	十日町市	〒948 十日町市辰甲815-1	02575-7-8918	日曜日
	新発田市	〒957 新発田市御幸町3-1-21	02542-3-3219	土曜日
	栃尾市	〒940-02 栃尾市滝の下町1-5	02585-2-4432	日曜日
	燕市	〒959-12 燕市水道町1-3-28	02566-3-5666	全曜日 祝日の翌日
	柏崎市	〒945 柏崎市諏訪町6-6	02572-3-3340	日曜日
	新井市	〒944 新井市学校町1-17	02557-2-4825	日曜日
	糸魚川市	〒941 糸魚川市大字横町3-1	02555-2-2859	日曜日
	加茂市	〒959-13 加茂市大字狭口字駒岡 1082-1	02565-2-6116	日曜日
	五泉市	〒959-16 五泉市栗島851	02504-3-1050	月曜日 第3日曜日
	吉田町	〒959-02 西蒲原郡吉田町大字本所 178-1	02569-2-4100	火曜日
	小千谷市	〒947 小千谷市大字蔭生乙1234	02588-2-8510	
	六日町	〒947-67 南魚沼郡六日町字二日町 428-1	02577-3-6678	日曜日
	村上市	〒958 村上市大字瀬波771-5	02545-3-2005	日曜日
	両津市	〒952-34 両津市大字城腰字開山 363	02592-7-7521	月曜日
	与板町	〒940-24 三島郡与板町大字与板乙 2469	025872-2015	月曜日
	中条町	〒959-26 北蒲原郡中条町大字 西条字野添666	02544-3-2277	日曜日
	(新津町)	——	——	——
富 山	富山市第1 勤労青少年ホーム	〒930 富山市牛島町2-3	0764-32-0241	土曜日
	高岡市	〒933 高岡市御馬出町51-1	0766-22-0320	日曜日
	魚津市	〒937 魚津市火の宮町1-19	0765-22-4330	日曜日
	氷見市	〒935 氷見市南大町26-13	0766-72-5510	日曜日
	滑川市	〒936 滑川市清水町106	0764-75-2090	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
富 山	新湊市 勤労青少年ホーム	〒934 新湊市放生津町19-4	07668-2-6314	日曜日
	福岡町	〒939-01 西砺波郡福岡町荒屋敷 634	0766-64-4591	日曜日
	新川広域圏事務組合	〒939-06 下新川郡入善町下飯野 364	0765-72-2788	火曜日 祝日の翌日
	小矢部市	〒932 小矢部市小矢部町10-1	0766-67-0304	日曜日
	砺波市	〒939-13 砺波市中村 629	07633-3-1541	日曜日
	立山町	〒930-02 中新川郡立山町榎 1	07646-3-4655	火曜日
	富山市第2	〒930-11 富山市山室 181	0764-92-1256	土曜日
	小杉町	〒939-03 射水郡小杉町黒河 711	0766-56-6562	日曜日
	(婦中町)	—	—	—
	※城端町	〒939-18 東砺波郡城端町 969-27	07636-2-2267	第3日曜日
石 川	小松市 勤労青少年ホーム	〒923 小松市御宮町 1	0761-22-7000	日曜日
	金沢市	〒920 金沢市本多町 3-2-26	0762-20-2202	土曜日
	輪島市	〒928 輪島市河井町 18-36	07682-2-3299	水曜日
	加賀市	〒922 加賀市大聖寺東町 2-3	07617-2-4005	日曜日
	松任市	〒924 松任市成町 404	0762-76-1345	月曜日
	七塚町	〒929-11 河北郡七塚町字遠塚口 57-6	07628-5-1989	火曜日 祝日の翌日
	根上町	〒929-01 能美郡根上町西二口町 601	07615-5-2000	火曜日
	福井市 勤労青少年ホーム	〒910 福井市左内町 7-1	0776-35-1023	日曜日
福 井	丸岡坂井	〒910-02 坂井郡丸岡町西里丸岡 12-21	0776-66-5880	月曜日 第3日曜日
	武生市	〒915 武生市高瀬 2-9-32	0778-24-0444	日曜日
	金津町	〒919-06 坂井郡金津町東 2-14-1	07767-3-3825	第1, 2, 4, 5月曜日 第3日曜日
	朝日町	〒916-01 丹生郡朝日町西田中 8-27-1	07783-4-2050	第3日曜日
	鯖江市	〒916 鯖江市水落町 2-24-2	0778-52-5988	日曜日
	敦賀市	〒914 敦賀市木崎 24-7-1	07702-5-8141	第1, 2, 4, 5月曜日 第3日曜日
	大野市	〒912 大野市中野 3-1-16	07796-5-7221	日曜日
	今立町	〒915-02 今立郡今立町西庄境 21-7-1	07784-3-1290	月曜日
	※福井市森田	〒910-01 福井市下森田町三字36-1	0776-56-0200	日曜日
	塩山市 勤労青少年ホーム	〒404 塩山市下於曾 1070	05533-3-6955	日曜日
山 梨	山梨県東部地方 勤労青少年センター	〒409-06 大月市猿橋町猿橋字峰通 867	05542-3-1271	月曜日 祝日の翌々日

都道府 県 名	ホ ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
山 梨	山梨県狭南地方 勤労青少年センター	〒409-29 南巨摩郡中富町宮木 1705	05564-2-2770	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県狭中地方	〒409-38 中巨摩郡玉穂村一町畑 字形見 1189	05527-3-6479	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県富士北麓	〒401-04 南都留郡鳴沢村字丸尾 8531-45	05558-5-2884	月曜日
	山梨県東山梨地方 勤労青少年ホーム	〒409-13 東山梨郡勝沼町勝沼字 宮の上 1293	05534-4-2100 2120	月曜日
長 野	上田市 勤労青少年ホーム	〒386 上田市二の丸 3-23	0268-22-7117	日曜日
	下諏訪町 "	〒393 諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4613-4	02662-7-3204	火曜日
	長野市北部 "	〒380 長野市吉田 1-13-8	0262-43-1358	日曜日
	松本市 "	〒390 松本市双葉 4-8	0263-26-1083 1084	火曜日
	更埴市 "	〒387 更埴市大字杭瀬下 1150	02627-2-1056	日曜日
	岡谷市 "	〒394 岡谷市下浜 8824	02662-3-2201	日曜日
	中野市 "	〒383 中野市三好町 1-4-27	02692-2-2801	日曜日
	塩尻市 "	〒399-07 塩尻市大字広岡原新田 291-2	02635-2-0157	月曜日
	大町市 "	〒398 大町市大字常盤 5640-4	02612-2-7658	日曜日
	伊那市 "	〒396 伊那市大字伊那 5839	02657-2-3090	日曜日
	飯山市 "	〒389-24 飯山市大字照里 1215	02696-5-2841	日曜日
	茅野市 "	〒391 茅野市宮川 4552-2	02667-2-8079	日曜日
	飯田市 "	〒395 飯田市松尾 7443	0265-23-5571	月曜日
	須坂市 "	〒382 須坂市大字小山 3-55	02624-8-0393	月曜日 祝日の翌日
	諏訪市 "	〒392 諏訪市湖岸通り 5-12-18	02665-8-5298	月曜日
	長野市南部 "	〒388 長野市篠ノ井小森 578	0262-93-4435	日曜日
	* 富士見勤労青少年 フレンドシップセンター	〒399-02 諏訪郡富士見町落合 10039-4	02666-2-2400	月曜日
	* 長野市青少年の家	〒380 長野市大字長野西野 1028-1	0262-93-4435	日曜日
岐 阜	羽島市 勤労青少年ホーム	〒501-62 羽島市竹鼻町 86	0583-92-1126	第1,3,5月曜日 第2,4火曜日
	多治見市 "	〒507 多治見市弁天町 4-2	0572-22-4969	月曜日
	瑞浪市 "	〒509-61 瑞浪市上平町 1-1	0572-68-3027	月曜日
	関市 "	〒501-32 関市塔之洞字岩本 3885-1	05752-2-3242	月曜日
	中津川市 "	〒508 中津川市手賀野字会所沢 172-1	05736-6-5204	月曜日
	各務原市 "	〒509-01 各務原市鶴沼朝日町 3丁目 163-1	0583-84-6254	月曜日
	土岐市 "	〒509-53 土岐市妻木町字東山 3009-47	05725-7-3010	火曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
岐 阜 静 岡 愛 知	美濃市 勤労青少年ホーム	〒501-37 美濃市曾代 117 - 14	05753-5-1476	月曜日
	※高山市 "	〒506 高山市花岡町 1-54	0577-32-0394	第1, 3土曜日 第2, 4日曜日
	浜松市 勤労青少年ホーム	〒432 浜松市鹿谷町11-2	0534-71-6206	日曜日
	富士市 "	〒417 富士市石坂 456 - 5	0545-21-6129	日曜日
	清水市 "	〒424 清水市桜が丘町 7 - 1	0543-52-6412	月曜日 第3日曜日
	沼津市 "	〒410 沼津市御幸町15-1	0559-31-1071	日曜日
	島田市 "	〒427 島田市横井 2 - 7 - 9	05473-7-7376	月曜日
	磐田市 "	〒438 磐田市中央町 2999 - 2	05383-2-8647	日曜日
	三島市 "	〒411 三島市大宮町 1 - 8 - 38	0559-75-2562	日曜日
	静岡市 "	〒420 静岡市駿府町 2-80	0542-53-0731	日曜日
	浜北市 "	〒434 浜北市貴布弥 289 - 3	05358-7-2201	日曜日
	湖西市 "	〒431-04 湖西市古見 1070	05357-6-2746	日曜日
	裾野市 "	〒410-11 裾野市佐野 784 - 5	05599-2-3800	月曜日
	富士宮市 "	〒418 富士宮市大宮 1715 - 1	0544-24-0094	日曜日
	菊川町 "	〒439 小笠郡菊川町堀之内61	05373-5-3510	日曜日
	天竜市 "	〒431-33 天竜市山東 2290 - 1	05392-6-1930	火曜日
	袋井市 "	〒437 袋井市上田町 267 - 5	05384-3-4594	日曜日
	藤枝市 "	〒426 藤枝市田中 3 - 7 - 45	0546-44-7922	月曜日 第3日曜日
	豊橋市 勤労青少年ホーム	〒440 豊橋市鍵田町55-3	0532-55-0413	金曜日
	西尾市 "	〒445 西尾市鶴ヶ崎町 6 - 2	05635-6-3923	月曜日
岡 崎 市	岡崎市 "	〒444 岡崎市上六名 3 - 3 - 7	0564-51-4104	月曜日
	蒲郡市 "	〒443 蒲郡市三谷町水神町通10-2	0533-69-3815	火曜日
	稲沢市 "	〒492 稲沢市井之口沖ノ田町38	0587-32-7905	水曜日 第3日曜日
	瀬戸市 "	〒489 瀬戸市熊野町98	0561-83-3579	月曜日
	犬山市 "	〒484 犬山市大字羽黒新田 字上堅蔵 1 - 1	0568-67-3772	火曜日
	高浜市 "	〒444-13 高浜市高取町下小脇 100 - 1	0566-52-4017	金曜日 祝日の翌日
	新城市 "	〒441-13 新城市西入船 5 - 2	05362-3-1123	月曜日
	尾張旭市 "	〒468 尾張旭市東大進町山の内 2410 - 2	05615-4-4787	
	豊田市 "	〒471 豊田市八幡町 2 - 1		

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
愛 知	※三好町 勤労青少年ホーム	〒470-02 西加茂郡三好町三好 仲ヶ山43-2	05613-2-3044	月曜日
	※一色町 "	〒444-04 幡豆郡一色町大字前野 字新田38-1	05637-3-4348	月曜日
	※祖父江町 "	〒495 中島郡祖父江町上牧 字下川454	05879-7-2121 (内線75)	木曜日
	※勤労センタ- 憩の家	〒473 豊田市本町朝日20	0565-52-0362	月曜日
三 重	松坂市 勤労青少年ホーム	〒515 松坂市殿町1563	0598-21-3430	日曜日
	桑名市 "	〒511 桑名市鍛冶町14	0594-21-3260	日曜日
	四日市市 "	〒510 四日市市日永東1-2-28	0593-45-3286	日曜日
	津市 "	〒514 津市大字藤方1623-2	0592-27-4919	日曜日
滋 賀	鈴鹿市 "	〒510-02 鈴鹿市白子駅前6-33	0593-67-6125	日曜日
	大津市 勤労青少年ホーム	〒520 大津市打出浜13-22	0775-22-7474	火曜日
	草津市 "	〒525 草津市野村町58-7	0775-63-3700	日曜日
	八日市市 "	〒527 八日市市市辺町2353	07482-2-1288	火曜日 祝日の翌日
	安曇川町 "	〒520-12 高島郡安曇川町大字田中 630-1	07403-2-0003	月曜日 祝日の翌日
	山東町 "	〒521-02 坂田郡山東町志賀谷	07495-5-3029	水曜日 祝日の翌日
	浅井町 "	〒526-02 東浅井郡浅井町野瀬809	07497-6-0001	月曜日
	甲西町 "	〒520-32 甲賀郡甲西町大字吉永 302	07487-2-4199	月曜日 祝日の翌日
	長浜市 "	〒526 長浜市八幡中山町 字餅井1316-3	07496-4-1444	火曜日 祝日の翌日
	彦根市 "	〒522 彦根市平田町670		
	(近江八幡市) "	—	—	—
京 都	京都西陣 勤労青少年ホーム	〒603 京都市北区紫野北舟岡町42 舟岡山公園内	075-451-6700	火曜日
	京都市南 "	〒601 京都市南区西九条南田町72	075-671-0356	火曜日
	京都市東山 "	〒605 京都市東山区東大路通七条 上ル妙法院前側町446	075-541-0619	火曜日
	京都市下京 "	〒600 京都市下京区西7条 北東野町90	075-314-5635	火曜日
	福知山市 "	〒620 福知山市字岡ノ175-1	0773-23-1616	水曜日
	京都市山科 "	〒607 京都市山科区竹鼻四丁野町 42	075-593-4911	火曜日
	(亀岡市) "	—	—	—
	※京都市 中京青年の家	〒604 京都市中京区東洞院通 六角下ル	075-231-0640	火曜日
大 阪	※京都市 伏見青年の家	〒612 京都市伏見区御駕籠町91	075-611-4910	火曜日
	大阪府立中央 勤労青少年ホーム	〒540 大阪市東区石町2-35	06-941-2681	水曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
大 阪	大阪市立中央 勤労青少年ホーム	〒 541 大阪市東区安土町 1 - 7	06-271-4953	月曜日
	大阪府立豊中 "	〒 560 豊中市北桜塚 3 - 1 -28	06-854-1400	水曜日
	大阪府立阿倍野 "	〒 545 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-628-0003	水曜日
	守口市 "	〒 570 守口市菊水通 4 -52	06-996-9360	火曜日 祝日の翌々日
	大阪府立東大阪 "	〒 577 東大阪市中小坂 5 -14 -30	06-723-1210	水曜日
	吹田市 "	〒 564 吹田市寿町 2 -19-20	06-383-4101	火曜日 祝日の翌々日
	大阪市立福島 "	〒 553 大阪市福島区海老江 6-1-14	06-453-0207	月曜日
	岸和田市春木 "	〒 596 岸和田市春木宮川町 5 -16	0724-38-1007	火曜日
	寝屋川市 "	〒 572 寝屋川市東大和町 2 -14	0720-28-0761	月曜日
	大阪市立東淀川 "	〒 533 大阪市東淀川区豊新 2-1-4	06-327-5650	月曜日
	大阪市立旭 "	〒 535 大阪市旭区森小路 2 -5-29	06-955-1144	月曜日
	大阪市立天王寺 "	〒 543 大阪市天王寺区味原町 9-14	06-763-3525	月曜日
	大阪市立住之江 "	〒 559 大阪市住之江区浜口西 3 - 4 -22	06-674-5405	月曜日
	和泉市 "	〒 594 和泉市府中町 913	0725-44-9221	水曜日
	大阪市立浪速 "	〒 556 大阪市浪速区下寺 2-2-12	06-643-0694	月曜日
	大阪市立大正 "	〒 551 大阪市大正区泉尾 3-9-16	06-554-5377	月曜日
	大阪市立大淀 "	〒 531 大阪市淀川区本庄東 1-24-11	06-374-0870	月曜日
	大阪市立鶴見 "	〒 538 大阪市鶴見区今津中 1-1-14	06-967-1033	月曜日
	熊取町 "	〒 590-04 泉南郡熊取町大字野田 2183-1	07245-3-0600	火曜日
	忠岡町 "	〒 595 泉北郡忠岡町忠岡南 1-9-15	0725-22-1130	木曜日
	大阪市立東住吉 "	〒 546 大阪市東住吉区東田辺 2-11-28	06-699-3600	月曜日
	大阪市立西 "	〒 550 大阪市西区本田 3 - 7 - 2	06-582-9553	月曜日
	泉大津市 "	〒 596 泉大津市下条町11-28	0725-32-6432	
	大阪市立西成 "	〒 557 大阪市西成区梅南 1-10-8	06-658-4528	月曜日
	大阪市立生野 "	〒 544 大阪市生野区巽北 2-4-16	06-752-8000	月曜日
	大阪市立北 "	〒 530 大阪市北区同心 1 - 5 -27	06-352-7030	月曜日
	(大阪市立南) "	—	—	—
	(美原町) "	—	—	—
	※ 泉佐野勤労青少年 フレンドシップセンター	〒 598 泉佐野市日根野 5565	0724-68-0300	

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
大阪	※高槻市 勤労青少年ホーム	〒569 高槻市城西町2-30	0726-71-5805	日曜日
	※大阪市立港 "	〒552 大阪市港区磯路2-11-10	06-573-7792	月曜日
	※大阪市立城東 "	〒536 大阪市城東区新喜多東 1-1-7	06-968-3350	月曜日
	※大阪市立東成 "	〒537 大阪市東成区東中本 2-3-16	06-976-0300	月曜日
	※大阪市立平野 "	〒547 大阪市平野区瓜破3-3-64	06-707-0900	月曜日
	※大阪市立西淀川 "	〒555 大阪市西淀川区鉾里 2-13-22	06-474-7245	月曜日
	※大阪市立加美 ユースセンター	〒547 大阪市平野区加美鞍作町 1-2-31	06-791-8618	月曜日
	※大阪市立此花 ユースセンター	〒554 大阪市此花区西貫島 2-26-17	06-463-1881	月曜日
	※大阪市立大畑山 会館	〒581 八尾市大字恩智1045	0729-43-7236	月曜日
兵庫	姫路市 勤労青少年ホーム	〒670 姫路市西延末字手柄山509	0792-94-0424	火曜日
	伊丹市 青少年センター	〒664 伊丹市瑞原2-59	0727-82-1728	木曜日
	尼崎市 勤労青少年ホーム	〒660 尼崎市栗山前田町3	06-429-3020	木曜日
	高砂市 "	〒676 高砂市高砂町朝日町 1-2-1	07944-2-4832	日曜日
	西宮市 "	〒662 西宮市松原町2-37	0798-35-5286	火曜日
	宝塚市 "	〒665 宝塚市御殿山2-1-2	0797-84-1881	日曜日
	三木市 "	〒673-04 三木市上の丸町8-30	07948-2-0941	火曜日
	氷上町 "	〒669-36 氷上郡氷上町成松 字甲賀1	07958-2-3719	火曜日
	※西脇市 "	〒677 西脇市西脇801-52	07952-2-6329	金曜日
奈良	桜井市 勤労青少年ホーム	〒633 桜井市桜井281-9	07444-2-2396	日曜日
	奈良市 "	〒630 奈良市大宮1-10-2	0742-33-0516	水曜日 祝日の翌日
	大和高田市 "	〒635 大和高田市大字野口20-1	0745-22-6045	火曜日 祝日の翌日
	大和郡山市 "	〒639-11 大和郡山市今国府町 60-9	07435-6-4581	火曜日
	橿原市 "	〒634 橿原市小房町30	07442-4-4782	火曜日 月曜日の午後
和歌山	和歌山市 勤労青少年ホーム	〒640 和歌山市寄合町37	0734-31-2500	土曜日
	海南市 "	〒642 海南市日方1290-14	07348-2-4114	水曜日
	田辺市 "	〒646 田辺市上屋敷町193-14	0739-25-0272	日曜日
	御坊市 "	〒644 御坊市園88-1	07382-2-5436	日曜日
	新宮市 "	〒647 新宮市新宮4800	0735-21-0755	水曜日 祝日の翌日
	橋本市 "	〒648 橋本市東家1-1-19	07363-3-1575	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
鳥 取	鳥取市 勤労青少年ホーム	〒680 鳥取市吉成 739-1	0857-24-1702	火曜日
	倉吉市 "	〒682 倉吉市上井町 2-9-8	08582-6-0041	日曜日
島 根	米子市 "	〒683 米子市東福原 1145	0859-34-5154	水曜日
	出雲市 勤労青少年ホーム	〒693 出雲市今市町北本町 1-7	0853-21-0424	火曜日
	浜田市 "	〒697 浜田市殿町 123-10	08552-2-5043	火曜日
	安来市 "	〒692 安来市南十神町33	08542-2-4333	日曜日
	大田市 "	〒694 大田市大田町大田イ 125	08548-2-2450	火曜日
	江津市 "	〒695 江津市嘉久志町イの 1505-1	08555-2-2152	月曜日
	益田市立 "	〒698 益田市赤城町18-6	08562-2-6699	火曜日
	平田市立 "	〒691 平田市平田町 2280-1	08536-3-3077	火曜日
	木次町 "	〒699-13 大原郡木次町 大字木次 1012-1	08544-2-5211	月曜日
	井原市 勤労青少年ホーム	〒715 井原市井原町 3619	08666-2-1364	木曜日
岡 山	倉敷市児島 "	〒711 倉敷市児島小川 2-1-10	0864-73-1523	水曜日 第3日曜日
	岡山市立 "	〒703 岡山市小橋町 1-1-30	0862-72-7881	水曜日
	津山市 "	〒708 津山市勝部20-2	08682-2-5605	水曜日
	備前市 "	〒705 備前市伊部 2523-3	08696-4-4895	水曜日
	総社市 "	〒719-11 総社市総社 235	08669-2-5558	月曜日
	笠岡市 "	〒714 笠岡市六番町 1-16	08656-3-4055	水曜日
	倉敷市水島 "	〒712 倉敷市連島中央 4-2-18	0864-46-6288	水曜日
	玉野市 "	〒706 玉野市田井 5-22-2	0863-31-9101	水曜日
	新見市 "	〒718 新見市下熊谷23-4	08677-2-3375	月曜日
	高梁市 "	〒716 高梁市落合町近似 267-7	08662-2-1880	月曜日
	福山市福山 勤労青少年ホーム	〒720 福山市草戸町 2276-1	0849-53-2006	水曜日 第3日曜日
	府中市 "	〒726 府中市用土町城山 438-1	0847-45-6560	水曜日
	広島市中央 "	〒730 広島市中区八丁堀 3-2	0822-22-2513	日曜日, 8月6日
広 島	三原市 "	〒723 三原市城町 6	08486-3-4077	日曜日
	尾道市 "	〒722 尾道市西土堂町18-5	0848-22-5396	水曜日
	五日市町 "	〒738 佐伯郡五日市町新宮苑 11-43	0829-22-8424	水曜日
	福山市松永 "	〒729-01 福山市松永町 1383	08485-3-5320	水曜日

都道府 県名	ホー ム名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
広 島	海田町 勤労青少年ホーム	〒736 安芸郡海田町海田市 158-1	08282-3-1936	日曜日
	広島市安佐 “	〒731-01 広島市安佐南区安古市町 大字大町 933-7	08287-9-1512	水曜日, 8月6日
	大竹市 “	〒739-06 大竹市立戸 1-6-1	08275-3-6677	水曜日 第3日曜日
	竹原市 “	〒725 竹原市竹原町 1567-2	08462-2-3753	水曜日
山 口	(呉市) “	—	—	—
	徳山市 勤労青少年ホーム	〒745 徳山市岐山通 2-10	0834-22-8722	日曜日
	防府市 “	〒747 防府市緑町 1-9-2	0835-23-1500	
	下関市 “	〒750 下関市大字彦島字老の山 公園 1-1	0832-67-1146	火曜日
	光市 “	〒743 光市大字光井 3946-1	0833-72-2245	水曜日
	新南陽市 “	〒746 新南陽市大字富田 2569	0834-62-0001	火曜日
	平生町 “	〒742-11 熊毛郡平生町大字平生村 字横割 178	08205-6-4219	日曜日
	山陽町 “	〒757 厚狭郡山陽町大字鴨庄 3-5	08367-2-1998	水曜日 火曜日の午後
	美祢市 “	〒759-22 美祢市大嶺町東分字前川 285-1	08375-2-3500	火曜日
	小野田市 “	〒756 小野田市大字東高泊 1739-2	08368-3-3146	月曜日
	(豊浦町) “	—	—	—
	※ 宇部市 勤労青少年会館	〒755 宇部市松山町 1-12	0836-31-5515	
徳 島	※ 柳井市 勤労青少年ホーム	〒742 柳井市大字柳井 3718	08202-2-0680	月曜日の夜間
	徳島市 勤労青少年ホーム	〒770 徳島市福島 1-8-19	0886-52-7914	日曜日
	阿南市 “	〒774 阿南市富岡町トノ町24-21	0884-22-4572	日曜日
	藍住町 “	〒771-12 板野郡藍住町奥野字 矢上前32-1	088692-3620	日曜日
	鳴門市 “	〒772 鳴門市撫養町南浜字東浜 27-3	08868-5-5179	月曜日, 5月15日
	市場町 “	〒771-16 阿波郡市場町大字興崎 字北分60	088336-5511	火曜日 祝日の翌日
	小松島市 “	〒773 小松島市南小松島町 1-16	08853-3-3283	日曜日
	香 川 小豆島 勤労青少年ホーム	〒761-44 小豆郡内海町西村甲 1070-1	08798-2-0201	日曜日
	志度町 “	〒769-21 大川郡志度町大字鴨庄 2576	08789-5-2200	日曜日
	(国分寺町) “	—	—	—
愛 媛	新居浜市 勤労青少年ホーム	〒792 新居浜市一宮町 2-2-17	0897-32-9246	日曜日
	伊予三島市 “	〒799-04 伊予三島市中曾根町 500	0896-23-1192	月曜日
	宇和島市 “	〒798 宇和島市和霊東町 3-1-9	0895-22-2089	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
愛媛	今治地区 勤労青少年ホーム	〒794 今治市北宝来町 1-1-16	0898-32-2698	月曜日
	大洲市	〒795 大洲市大洲 1 番地甲-5	08932-4-3161	日曜日
	八幡浜市	〒796 八幡浜市広瀬 2-1-13	0894-24-1822	月曜日
	砥部市	〒791-21 伊予郡砥部町宮内 1369	089962-4822	日曜日
高知 福岡	須崎市 勤労青少年ホーム	〒785 須崎市西糺町 4-4	08894-2-0670	日曜日
	北九州市立八幡 勤労青少年ホーム	〒805 北九州市八幡東区桃園 2-5-1	093-681-2798	日曜日
	北九州市立小倉	〒803 北九州市小倉北区大門 1-6-10	093-561-1262	日曜日
	甘木市	〒838 甘木市大字菩提寺71	09462-2-7409	第2, 4日曜日 第1, 3火曜日
	直方市	〒822 直方市大字惑田 3601-4	09492-4-6200	月曜日 第3日曜日
	大川市	〒831 大川市大字向島 1840-2	09448-8-0106	日曜日
	北九州市立若松	〒808 北九州市若松区浜町 2-15-6	093-761-7500	日曜日
	北九州市立門司	〒801 北九州市門司区清滝 3-2-3	093-331-7177	日曜日
	那珂川町	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字 西隈64-1	092-953-2211 (内線 193)	第1, 2, 4, 5月曜日 第3日曜日
	久留米市	〒830 久留米市野中町 1075-2	0942-34-4996	第1, 3月曜日
	中間市	〒809 中間市大字中間 5867	093-25-3511	日曜日
	豊前市	〒828 豊前市大字吉本 955	09798-2-1111 (内線 294)	日曜日
	八女市	〒834 八女市大字馬場 420	09432-4-0029	第1, 2, 4, 5火曜日 第3日曜日
	田主丸町	〒839-12 浮羽郡田主丸町 大字常盤 1111-1	09437-3-3060	月曜日 第3日曜日
	久山町	〒811-25 粕屋郡久山町大字久原 3506	09297-6-1847	月曜日
	筑紫野市	〒818 筑紫野市大字諸田 169	092925-4801	火曜日
	(北九州市立八幡西)	—	—	—
	(春日市)	—	—	—
佐賀	鳥栖市 勤労青少年ホーム	〒841 鳥栖市元町 1239-1	09428-2-4780	第1, 3, 5火曜日 第2, 4日曜日
	唐津市	〒847 唐津市藤崎通り 6929	09567-2-3424	火曜日
	武雄市	〒843 武雄市武雄町大字武雄 5535	09542-3-5165	火曜日
	有田町	〒844 西松浦郡有田町中部丙 1002-2	09554-2-6207	日曜日
	大町町	〒849-21 杵島郡大町町大字福母 158-1	095282-3500	月曜日
長崎	大村市 勤労青少年ホーム	〒856 大村市西三城町 8	09575-3-1353	日曜日
	佐々町	〒857-03 北松浦郡佐々町本田 原免 123	09566-2-3127	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
長 崎	長与町 勤労青少年ホーム	〒859-06 西彼杵郡長与町嬉里郷 431 - 1	09588-3-6224	第1, 3日曜日 第2, 4木曜日
	松浦市 "	〒859-45 松浦市志佐町浦免 1680	09567-2-3193	
	(川棚町) "	—	—	
熊 本	熊本市 勤労青少年ホーム	〒862 熊本市新屋敷 1 -18 -28	0963-64-0633	日曜日
	八代市 "	〒866 八代市蛇籠町 3-29	09653-3-2383	水曜日
	荒尾市 "	〒864 荒尾市荒尾 4051	09686-3-0622	火曜日
	本渡市 "	〒863 本渡市船の尾町11 - 4	09692-3-4049	日曜日
	山鹿市 "	〒861-05 山鹿市大字山鹿 1026-2	09684-3-1131	日曜日
	人吉市 "	〒868 人吉市西間下町20	09662-4-3871	火曜日
	菊池市 "	〒861-13 菊池市大字隈府 1272-2	09682-4-1044	
	(宇土市) "	—	—	—
	中津市 勤労青少年ホーム	〒871 中津市中央町 1 - 3 - 45	0979-22-7637	日曜日
大 分	日田市 "	〒877 日田市中城町 1 -66	09732-3-3835	日曜日
	竹田市 "	〒878 竹田市大字玉来 1 -11	09746-3-1047	日曜日
	佐伯市 "	〒876 佐伯市 11766 - 2	09722-3-1010	日曜日
	宇佐市 "	〒879-04 宇佐市大字四日市 264	09783-2-3316	
	豊後高田市 "	〒879-06 豊後高田市大字高田 1008 - 3	09782-4-2270	日曜日
	別府市 "	〒874 別府市上野口町19 -22	0977-21-5890	月曜日 祝日の翌日
	延岡市 勤労青少年ホーム	〒882 延岡市西階町 1 - 4341 - 1	0982-32-4071	日曜日
	都城市 "	〒885 都城市松元町 4 -14	0986-23-5160	月曜日
	宮崎市 "	〒880 宮崎市神宮東 1 - 2 - 27	0985-24-9138	日曜日
宮 崎	日南市 "	〒887 日南市油津 1 - 4 - 21	09872-2-5666	日曜日
	日向市 "	〒883 日向市本町10 - 5	09825-2-2111 (内線 635)	日曜日
	串間市 "	〒888 串間市大字西方 5655	09877-2-1352	火曜日
	小林市 "	〒886 小林市細野38 - 1	09842-3-9653	日曜日
	えびの市 "	〒889-43 えびの市原田 3456	09843-3-1115	日曜日
	西都市 "	〒881 西都市大字右松 2534 - 1	09834-3-1111 (内線 627)	月曜日 火曜日
	出水市 勤労青少年ホーム	〒899-02 出水市上知識 3878	09966-3-2136	第3日曜日
	鹿屋市 "	〒893 鹿屋市向江町29 - 1	09944-3-4640	水曜日
鹿 児 島				

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
鹿児島 沖縄	国分市 勤労青少年ホーム	〒899-43 国分市中央 3-2-27	09954-5-5111 (内線 308)	日曜日 祝日の翌日
	鹿児島市 "	〒890 鹿児島市鴨池 2-32-30	0992-55-5771	土曜日
	枕崎市 "	〒898 枕崎市西鹿籠 12746-1	09937-2-2277	月曜日
	西之表市 "	〒891-31 西之表市西之表 15-182-1	09972-2-1579	日曜日
	川内市 "	〒895 川内市西開聞町 5-1	0996-20-1281	日曜日
	高山町 "	〒893-12 肝属郡高山町前田西三宮	09946-5-0452	火曜日
	串木野市 "	〒896 串木野市上名 2467-2	09963-2-8770	月曜日
	那覇市 勤労青少年ホーム	〒900 那覇市旭町35	0988-62-6037	日曜日
	宜野湾市 "	〒901-22 宜野湾市伊佐 289-296	09889-8-4700	月曜日
	平良市 "	〒906 平良市字下里 416-4	09807-2-0362	月曜日

注1) () 印のホームは昭和57年度設置予定のものを示す。

2) ※印は地方公共団体が国の補助を受けないで設置したもの及びホームの類似施設を示す。

3) 休館日は、原則として週1回に定められたものを示す。なお、各ホームとも祝日、年末年始を休館日としているところが多いが、多少ホームによって異なる。

労働省婦人少年局調べ

4 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

(1) 制度の趣旨

ホーム利用者及びホーム主催（共催）行事等参加者が被むる不測の事故に対処するため「勤労青少年ホーム災害補償保険制度」を設立・運営し、もってホーム利用者等の事故に際し十分かつ、速やかな補償を行えるようにし、ひいてはホーム活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(2) 制度の概要

- 本制度は「傷害保険」と「賠償責任保険」を一体不可分に組み合わせ、ホーム利用者等の事故に際してできるだけ漏れのない十分な補償を行えるようにしたものである。

また、保険契約は社団法人全国勤労青少年ホーム協議会が代表契約者となっていくので個別に加入するより有利な内容となっている。

○ 補償の対象

傷害保険……傷害保険加入者がホーム活動中に被った傷害事故が補償の対象となる。

賠償責任保険……ホーム側の責任で傷害事故が発生した場合のホーム側が負担する法律上の損害賠償金が補償の対象となる。

- 本制度は「ホーム活動」中の事故が対象となる。「ホーム活動」とはホームの管理下において行われる活動であって以下の各種活動（例：奉仕活動・文化活動・スポーツ活動等）をいう。

ホーム施設内で行われる各種活動

ホーム施設外の各種活動のうちホームが主催若しくは共催する活動
又は事前にホームに書面で届出て行われる団体活動

これらは、所定の集合地でホームの管理下に入った時から所定の解散地で解散するまでの間が補償の対象となる。

※届出の内容……責任者、行事種目、日程、参加者氏名

- ホーム活動中に災害が発生した場合に適用される保険は以下のとおり

である。

区 分	災害の発生に対するホーム側の責任	
	な し	あ り
傷害保険加入者	傷 害 保 険	傷害保険＋賠償責任保険
上記以外の者		賠 償 責 任 保 険

○ 傷害保険の保険金の種類及び保険金額

種 類	内 容	保 険 金 額	
		Aタイプ	Bタイプ
死 亡 保 険 金	事故の日から180日以内に死亡	300万円	150万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が発生	程度により 9～300万円	程度により 4.5～150万円
医 療 保 険 金	入院180日、非入院90日を限度として8日目より支給	入 院 1日につき1,500円 非入院 1日につき1,000円	

○ 傷害保険加入依頼金（1名当たり）

Aタイプ……290円（年額） Bタイプ……190円（年額）

※Aタイプ・Bタイプの選択は加入者ごとに自由にできる。

○ 賠償責任保険補償限度額

人身事故のみを補償する。被害者1名につき3,000万円を限度（免責金額3万円）、同一の原因の事故発生につき1億円を限度とする。

○ 賠償責任保険加入依頼金（1ホーム当たり）

ホーム施設の延床面積

1,000㎡未満……………5,900円（年額）

1,000㎡以上～2,000㎡未満…7,600円（年額）

2,000㎡以上……………9,300円（年額）

(3) 加入手続き等

「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」に加入依頼金の「振り込み領収書（写）」を添えて協議会に提出する。加入手続きの概略は次のとおりである。

手続き1 傷害保険加入者の取りまとめ「傷害保険加入者名簿」の作成

手続き2 傷害保険加入者の取りまとめ完了後「ホーム災害補償保険制度加入依頼書」の作成

手続き3 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼金」の振り込み

手続き4 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」と加入依頼金合計額の「振り込み振り替え領収書（銀行又は郵便局が発行）」（写）の送付

申込期間（ホームが加入必要書類を協議会へ発送する時期）	3月20日までに発送	4月8日までに発送	5月20日までに発送	8月20日までに発送	11月20日までに発送
保険（補償）期間	4月1日午前0時から 翌年3月31日午後12時	4月15日午前0時から 翌年4月14日午後12時	6月1日午前0時から 翌年5月31日午後12時	9月1日午前0時から 翌年8月31日午後12時	12月1日午前0時から 翌年11月30日午後12時

※各ホームでは保険期間を上記のうちから1つ選択する。

手続き5 傷害保険中途加入者の取扱い

「傷害保険加入者名簿」への追加記載

「傷害保険中途加入者報告書」の作成と送付

○ 「中途加入依頼金」（傷害保険依頼金のみ）

保険期間開始後6箇月未満までに中途加入の「中途加入依頼金」は年間加入依頼金と同一（Aタイプ290円、Bタイプ190円）である。

保険期間開始後6箇月を経て後に中途加入した者の「中途加入依頼金」はAタイプ150円、Bタイプ100円となる。

(4) 事故の際の手続き

○ 傷害保険の場合



昭和58年1月10日 発行

昭和57年版

勤 労 青 少 年 の 現 状

年少労働資料 37号

発行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印刷 大蔵省印刷局

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00742214

(大蔵省印刷局製造)